

本荘由利広域
第8期介護保険事業計画

2021年3月

本荘由利広域市町村圏組合

目次

第1章	計画策定の趣旨	1
第1節	計画策定の背景	1
第2節	法令等の根拠	2
第3節	計画の基本理念	2
第4節	基本目標と方向性	3
第5節	計画の期間	4
第6節	他の計画との関連性	4
第7節	計画への意見の反映	5
第8節	計画の進行管理	5
第2章	高齢者を取巻く状況	6
第1節	組合の日常生活圏域	6
第2節	組合の人口と高齢者数の推移	8
第3節	第1号被保険者数の推移	9
第4節	要支援・要介護認定者数の推移	10
第5節	在宅介護実態調査	14
第6節	介護予防・日常生活圏域二一ズ調査	25
第7節	介護給付の現状	29
第8節	地域支援事業の現状	41
第3章	高齢者の自立支援と介護予防、介護給付の適正化に向けた取り組み	52
第1節	高齢者の自立支援と介護予防に向けた取り組み	52
第2節	介護給付の適正化に向けた取り組み	54
第4章	地域包括ケアシステム構築に向けた取り組み	58
第1節	地域包括ケアシステムの全体像	58
第2節	地域包括支援センター	58
第3節	在宅医療・介護連携の推進	59
第4節	保健事業と一般介護予防事業の一体的な実施	59
第5節	認知症施策の推進	59
第6節	生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	61
第7節	地域ケア会議の推進	61
第8節	高齢者の居住安定に係る施策との連携	62
第9節	介護保険の指定を受けていない高齢者の住まい	62
第10節	地域包括ケアシステムを支える人材の確保および質の向上について	62
第11節	災害・感染症対策に対する備えの検討	63

第5章	介護給付等対象サービスの量の見込み	64
第1節	サービス利用者数の見込み	64
第2節	居宅サービスの見込み	67
第3節	地域密着型サービスの見込み	77
第4節	施設サービスの見込み	83
第5節	介護サービスの基盤整備	85
第6節	各サービス別給付費の推移	88
第6章	地域支援事業の量の見込み	92
第1節	介護予防・日常生活支援総合事業の量の見込み	92
第2節	包括的支援事業および任意事業の量の見込み	98
第3節	地域支援事業に要する費用の額	104
第7章	第1号被保険者保険料の見込み	106
第1節	介護保険料算出の流れ	106
第2節	第1号被保険者保険料の段階設定	109
第3節	介護保険料の算定	110

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の背景

21世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、介護保険制度が2000年4月に施行されました。この間、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護保険制度は介護の必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきました。

本荘由利広域市町村圏組合（以下「組合」という。）では、由利本荘市、にかほ市の2市から構成される保険者として介護保険事業を行っています。

制度創設以来、老後の安心を支える仕組みとして実施されてきた介護保険制度ですが、利用者の増加に伴い、費用も急速に増大してきました。さらに、総人口が減少していく中、現役世代人口も減少し、高齢化は進展する見込みです。組合においても、2020年9月末現在、由利本荘市、にかほ市を合わせた高齢化率は37.4%を示し、2025年には40.5%に達する見込みとなっています。

介護保険制度においては、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上となる2025年を見据え、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まいおよび自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて深化・推進してきたところです。

2025年が近づく中で、更にその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けて、総人口・現役世代人口が減少する中で、介護ニーズの高い85歳以上人口が増加することが見込まれます。また、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護サービス需要が更に増加・多様化することが想定される一方、現役世代の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が重要となります。

こうした状況を踏まえ、第6期介護保険事業計画以降の計画は、地域包括ケア計画として位置づけられ、第8期介護保険事業計画（以下、「第8期計画」という。）においても、地域の介護需要のピークを視野に入れながら、2025年および2040年に向けた目標を示した上で、介護給付等対象サービスの充実を図るとともに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策や生活支援サービスの充実等、「地域包括ケアシステム」の強化に向けた方策に取り組むことが求められています。

こうした背景のもと、組合では、これまでの介護保険事業計画を顧みたとともに、これまでに構築した「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進を目指して、第8期計画を策定しました。本計画のもと、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保、地域支援事業の実施について計画的に行っていきます。

第2節 法令等の根拠

介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき策定する計画で、今回が第8期目の計画に当たります。介護保険の給付対象となるサービス量や地域支援事業の量の見込みなど、介護保険事業を運営していく上で必要となる事項を定めるものです。

第3節 計画の基本理念

本計画における基本理念を以下のとおりとします。

高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域で
その有する能力に応じ
自立した日常生活を営むことを可能とする
地域づくり

介護が必要な人の尊厳を保持し、個々の実情に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援するという、介護保険制度の基本理念を踏まえ、地域の実情に応じて、地域住民、民間、行政等の多様なサービスの提供体制を整備することにより、高齢者の生活の自立や、生活の質の向上を支援し、高齢者がどのような状態になっても、生きがいを持って日常生活を営んでいける地域を目指します。

第4節 基本目標と方向性

基本理念のもと、以下の3つの目標を本計画の柱とし、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。

基本目標1 高齢者の自立支援、介護予防の推進

住民や事業者など地域全体への自立支援・介護予防に関する普及啓発、介護予防の通いの場の充実、リハビリテーション専門職種等との連携や口腔機能向上や低栄養予防・改善に係る活動の推進、地域包括支援センターの強化など、地域の実態や状況に応じた取り組みにより、高齢者の自立支援と介護予防を推進していきます。

特に、介護予防の推進に当たっては、機能回復訓練等の高齢者へのアプローチだけではなく、生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいを持てる生活を営むことのできる生活環境の調整および地域づくり等により高齢者を取巻く環境へのアプローチも含めた、バランスの取れたアプローチを実践し、高齢者が生きがいを持って生活できる地域の実現を目指します。また、効果的・効率的な取り組みとなるよう、地域支援事業に関するデータや評価指標の活用を図りながらPDCAサイクルに沿った取り組みを進めていきます。

基本目標2 地域の実情に合わせた介護サービスの充実

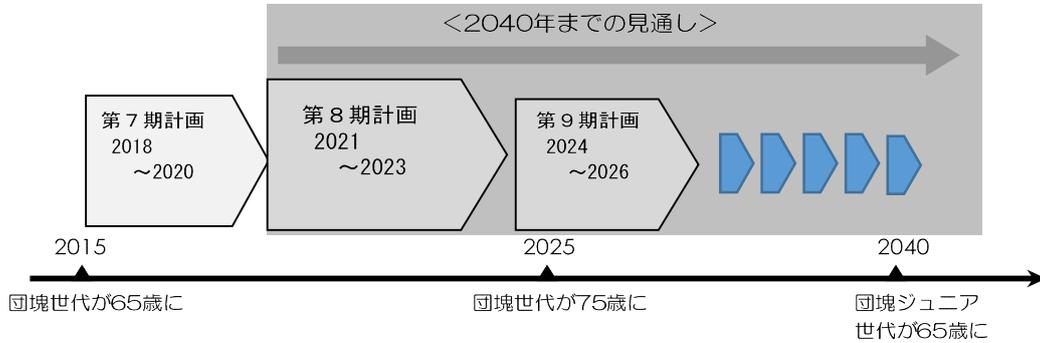
認知症の人や高齢者が環境変化の影響を受けやすいことに留意し、認知症の人や高齢者が要介護状態等となっても、可能な限り、住み慣れた地域で継続して日常生活を営むことができるよう介護サービスの提供や在宅と施設の連携等、地域における継続的な支援体制の整備を進めていきます。

基本目標3 地域における高齢者の支援体制の強化

今後、高齢者のみの世帯、医療ニーズおよび介護ニーズを併せ持つ高齢者、認知症の高齢者の増加が見込まれることから、地域においてそれぞれの生活のニーズにあった住まい、日常生活上の支援、医療、介護のほか、感染症や災害時対応等が切れ目なく提供される体制の強化が必要となります。地域包括支援センターを中核に据え、医療と介護の連携の推進、認知症施策の推進、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、地域ケア会議の推進、高齢者の居住安定に係る施策との連携に継続して取り組んで行くことで、地域の高齢者を包括的に支援する体制を強化していきます。

第5節 計画の期間

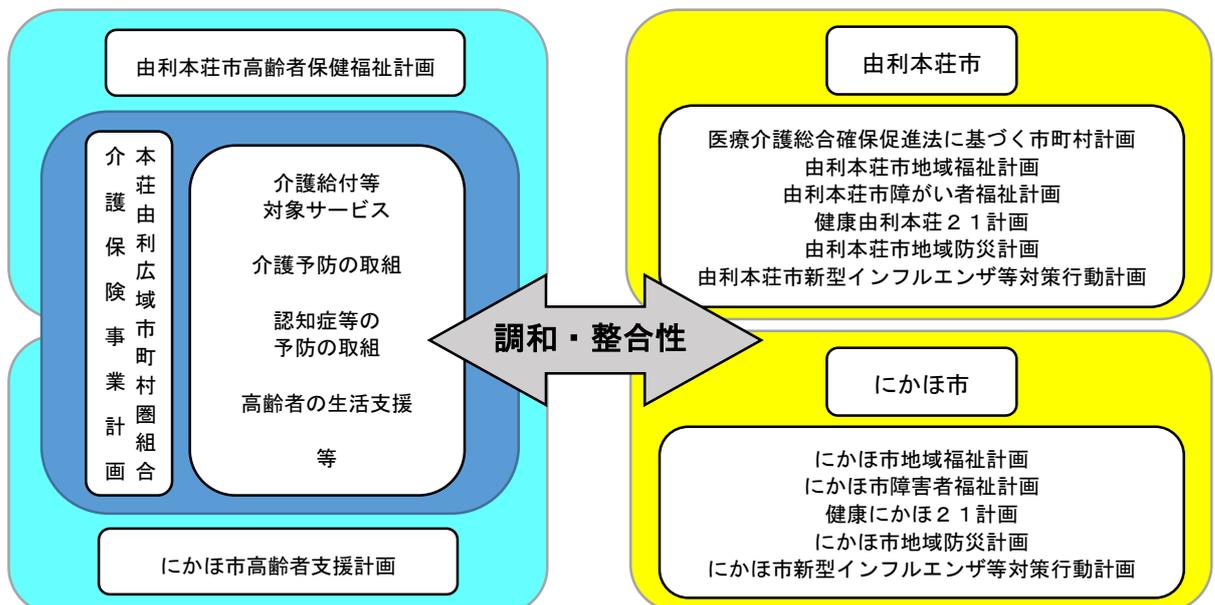
第8期計画については、2021年度から2023年度までが計画期間となります。本計画においては、2025年および2040年までの中長期的な視野に立った施策の展開が求められています。



第6節 他の計画との関連性

組合の介護保険事業計画の位置づけは、構成市である由利本荘市の高齢者保健福祉計画及びにかほ市の高齢者支援計画と一体のものとして作成される計画であり、また、由利本荘市の医療介護総合確保促進法に基づく市町村計画、由利本荘市地域福祉計画、由利本荘市障がい者福祉計画、健康由利本荘21計画、由利本荘市地域防災計画、由利本荘市新型インフルエンザ等対策行動計画、にかほ市のかほ市地域福祉計画、にかほ市障害者福祉計画、健康にかほ21計画、にかほ市地域防災計画、にかほ市新型インフルエンザ等対策行動計画との整合性や調和が保たれたものということになります。

また、同時に、在宅医療等の新たなサービスの見込み量について、秋田県の地域医療構想を含む医療計画との整合性を確保するものとします。



第7節 計画への意見の反映

計画の検討、立案及び推進は、「地域包括ケアシステム」構築の推進に向けて極めて重要な過程であり、由利本荘市及びにかほ市と一丸となって取り組むよう、会議を重ねて開催し連携に努めました。

介護保険事業の運営及び「地域包括ケアシステム」構築については、幅広い関係者の協力を得て、地域の課題や目指すべき方向性を共有し、地域の実情に応じたものとするのが求められていることから、学識経験者、保健医療関係者、被保険者代表者、介護給付等対象サービス提供者などで構成する「介護保険事業計画策定委員会」を設置し、さまざまな見地から意見を広く聴取し、計画案を審議しました。

さらに、計画策定内容等のパブリックコメントの実施により圏民に広く意見を募集するとともに周知を図りました。

第8節 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、地域住民、医療、福祉関係機関、行政がそれぞれの立場で情報を共有しながら連携し、協力し合うことが必要です。そのため、各分野の意見を取り入れながら、計画の進捗状況を管理し、円滑な推進に努めます。

組合では、介護保険運営協議会を設置し、計画の進捗状況や達成状況の評価及び課題抽出を行い、介護保険制度運営の充実に取り組んできました。今後も、同協議会などにおいて、計画の推進状況や実施状況を常に把握し、改善に努めていきます。計画の評価については、計画期間におけるサービス利用・提供状況の把握、計画値と実績値の比較などを通じて行います。

また、本計画第3章において定める高齢者の自立支援や重度化予防の取り組みに関する目標について実績評価および評価結果の公表を行い、高齢者の自立支援や重度化防止の取り組みを推進していきます。

第2章 高齢者を取巻く状況

第1節 組合の日常生活圏域

日常生活圏域とは、いわば介護サービス基盤を空間的に考える基本単位であり、2006年4月からの第3期介護保険事業計画から設定されることになりました。地域密着型サービスについては、高齢者の住み慣れた地域での生活継続を支援すべく、サービス提供を日常生活圏域ごとに見込むこととなります。

具体的な圏域の設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービス提供施設の整備状況などを総合的に勘案して行いました。当組合では、引き続き、行政区による区分けにより、①由利本荘圏域、②にかほ圏域の2つの日常生活圏域を設定し、由利本荘圏域には基幹型地域包括支援センターを1か所と地域包括支援センターを3か所、にかほ圏域には地域包括支援センターを1か所設置します。

① 由利本荘圏域

由利本荘市は、東西約32.3km、南北約64.7km、1,209.59km²の面積を有し県内最大となっています。

南に秀峰鳥海山、東に出羽丘陵を背し、中央を一級河川子吉川が貫流して日本海にそそぐ、山と川と海の美しい自然に恵まれた地域であり、鳥海山と出羽丘陵に接する山間地帯、子吉川流域地帯、日本海に面した海岸平野地帯から構成され、古くから歴史的、文化的に深いつながりを有してきました。

また、本荘地域を基点に国道（7号、105号、107号、108号）により各地域が結ばれており、通勤、通院、買い物など本荘地域を核に一体的な発展を遂げてきました。

公共施設整備についても、市独自の市営ケーブルテレビが市内全域で視聴可能であり、小中学校の統廃合など、各地域の一体化が進んでいます。

介護サービス事業においても、旧自治体の枠にとらわれず提供されており、保健・医療・福祉施策の充実と強化を総合的に図るため、由利本荘市を1つの日常生活圏域としています。

② にかほ圏域

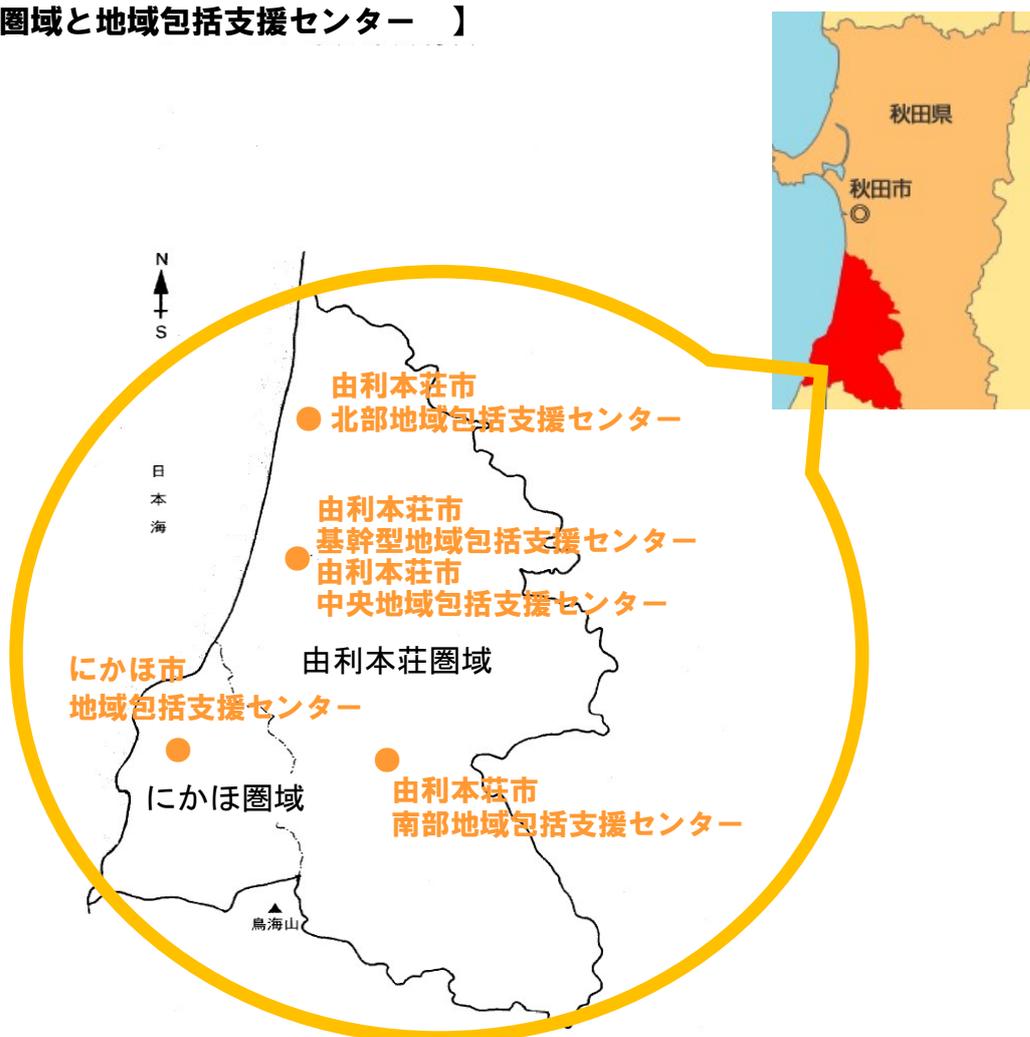
にかほ市は、秋田県南西部、秋田・山形県の県境に位置し、鳥海山と日本海に囲まれた面積 240.67 km² のコンパクトな地勢にあります。

日本海沿岸から一挙に立ち上がる独立峰・鳥海山、国指定天然記念物の九十九島などの自然の恵みが、古くから現在に至る歴史と文化を深め、観光業や農林水産業に活かされています。また、世界をリードする総合電子部品メーカー会社の一大生産拠点とその関連するものづくり企業 150 社が立地し、県内屈指の製造業の集積地となっています。

介護保険事業については、在宅サービスや入所施設等の事業体制は整備されており、現在は、地域資源を生かした地域包括ケアシステムの深化、総合事業の要である介護予防事業の強化に取り組んでいます。

市内は、交通空白地のない移動しやすい環境であること、介護サービス提供体制における地域格差がなく良好なサービスを提供できる状況にあることから、にかほ市全体で一つ圏域としています。

【 組合の圏域と地域包括支援センター 】



2つの日常生活圏域それぞれにおいて、地域内で連携し、助け合い、支え合って、安心して暮らせる地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

第2節 組合の人口と高齢者数の推移

組合の人口推移

0-39歳人口、40-64歳人口、65歳以上人口の3区分で組合の人口推移をみると、0-39歳人口、40-64歳人口ともに減少していきませんが、65歳以上人口は2020年をピークに減少する傾向にあります。高齢化率は2023年には39.2%、2025年には40.5%に、2040年には47.1%になると見込まれます。

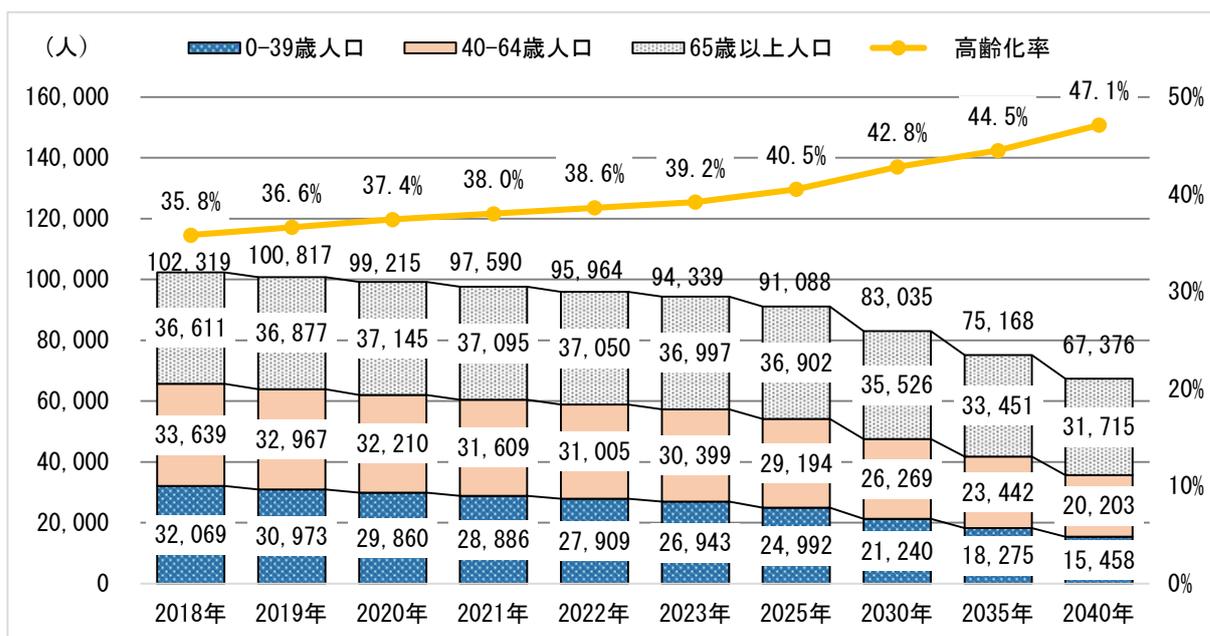
●組合の推計人口

(単位：人)

区分	実績値			推計値						
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2025年	2030年	2035年	2040年
0-39歳人口	32,069	30,973	29,860	28,886	27,909	26,943	24,992	21,240	18,275	15,458
	31.3%	30.7%	30.1%	29.6%	29.1%	28.6%	27.4%	25.6%	24.3%	22.9%
40-64歳人口	33,639	32,967	32,210	31,609	31,005	30,399	29,194	26,269	23,442	20,203
	32.9%	32.7%	32.5%	32.4%	32.3%	32.2%	32.1%	31.6%	31.2%	30.0%
65歳以上人口	36,611	36,877	37,145	37,095	37,050	36,997	36,902	35,526	33,451	31,715
	35.8%	36.6%	37.4%	38.0%	38.6%	39.2%	40.5%	42.8%	44.5%	47.1%
合計	102,319	100,817	99,215	97,590	95,964	94,339	91,088	83,035	75,168	67,376

資料：9月末現在住民基本台帳

●人口と高齢化率の推移



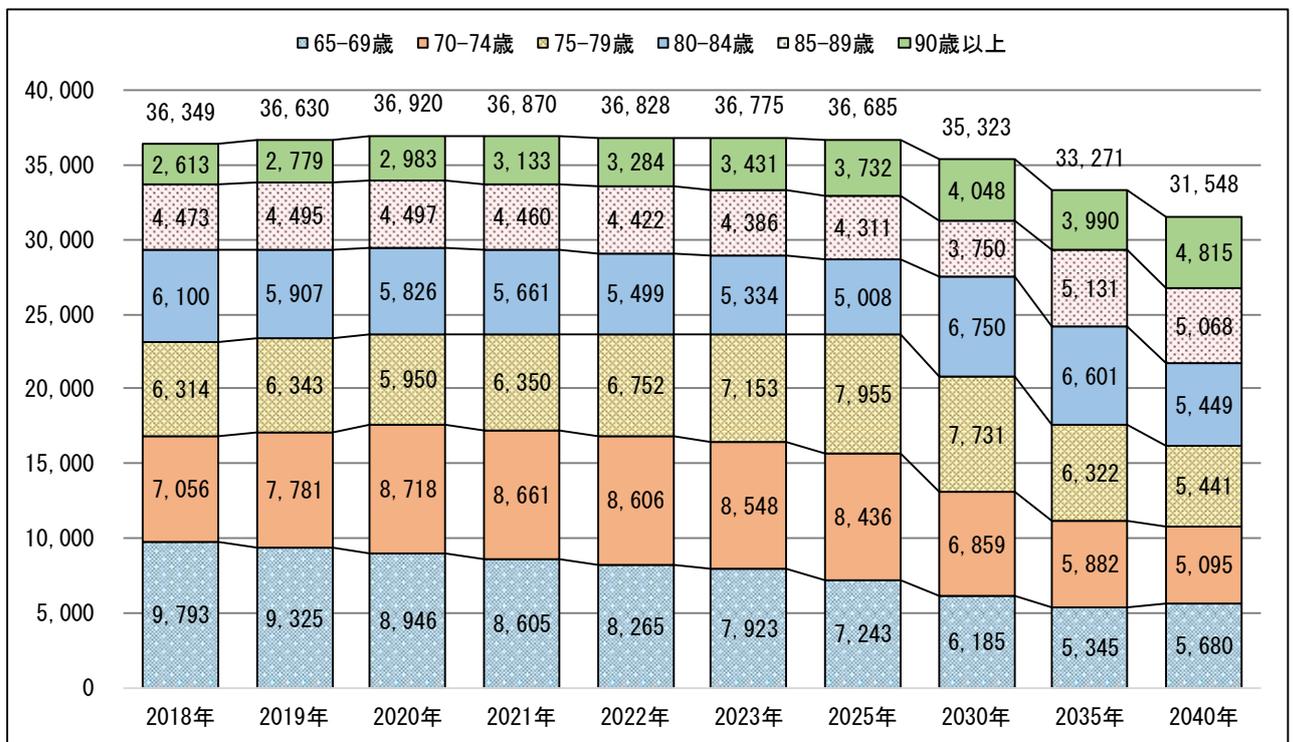
第3節 第1号被保険者数の推移

被保険者数の実績と人口推計結果をもとに、介護保険の第1号被保険者数を推計しました。第1号被保険者は、2020年をピークに減少に転じます。

70-74歳の被保険者は2020年まで増加傾向が続き、75-79歳の被保険者は2021年から2025年にかけて増加傾向で推移するものと見込まれます。

2020年と2025年を比較すると、75-79歳の被保険者は増加し、65-69歳の被保険者は減少するものと見込まれます。

● 第1号被保険者数の推移



資料：介護保険事業状況報告 9月報告

第4節 要支援・要介護認定者数の推移

(1) 要支援・要介護認定者の現状

●2018年認定者数

(単位：人)

区分	合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
総認定者数	7,199	396	661	1,255	1,671	1,256	1,132	828
1号被保険者	7,082	392	646	1,243	1,632	1,230	1,120	819
65-69歳	243	18	22	35	67	32	36	33
70-74歳	366	20	40	65	88	75	49	29
75-79歳	749	49	90	137	184	115	102	72
80-84歳	1,577	118	203	332	364	220	186	154
85-89歳	2,193	127	185	411	544	367	324	235
90歳以上	1,954	60	106	263	385	421	423	296
2号被保険者	117	4	15	12	39	26	12	9

●2019年認定者数

(単位：人)

区分	合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
総認定者数	7,309	385	742	1,312	1,676	1,246	1,138	810
1号被保険者	7,189	381	731	1,287	1,644	1,222	1,124	800
65-69歳	251	19	24	43	62	45	33	25
70-74歳	397	38	45	56	93	71	55	39
75-79歳	727	42	91	149	174	109	95	67
80-84歳	1,514	99	216	324	326	216	179	154
85-89歳	2,211	125	243	421	525	358	326	213
90歳以上	2,089	58	112	294	464	423	436	302
2号被保険者	120	4	11	25	32	24	14	10

●2020年認定者数

(単位：人)

区分	合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
総認定者数	7,356	391	749	1,320	1,699	1,281	1,124	792
1号被保険者	7,254	385	738	1,300	1,668	1,263	1,115	785
65-69歳	246	9	32	49	56	37	36	27
70-74歳	426	37	43	70	112	74	52	38
75-79歳	703	62	86	150	140	107	97	61
80-84歳	1,461	97	199	298	338	217	176	136
85-89歳	2,196	118	227	440	526	361	305	219
90歳以上	2,222	62	151	293	496	467	449	304
2号被保険者	102	6	11	20	31	18	9	7

資料：介護保険事業状況報告9月報告

(2) 要支援・要介護認定者の推計

要支援・要介護認定者数は、介護が必要となる人が増えるとされる85歳以上の被保険者が増えることから、増加が続く見込みです。また、第1号被保険者に対する認定率も上昇する見込みです。

●2021年認定者数

(単位：人)

区分	合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
総認定者数	7,442	395	751	1,331	1,716	1,299	1,145	805
1号被保険者	7,340	389	740	1,311	1,685	1,281	1,136	798
65-69歳	236	9	30	47	54	35	35	26
70-74歳	424	37	43	70	111	73	52	38
75-79歳	750	66	91	160	149	114	104	66
80-84歳	1,421	95	193	290	329	211	171	132
85-89歳	2,179	117	225	437	522	358	303	217
90歳以上	2,330	65	158	307	520	490	471	319
2号被保険者	102	6	11	20	31	18	9	7

●2022年認定者数

(単位：人)

区分	合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
総認定者数	7,516	398	756	1,338	1,728	1,318	1,163	815
1号被保険者	7,417	392	745	1,319	1,699	1,300	1,154	808
65-69歳	227	9	30	45	51	34	33	25
70-74歳	420	37	43	69	110	73	51	37
75-79歳	793	70	96	169	158	121	110	69
80-84歳	1,375	91	187	281	318	204	166	128
85-89歳	2,156	116	223	432	516	354	300	215
90歳以上	2,446	69	166	323	546	514	494	334
2号被保険者	99	6	11	19	29	18	9	7

●2023年認定者数

(単位：人)

区分	合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
総認定者数	7,599	400	758	1,349	1,745	1,337	1,182	828
1号被保険者	7,501	394	747	1,330	1,716	1,320	1,173	821
65-69歳	216	8	28	43	49	32	32	24
70-74歳	416	36	42	69	109	72	51	37
75-79歳	840	74	101	179	167	128	117	74
80-84歳	1,336	89	181	273	309	199	161	124
85-89歳	2,138	115	221	429	512	352	296	213
90歳以上	2,555	72	174	337	570	537	516	349
2号被保険者	98	6	11	19	29	17	9	7

●2025年認定者数

(単位：人)

区分	合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
総認定者数	7,756	405	764	1,365	1,778	1,374	1,220	850
1号被保険者	7,664	399	754	1,347	1,750	1,358	1,212	844
65-69歳	198	7	26	39	45	30	29	22
70-74歳	411	36	42	68	108	71	50	36
75-79歳	931	82	112	197	185	143	130	82
80-84歳	1,251	83	169	256	289	186	152	116
85-89歳	2,097	113	216	420	503	345	291	209
90歳以上	2,776	78	189	367	620	583	560	379
2号被保険者	92	6	10	18	28	16	8	6

●2030年認定者数

(単位：人)

区分	合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
総認定者数	7,979	410	788	1,402	1,824	1,418	1,260	877
1号被保険者	7,896	406	779	1,386	1,799	1,403	1,252	871
65-69歳	171	6	23	34	39	26	24	19
70-74歳	334	30	35	55	87	58	40	29
75-79歳	908	80	110	193	180	139	126	80
80-84歳	1,657	107	219	341	387	247	203	153
85-89歳	1,816	98	187	365	434	300	252	180
90歳以上	3,010	85	205	398	672	633	607	410
2号被保険者	83	4	9	16	25	15	8	6

●2035年認定者数

(単位：人)

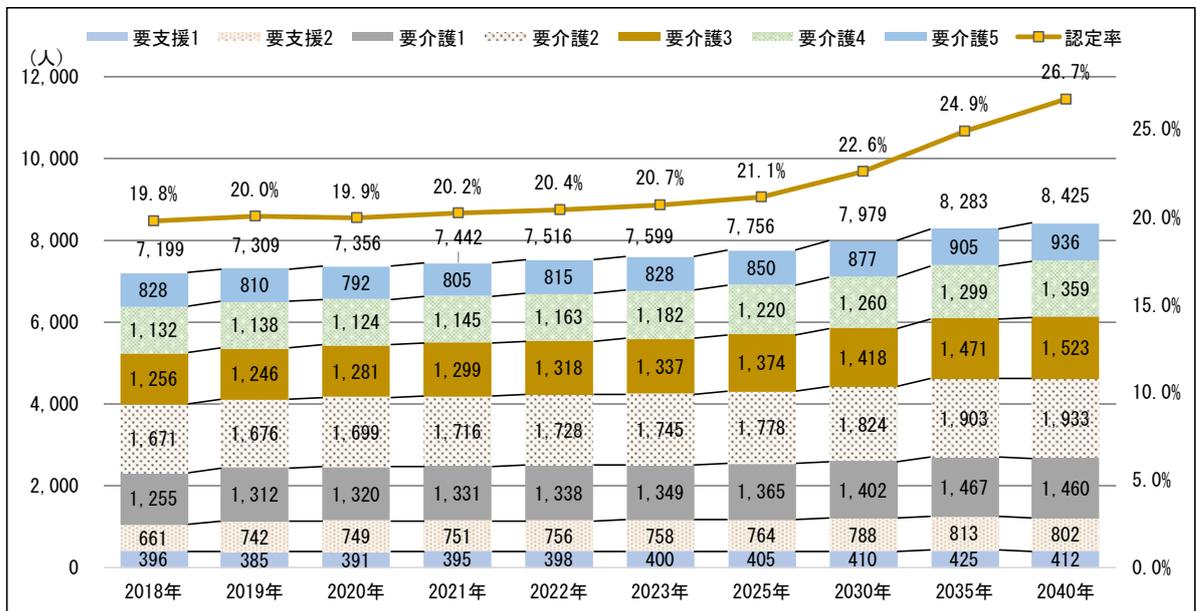
区分	合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
総認定者数	8,283	425	813	1,467	1,903	1,471	1,299	905
1号被保険者	8,210	421	805	1,453	1,880	1,458	1,293	900
65-69歳	146	6	19	29	33	22	21	16
70-74歳	285	25	29	47	75	49	35	25
75-79歳	742	66	90	158	147	114	103	64
80-84歳	1,630	107	217	334	380	243	198	151
85-89歳	2,443	133	248	492	584	407	338	241
90歳以上	2,964	84	202	393	661	623	598	403
2号被保険者	73	4	8	14	23	13	6	5

●2040年認定者数

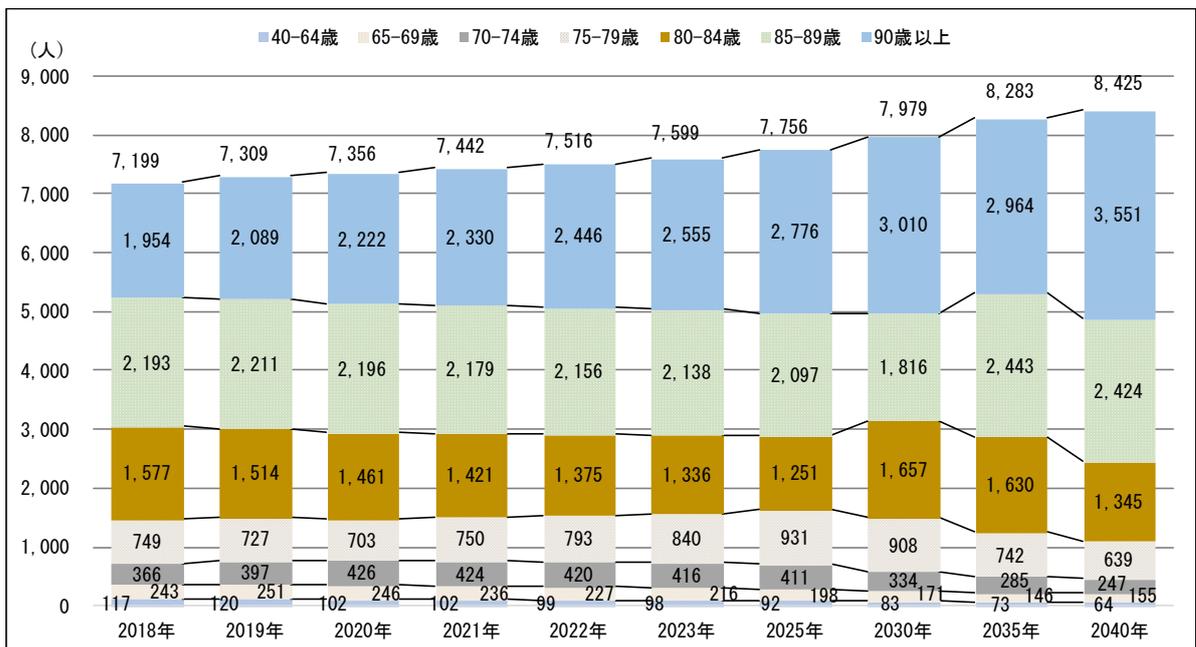
(単位：人)

区分	合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
総認定者数	8,425	412	802	1,460	1,933	1,523	1,359	936
1号被保険者	8,361	408	795	1,448	1,913	1,512	1,354	931
65-69歳	155	6	20	31	35	23	23	17
70-74歳	247	22	26	40	65	42	30	22
75-79歳	639	56	77	136	127	98	89	56
80-84歳	1,345	88	179	276	313	200	164	125
85-89歳	2,424	132	247	488	580	403	335	239
90歳以上	3,551	104	246	477	793	746	713	472
2号被保険者	64	4	7	12	20	11	5	5

●介護度別認定者数と認定率の推移



●年齢区分別認定者数の推移





第5節 在宅介護実態調査

(1) 調査の実施概要

■調査の目的

本調査は、第8期介護保険事業計画において、これまでの地域包括ケアシステムの構築という観点に加え、介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要かといった観点も盛り込み、高齢者等の適切な在宅介護継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスのあり方を把握するために実施しました。

■調査の対象

調査対象は、組合の被保険者で、在宅で生活している要支援・要介護認定者のうち、要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請をし、令和2年2月から5月の間に認定調査を受けた人を対象に調査を行いました。

■調査の方法

要支援・要介護認定調査の訪問調査時に、要支援・要介護認定調査員による聞き取り調査により実施しました。

■調査票の回収件数

調査票の回収件数は701件でした。

■調査の5つのテーマについて

次にあげる5つのテーマに基づいて調査を実施しています。

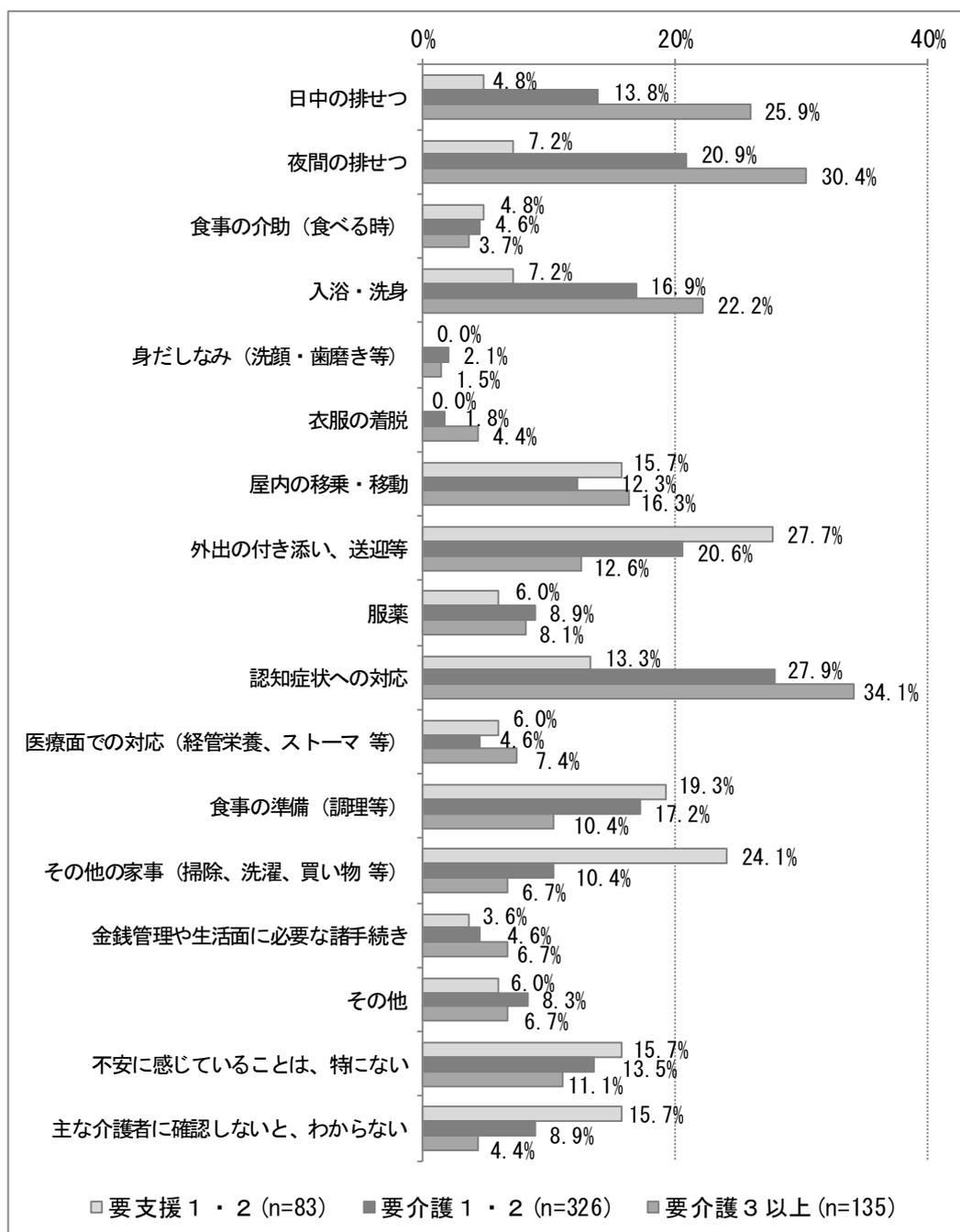
- ① 在宅限界点の向上のための支援・サービスの提供体制
- ② 仕事と介護の両立に向けた支援・サービスの提供体制
- ③ 保険外の支援・サービスを中心とした地域資源の整備
- ④ 将来の世帯類型の変化に応じた支援・サービスの提供体制
- ⑤ 医療ニーズの高い在宅療養者を支える支援・サービスの提供体制

(2) 調査結果の抜粋

1. 在宅限界点の向上のための支援・サービスの提供体制の検討

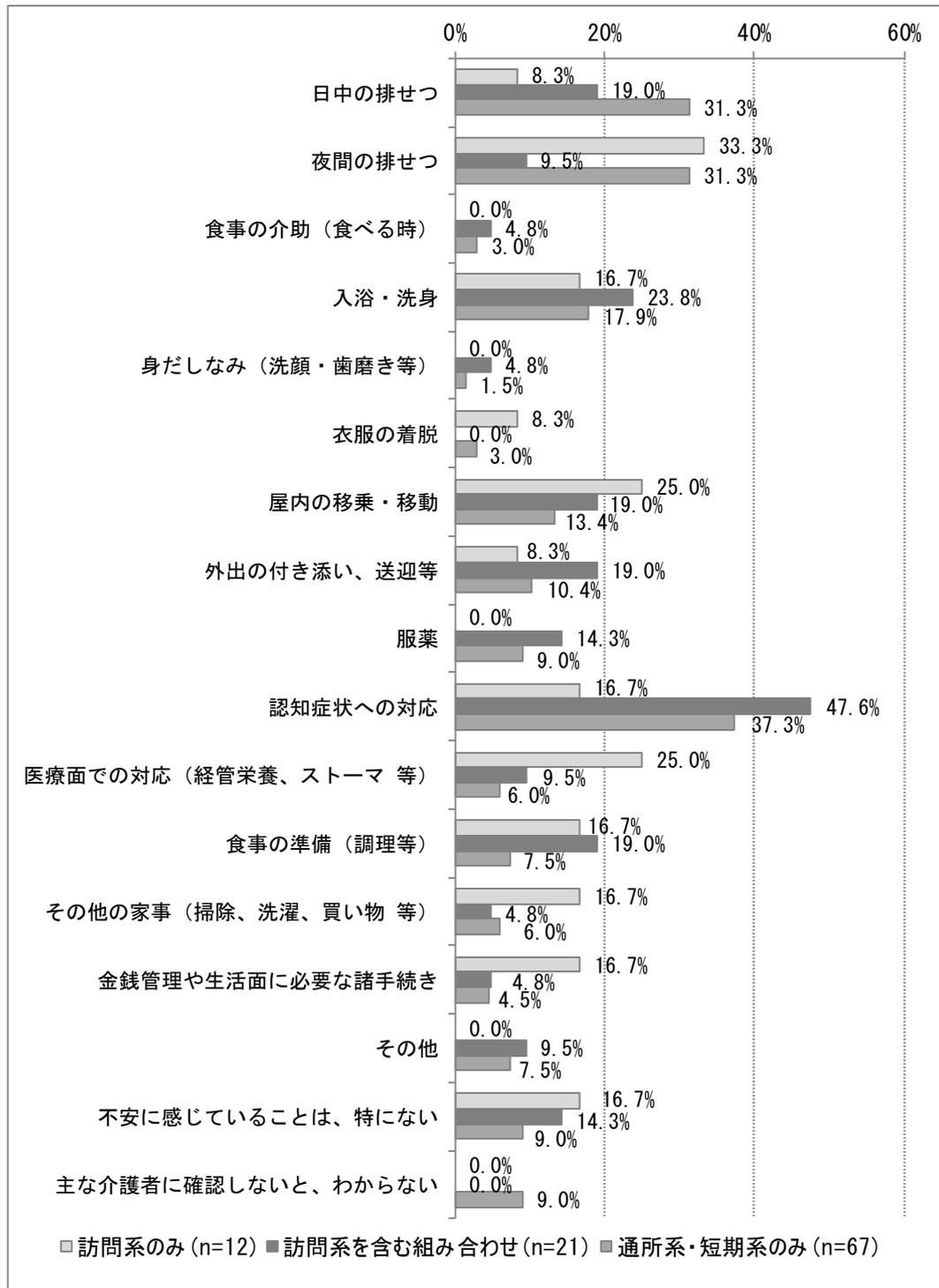
要支援・要介護認定者が現在の在宅生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安を感じる介護について、要介護 3 以上では、特に認知症状への対応が 34.1%、夜間の排せつが 30.4%と不安が大きい傾向がみられました。

●要介護度別・介護者が不安を感じる介護



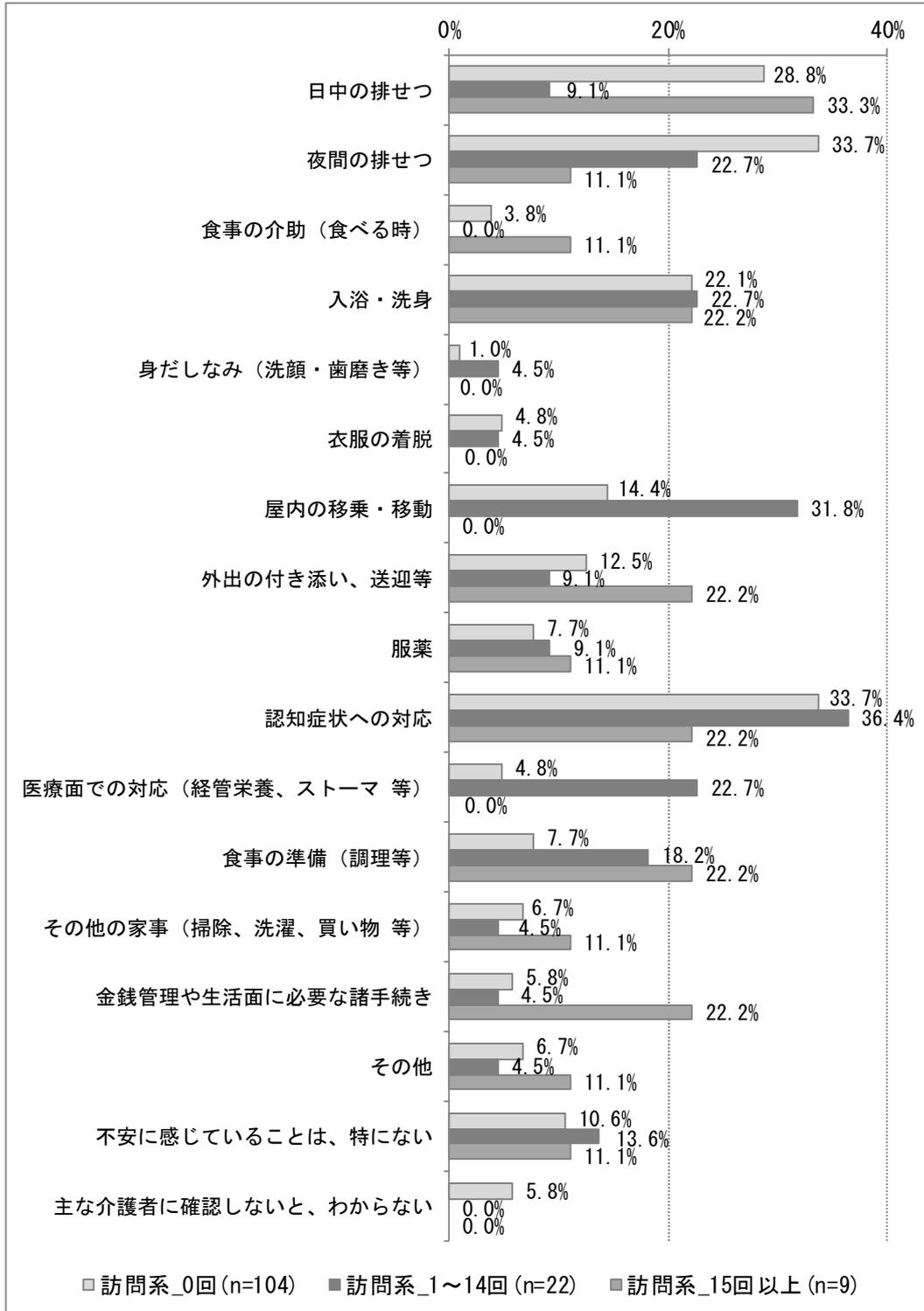
介護者が不安を感じる介護とサービス利用の組み合わせの関係をみると、訪問系サービスの利用により、認知症状への対応について不安が軽減する傾向がみられました。また、訪問系と他のサービスの組み合わせで夜間の排せつに関する不安が軽減しています。

●サービス利用の組み合わせ別・介護者が不安を感じる介護



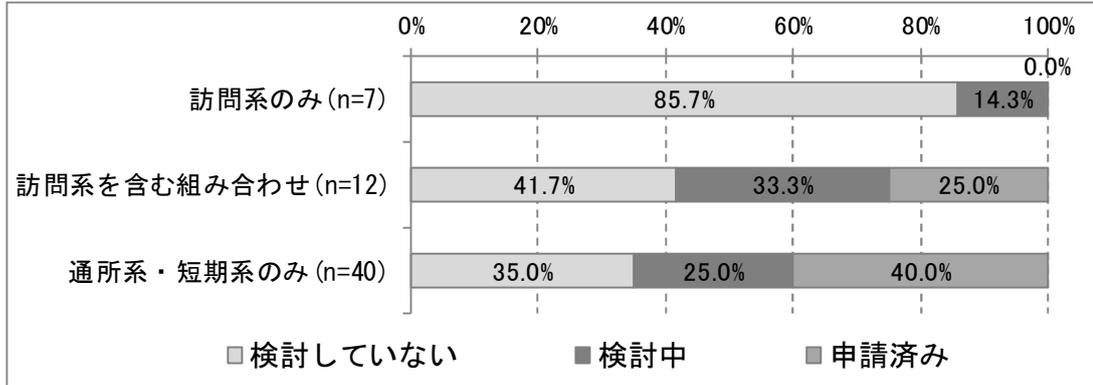
介護者が不安を感じる介護とサービスの利用回数の関係を見ると、訪問系サービスの利用回数の増加により、夜間の排せつと認知症状への対応について介護者の不安が軽減する傾向がみられました。

●サービス利用回数別・介護者が不安を感じる介護（訪問系、要介護3以上）



要介護 4 以上の重度者に着目して、サービス利用の組み合わせと施設等検討の状況の関係をみると、訪問系のみ、訪問系を含む組み合わせ、通所系・短期系の順で徐々に検討中・申請済みの割合が高まる傾向がみられました。

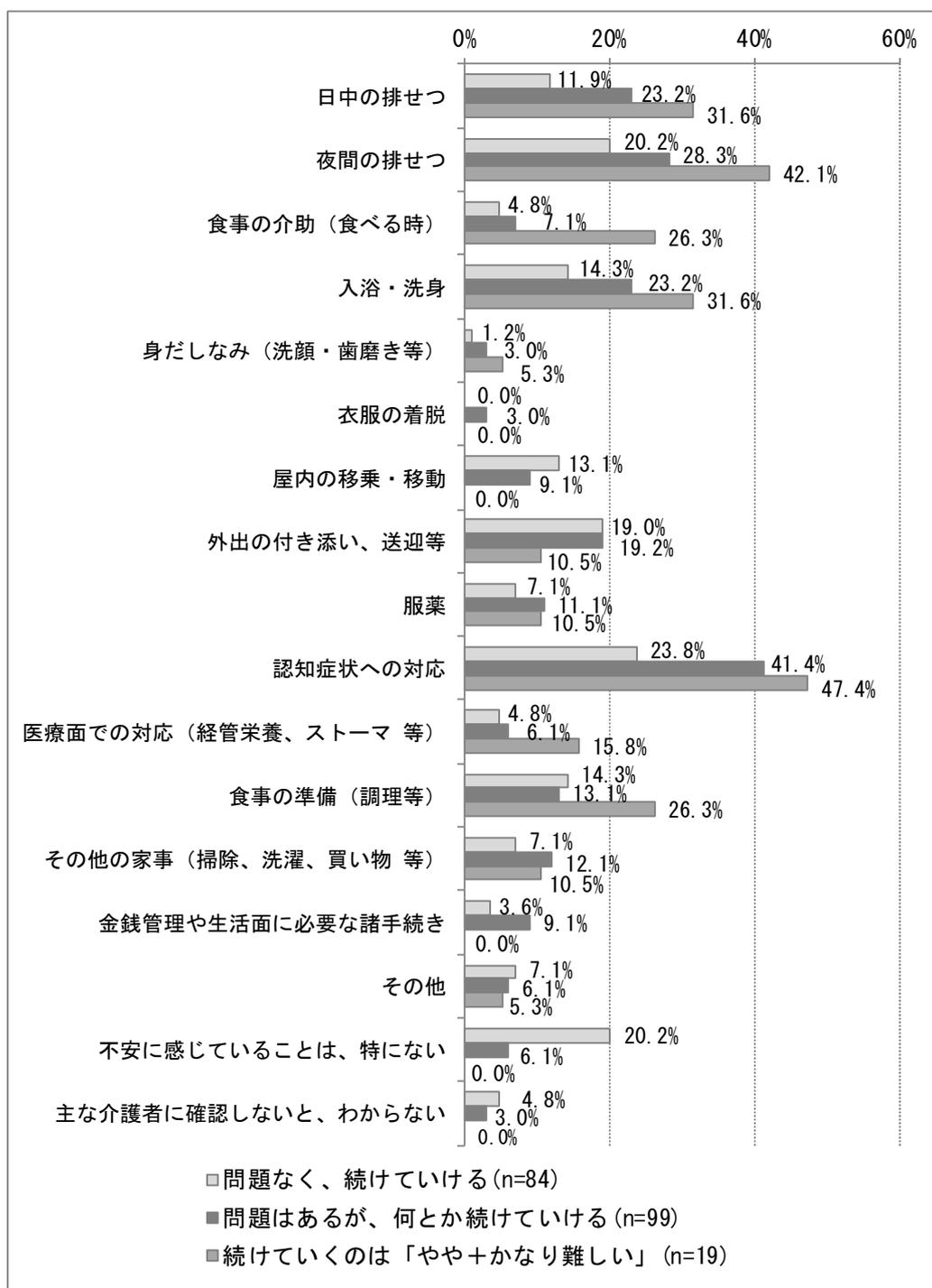
●サービス利用の組み合わせと施設等検討の状況（要介護 4 以上）



2. 仕事と介護の両立に向けた支援・サービス提供体制の検討

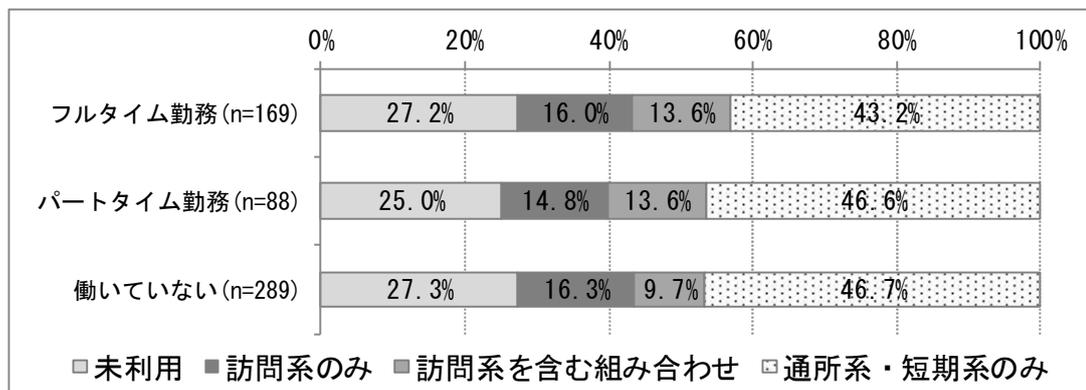
介護しながらの就労継続見込みごとに介護者が不安に感じる介護をみると、問題はあるが何とか続けていける、もしくは続けていくのは難しいとする人では、日中・夜間の排せつ、入浴・洗身、認知症状への対応が高くなる傾向がみられました。

●就労継続見込み別・介護者が不安に感じる介護（フルタイム勤務+パートタイム勤務）



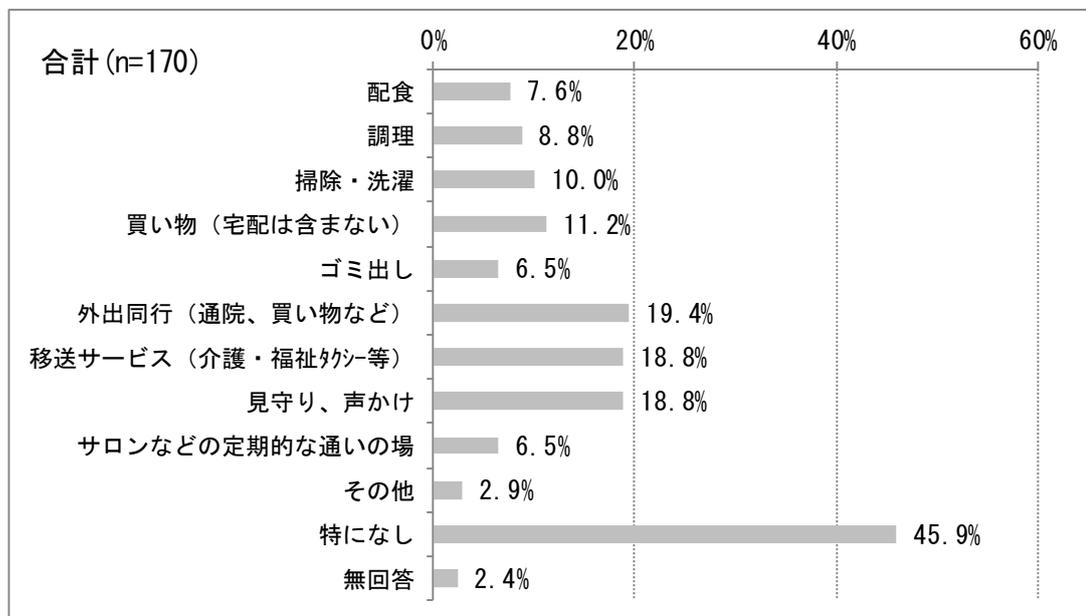
介護者の就労状況別に利用している介護保険サービスの組み合わせをみると、フルタイム勤務では、訪問系と訪問系を含む組み合わせのサービス利用の割合が、パートタイム勤務、働いていない介護者に比べてやや高くなっています。

●就労状況別・サービス利用の組み合わせ



フルタイムで勤務している介護者が、在宅生活の継続に必要と感じる支援をみると、外出同行や、移送サービスなどの外出の支援、見守り、声かけを特に必要と感じています。

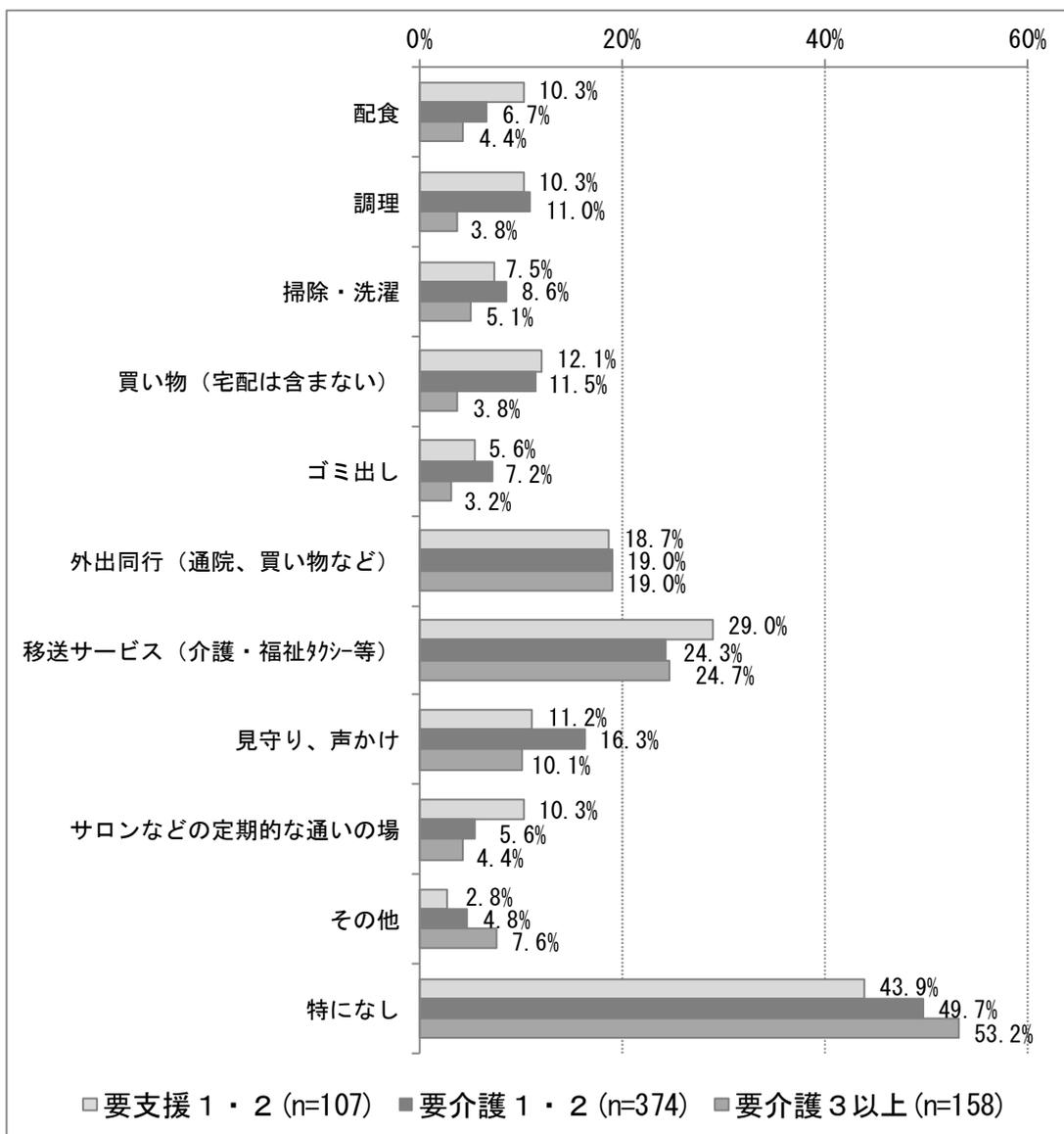
●在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（フルタイム勤務）



3. 保険外の支援・サービスを中心とした地域資源の整備の検討

要介護度別の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスをみると、要介護2以下の比較的軽度のほうが、配食、調理、掃除・洗濯、買い物、ゴミ出し等の生活支援サービスのニーズが高い傾向がみられました。

●要介護度別・在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

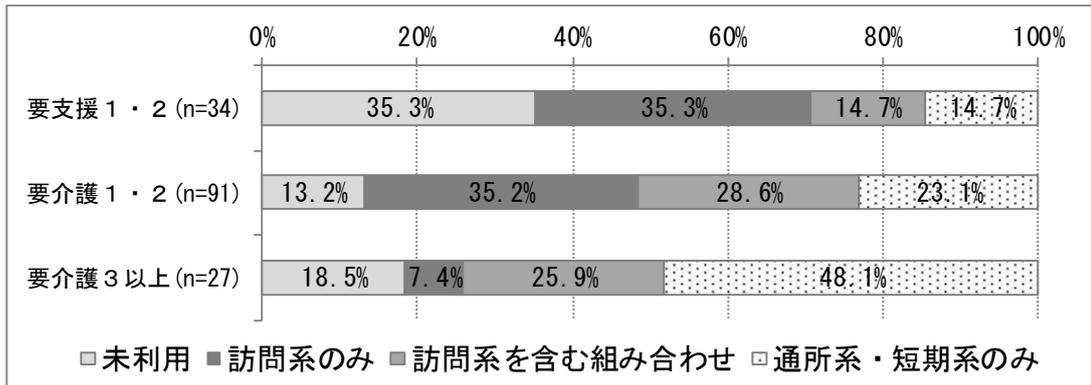


4. 将来の世帯類型の変化に応じた支援・サービスの提供体制の検討

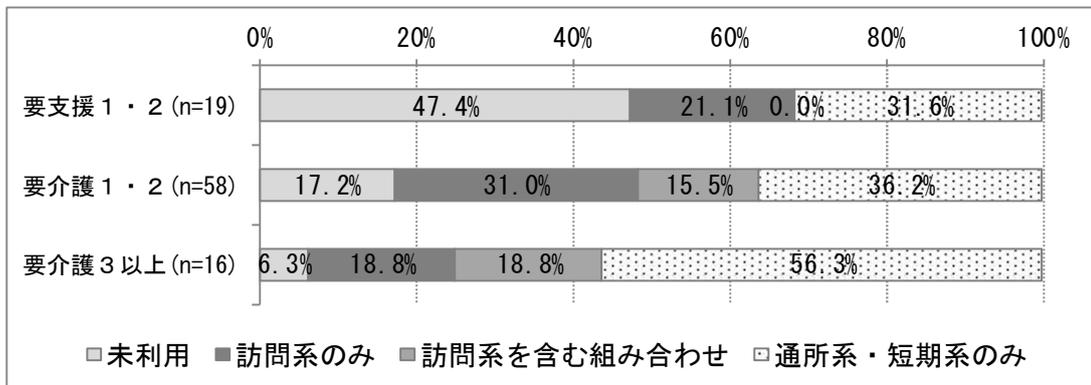
世帯類型別・要介護度別のサービス利用をみると、単身、夫婦のみ世帯は、その他の世帯に比べて、訪問系サービスの利用の割合が高くなっています。

●要介護度別・サービス利用の組み合わせ

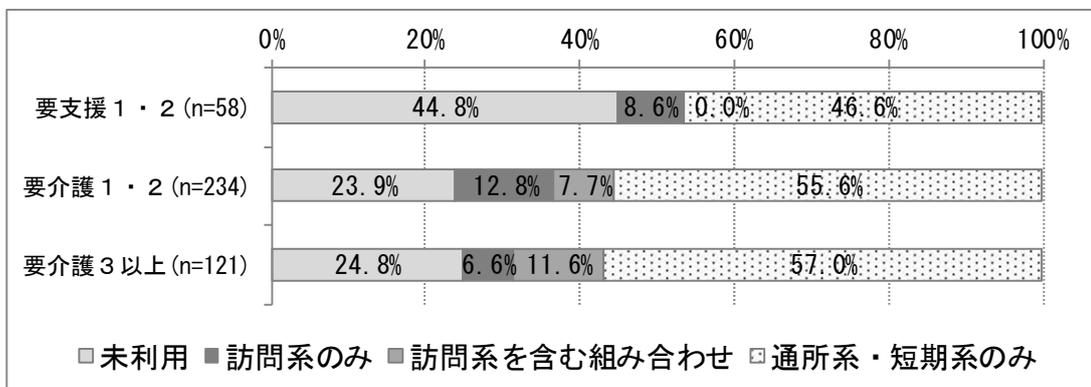
単身世帯



夫婦のみ世帯



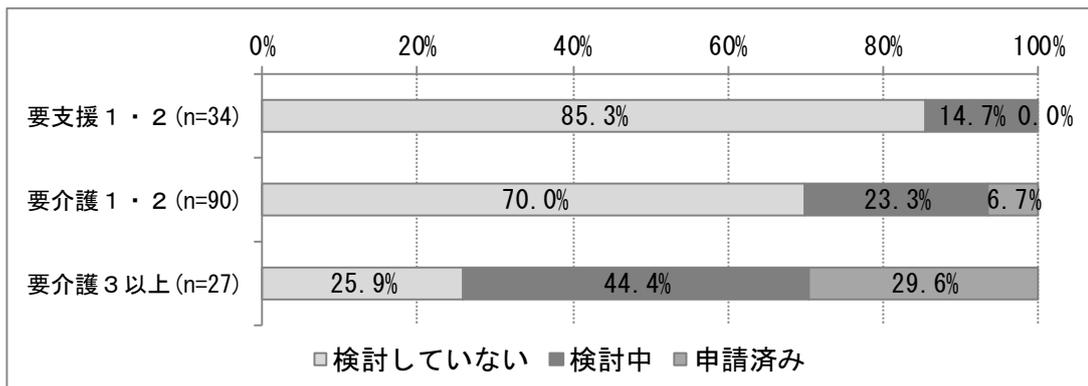
その他世帯



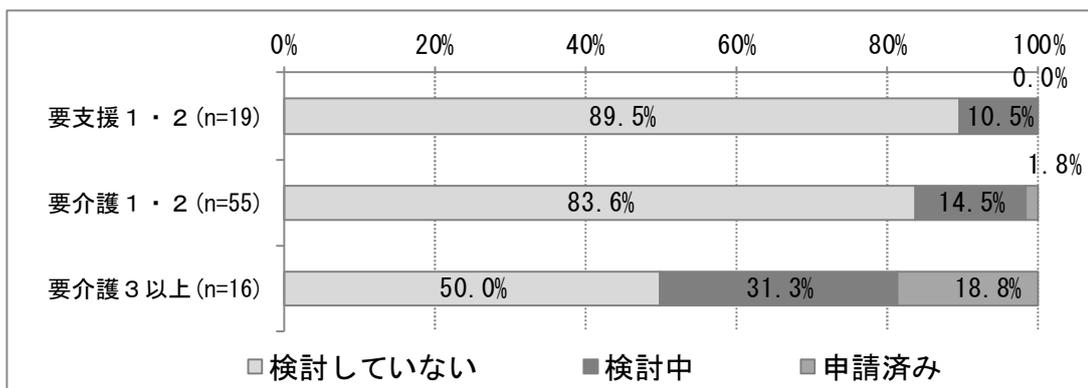
要介護度別・世帯類型別の施設等検討の状況をみると、要介護度の重度化により施設検討の割合が高くなる傾向があり、要介護3以上の単身世帯では検討中が44.4%、申請済みが29.6%となっています。

●要介護度別・施設等検討の状況

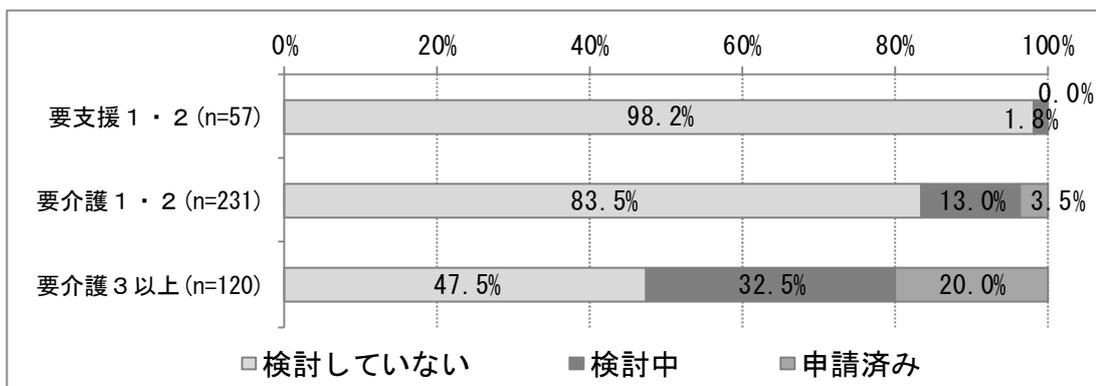
単身世帯



夫婦のみ世帯



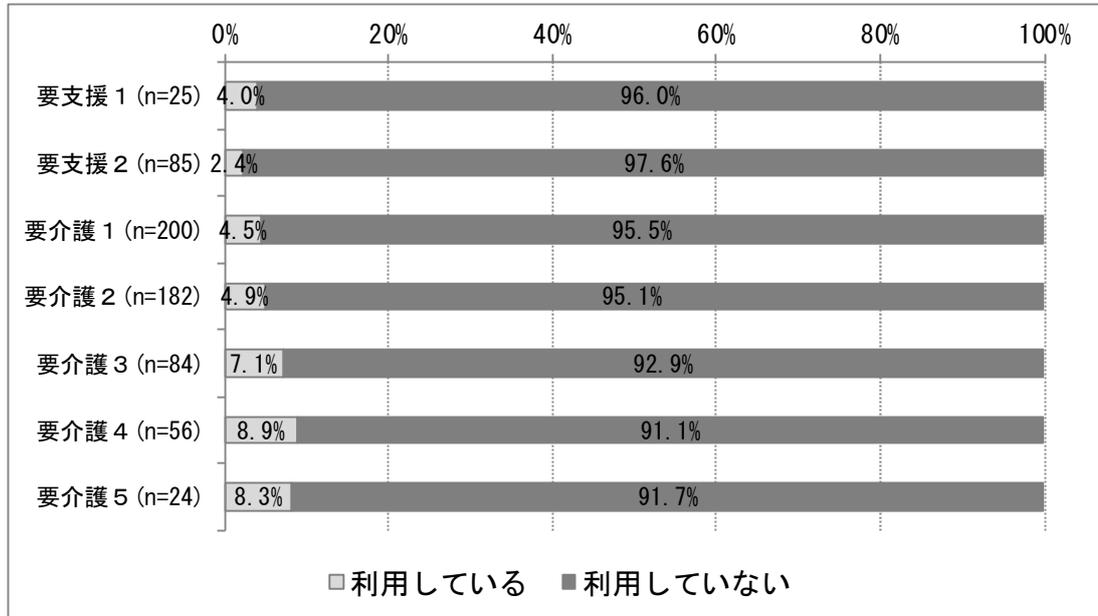
その他世帯



5. 医療ニーズの高い在宅療養者を支える支援・サービスの提供体制の検討

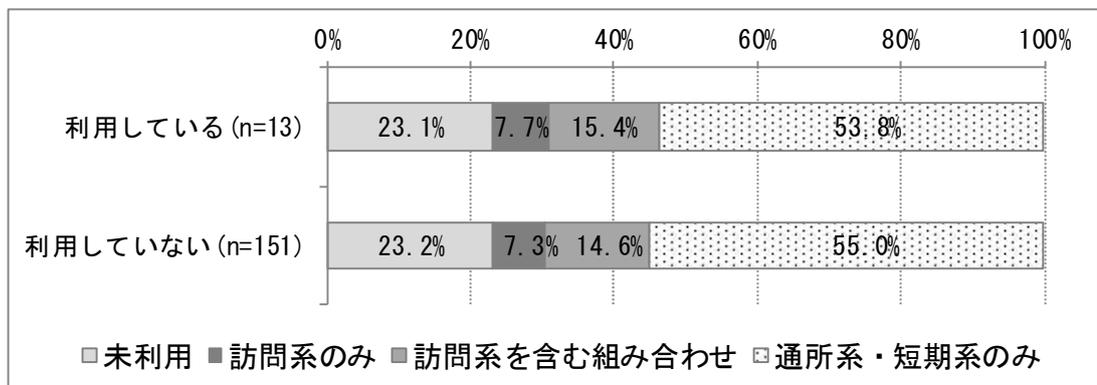
要介護度別の訪問診療の利用の有無をみると、要介護度の重度化に伴い、訪問診療の利用割合が増加する傾向がみられます。

●要介護度別・訪問診療の利用割合



訪問診療の利用の有無によるサービス利用について、訪問系、訪問系を含む組み合わせ、通所系・短期系それぞれの利用割合について、大きな違いは見られませんでした。医療ニーズの高い方は、介護のニーズも高いことに着目し、在宅療養生活を支える支援・サービスを検討する必要があります。

●訪問診療の利用の有無別・サービス利用の組み合わせ（要介護3以上）



第6節 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

(1) 調査の実施概要

■調査の目的

本調査は、要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況、各種リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的として実施しました。

■調査の対象者

一般高齢者（総合事業、要介護・要支援認定を受けていない高齢者）、要支援者または、総合事業対象者（以下「要支援者等」という。）を対象としています。

■調査の方法

郵送配布・郵送回収

■調査の実施時期

令和2年5月

■配布回収の結果

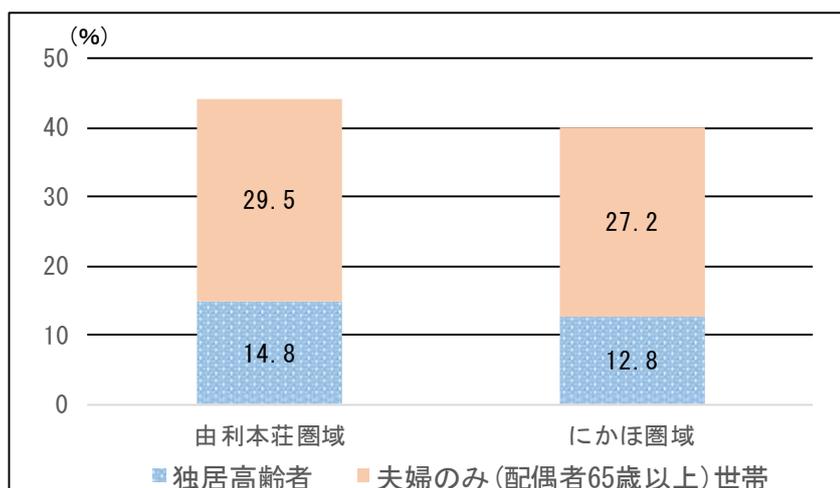
配布数		有効回答数	有効回答率
1,400件		945件	67.5%
由利本荘圏域	700件	485件	69.3%
にかほ圏域	700件	460件	65.7%

(2) 調査結果の抜粋

① 高齢者世帯の状況

高齢者の世帯状況については、由利本荘圏域で 14.8%が独居高齢者、29.5%が高齢者夫婦のみの世帯であり、にかほ圏域で 12.8%が独居高齢者、27.2%が高齢者夫婦のみの世帯であるという結果が得られました。両圏域で 40%超が高齢者のみの世帯となっています。

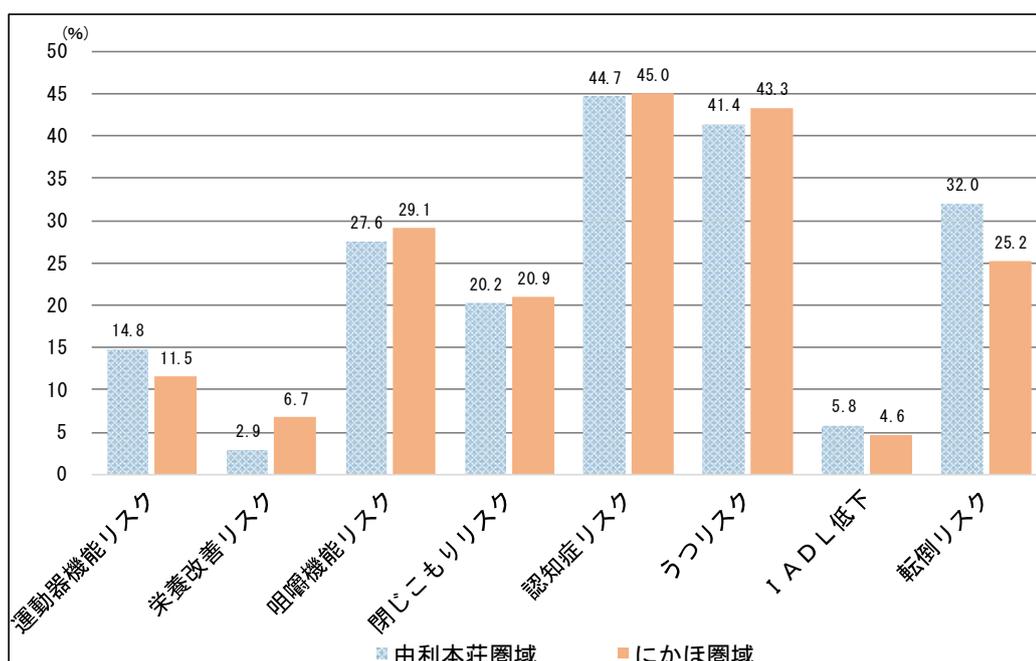
●高齢者世帯の状況



② 各種リスクの発生状況

各種リスクの発生状況をみると、由利本荘圏域、にかほ圏域ともに認知症リスクが最も高く、由利本荘圏域で 44.7%、にかほ圏域で 45.0%となっており、次いで、うつ、転倒、咀嚼機能、閉じこもりのリスクが高くなっています。

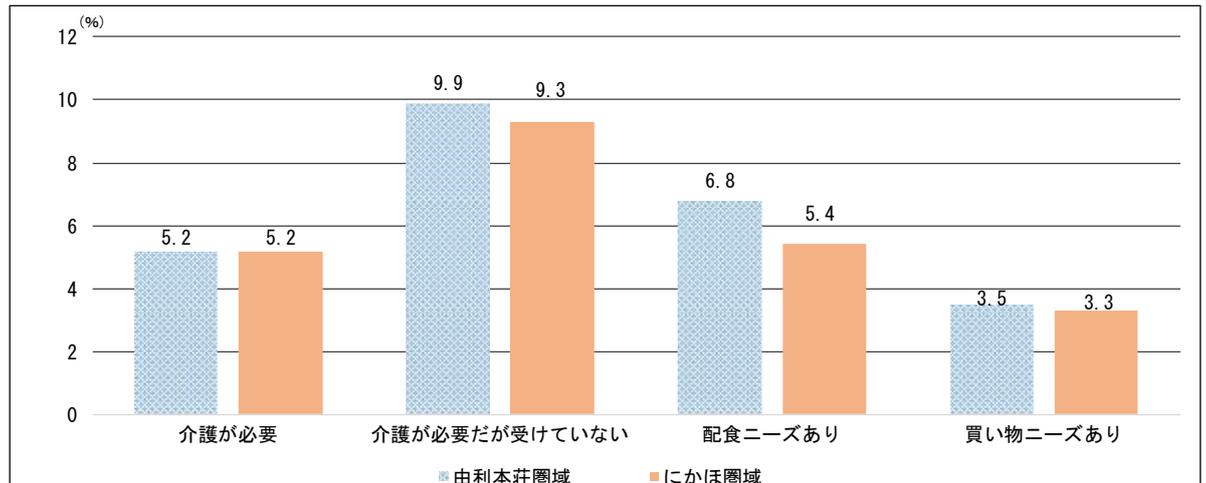
●各種リスク高齢者の割合



③ 介護・介助や支援等が必要な高齢者

介護・介助や支援等を必要とする高齢者をみると、由利本荘圏域では、15.1%の高齢者が介護を必要としています。うち9.9%の高齢者は介護を受けていない状況にあります。にかほ圏域では、14.5%の高齢者が介護を必要としています。うち9.3%の高齢者は介護を受けていない状況にあります。

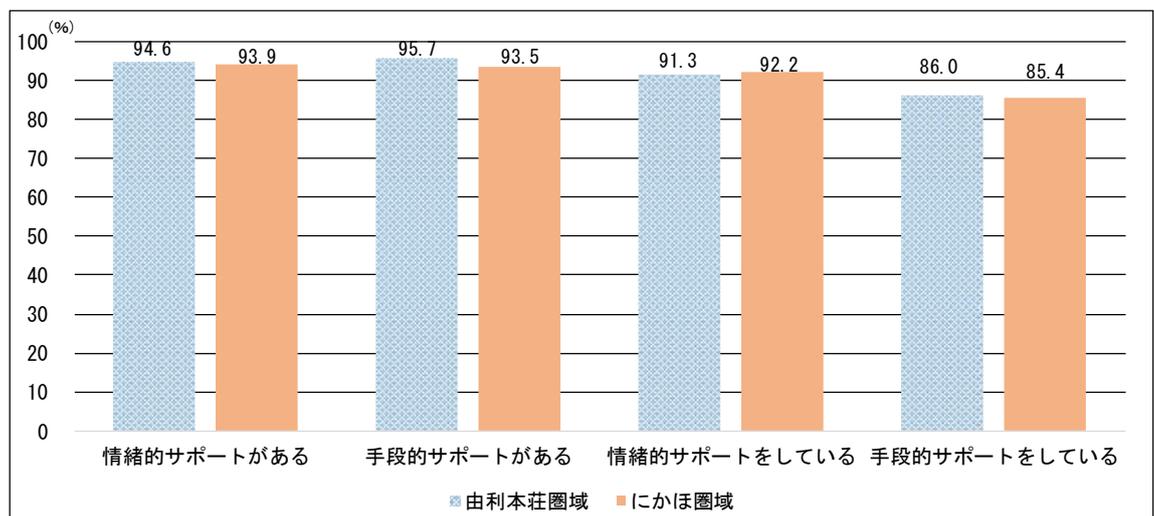
●介護・介助や支援等が必要な高齢者



④ 助け合いの状況

助け合いの状況についてみると、由利本荘圏域、にかほ圏域ともに90%超の高齢者が誰かからサポートを受けている状況にあり、80%超の高齢者が誰かのサポートをしている状況にあります。

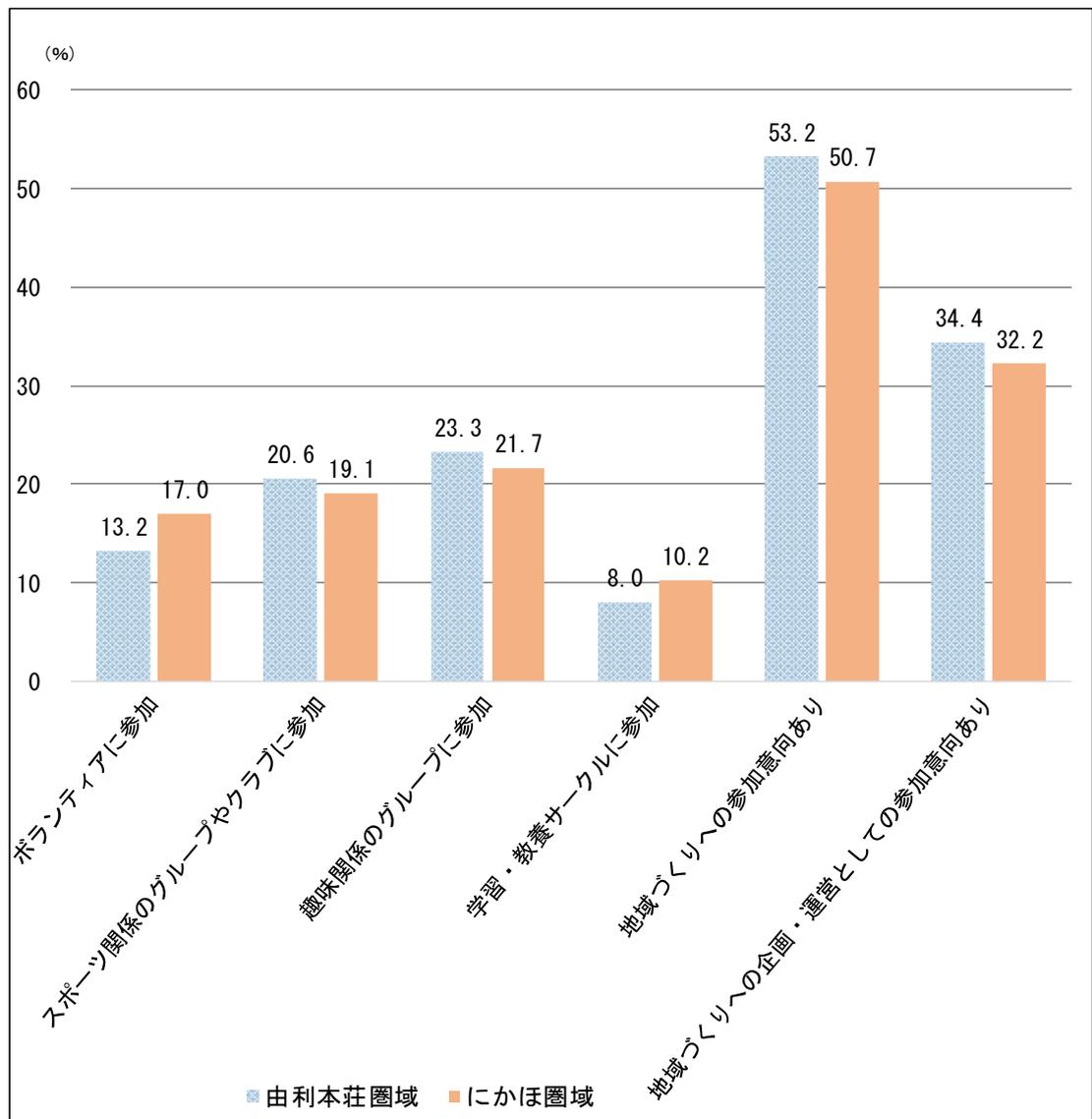
●助け合いの状況



⑤ 社会活動への参加と地域づくりへの参加意向

社会活動の参加状況と地域づくりへの参加意向についてみると、由利本荘圏域で23.3%、にかほ圏域で21.7%の高齢者が趣味関係のグループに参加している状況にあります。また、由利本荘圏域で53.2%、にかほ圏域で50.7%の高齢者が地域づくりへの参加意向を持っている状況であり、由利本荘圏域で34.4%、にかほ圏域で32.2%の高齢者が地域づくりの企画・運営としての参加意向を持っている状況にあります。

●社会活動への参加と地域づくりへの参加意向



第7節 介護給付の現状

(1) 本荘由利圏域のサービス資源（基盤）の状況

本荘由利圏域のサービス提供事業者分布状況は以下のとおりです。

●圏域内の事業者数

	圏域全体		
	圏域全体	由利本荘圏域	にかほ圏域
居宅サービス	216	168	48
介護予防サービス	130	102	28
地域密着型サービス	53	39	14
地域密着型介護予防サービス	25	21	4
施設サービス	22	16	6
合 計	446	346	100

2020年9月末日現在

また、サービス別の提供事業者の内訳は次のとおりです。

■居宅サービス事業者の状況

●圏域内の居宅サービス事業者数

	圏域全体		
	圏域全体	由利本荘圏域	にかほ圏域
居宅介護支援事業所	40	29	11
訪問介護（ホームヘルプサービス）	20	15	5
訪問入浴介護	4	4	0
訪問看護	13	10	3
訪問リハビリテーション	3	3	0
通所介護（デイサービス）	30	25	5
通所リハビリテーション（デイケア）	6	5	1
短期入所生活介護（ショートステイ）	38	29	9
短期入所療養介護（ショートステイ）	5	4	1
居宅療養管理指導	34	26	8
特定施設入居者生活介護	2	2	0
福祉用具貸与	9	7	2
特定福祉用具販売	12	9	3
合 計	216	168	48

2020年9月末日現在

●圏域内の介護予防サービス事業者数

	圏域全体		
	圏域全体	由利本荘圏域	にかほ圏域
介護予防支援事業所	4	3	1
介護予防訪問入浴介護	4	4	0
介護予防訪問看護	13	10	3
介護予防訪問リハビリテーション	3	3	0
介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	6	5	1
介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	38	29	9
介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）	5	4	1
介護予防居宅療養管理指導	34	26	8
介護予防特定施設入居者生活介護	2	2	0
介護予防福祉用具貸与	9	7	2
特定介護予防福祉用具販売	12	9	3
合 計	130	102	28

2020年9月末日現在

■地域密着型サービス事業者の状況

●圏域内の地域密着型サービス事業者数

	圏域全体		
	圏域全体	由利本荘圏域	にかほ圏域
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3	2	1
夜間対応型訪問介護	1	0	1
地域密着型通所介護（デイサービス）	18	12	6
認知症対応型通所介護（デイサービス）	2	2	0
小規模多機能型居宅介護	3	3	0
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	21	17	4
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3	2	1
看護小規模多機能型居宅介護	2	1	1
合 計	53	39	14

2020年9月末日現在

●圏域内の地域密着型介護予防サービス事業者数

	圏域全体		
	圏域全体	由利本荘圏域	にかほ圏域
介護予防認知症対応型通所介護（デイサービス）	2	2	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	2	2	0
介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	21	17	4
合 計	25	21	4

2020年9月末日現在

■施設サービス事業者の状況

●圏域内の施設サービス事業者数

	圏域全体		
	圏域全体	由利本荘圏域	にかほ圏域
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	17	12	5
介護老人保健施設（老人保健施設）	5	4	1
合 計	22	16	6

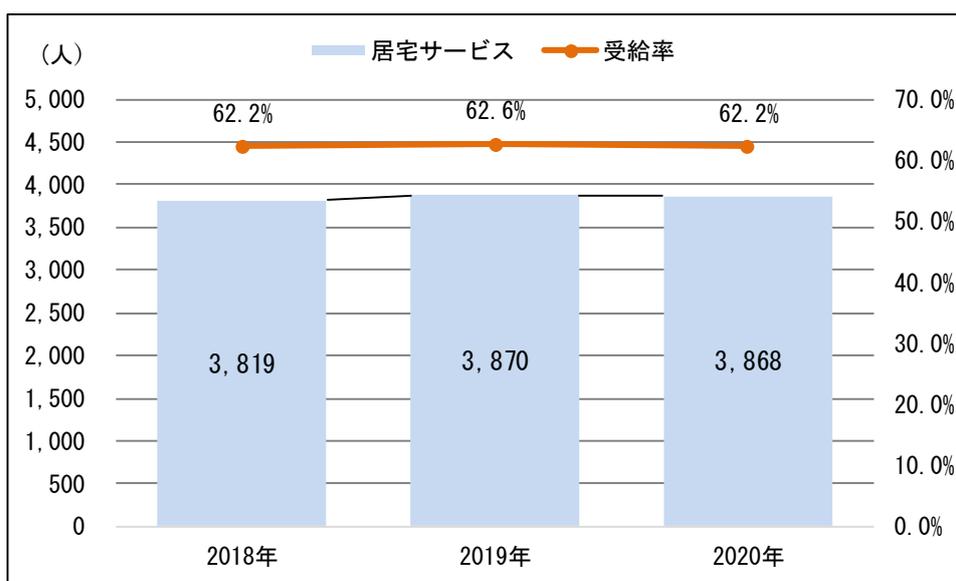
2020年9月末日現在

(2) 介護サービス利用者数と受給率

■居宅サービス利用者数と受給率の推移

居宅サービス利用者数と受給率の推移をみると、2018年から2020年に利用者数、受給率は、ほぼ横ばいに推移しています。

●居宅サービス利用者数と受給率の推移

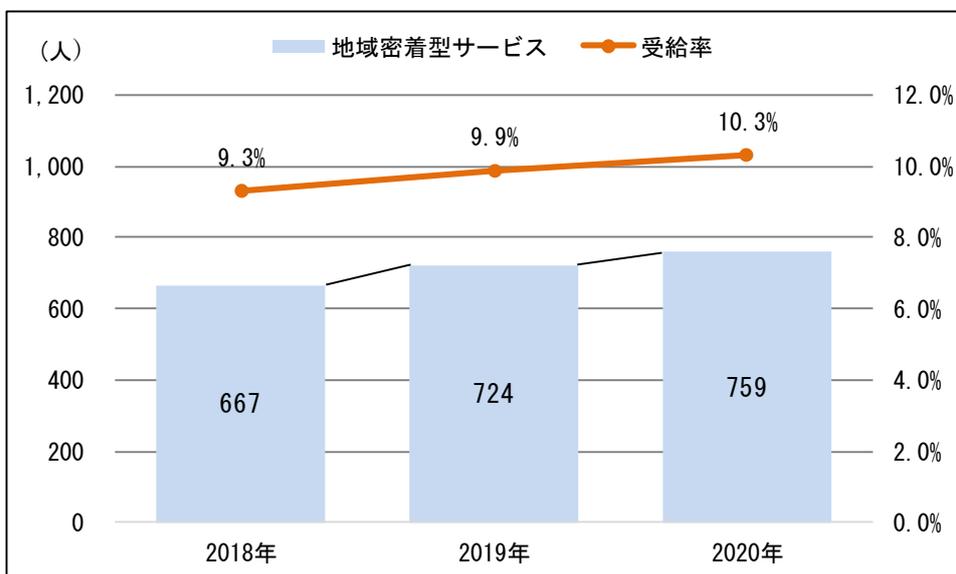


資料：介護保険事業状況報告9月報告

■地域密着型サービス利用者数と受給率の推移

地域密着型サービスの利用者数と受給率の推移をみると、地域密着型介護老人福祉施設の整備などから、利用者数、受給率ともに増加しています。

●地域密着型サービス利用者数と受給率の推移

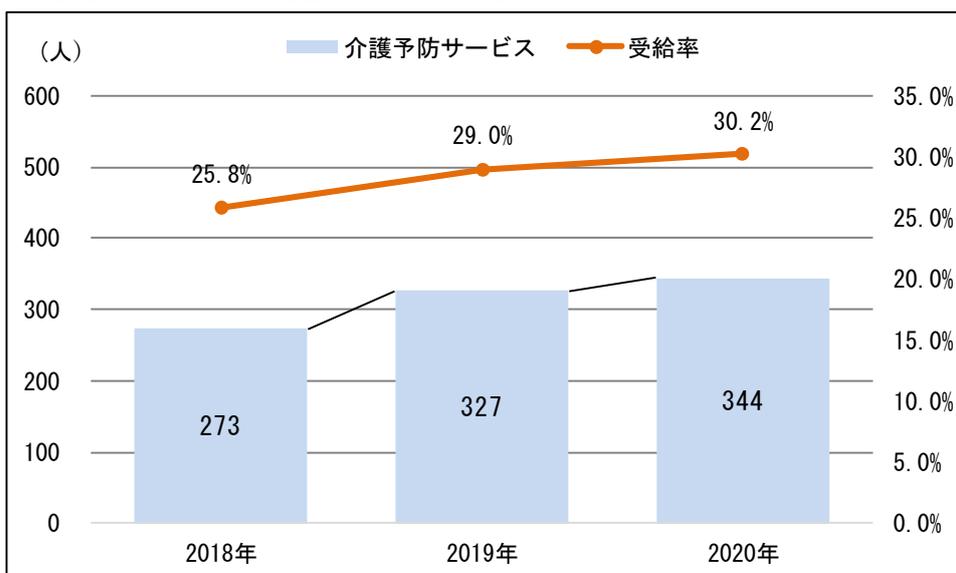


資料：介護保険事業状況報告 9月報告

■介護予防サービス利用者数と受給率の推移

介護予防サービスの利用者数と受給率の推移をみると、利用者数、受給率ともに増加しています。

●介護予防サービス利用者数と受給率の推移

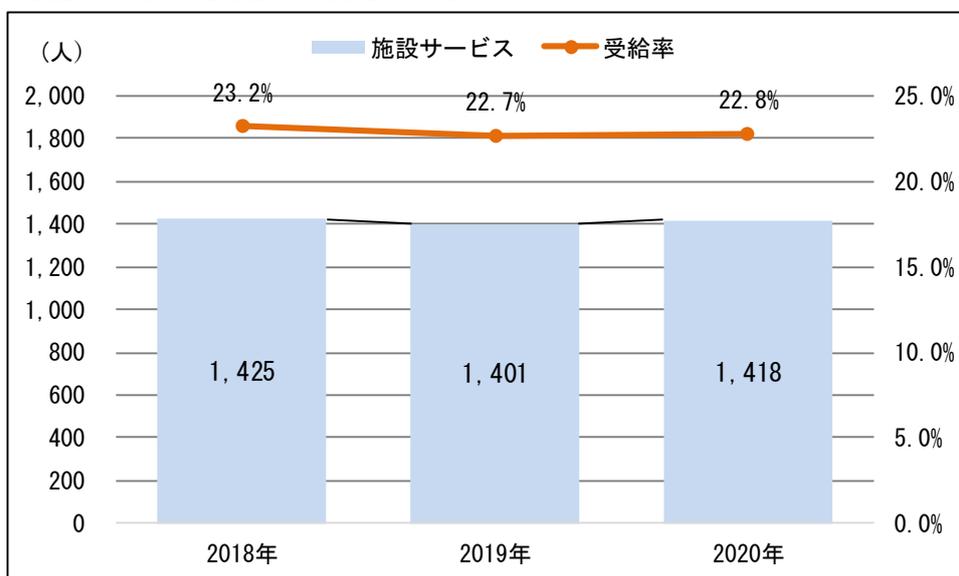


資料：介護保険事業状況報告 9月報告

■施設サービス利用者数と受給率の推移

施設サービスの利用者数と受給率の推移をみると、ほぼ横ばいで推移しています。

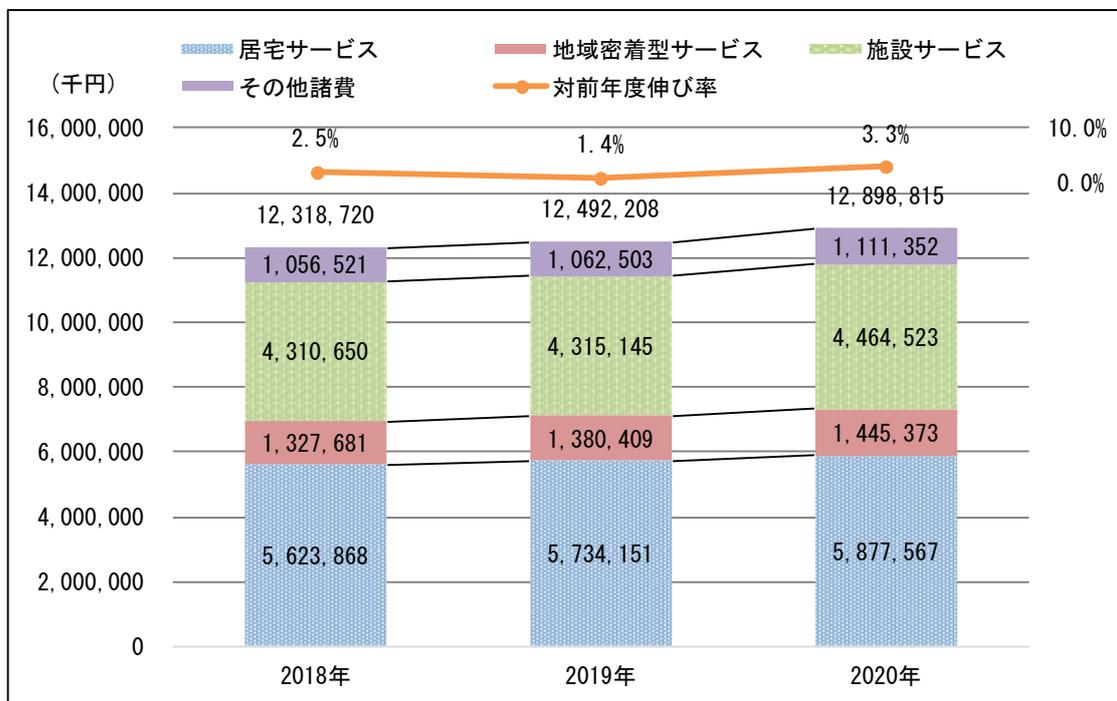
●施設サービス利用者数と受給率の推移



資料：介護保険事業状況報告 9月報告

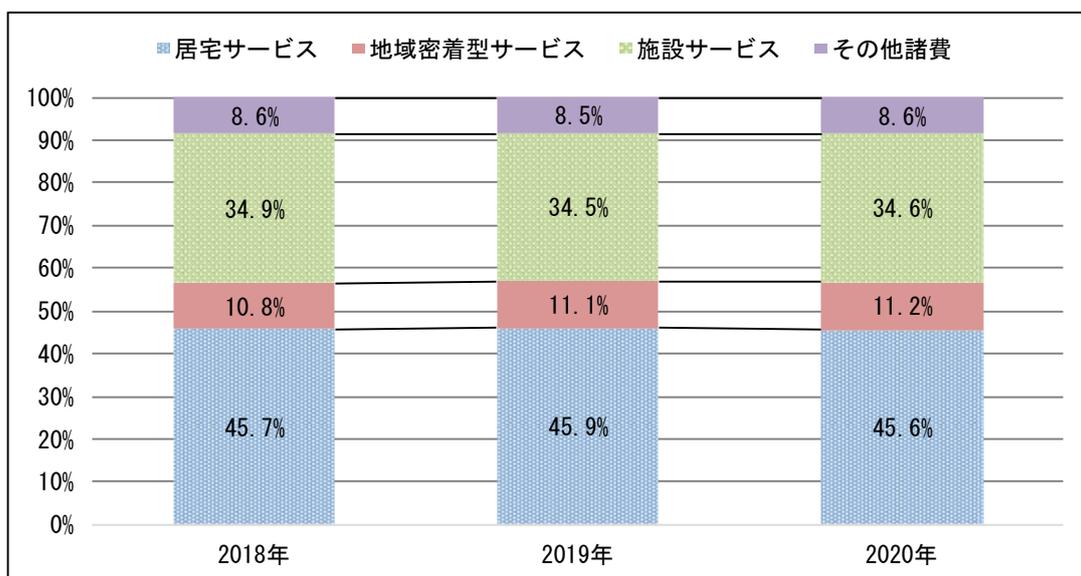
(3) 介護給付費の推移

●介護給付費の推移



資料：組合介護保険課

●介護給付費の構成比の推移



資料：組合介護保険課

(4) 第7期における給付実績と計画値の比較

■居宅サービス

居宅サービスの計画値と実績値をサービス別にみると、サービス毎に計画値との差にばらつきはあります。受給者数、受給率に大きな変化が無いことから、サービス全体としては、計画値と大きな差はないと考えられます。

	単位	2018年度			2019年度		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
居宅サービス							
訪問介護	回数/年	185,248	168,560	91.0%	185,930	157,896	84.9%
訪問入浴介護	回数/年	3,024	2,680	88.6%	3,091	2,326	75.3%
訪問看護	回数/年	7,520	11,825	157.2%	7,946	12,313	155.0%
訪問リハビリテーション	回数/年	3,978	2,782	69.9%	4,867	3,196	65.7%
居宅療養管理指導	人数/年	1,344	1,665	123.9%	1,440	1,512	105.0%
通所介護	回数/年	172,865	160,090	92.6%	173,455	160,127	92.3%
通所リハビリテーション	回数/年	21,311	20,505	96.2%	21,396	21,125	98.7%
短期入所生活介護	日数/年	313,965	320,738	102.2%	323,028	328,057	101.6%
短期入所療養介護	日数/年	2,876	2,331	81.1%	3,463	2,347	67.8%
福祉用具貸与	人数/年	21,300	20,629	96.8%	21,564	21,180	98.2%
特定福祉用具販売	人数/年	396	355	89.6%	408	320	78.4%
住宅改修	人数/年	348	193	55.5%	360	197	54.7%
特定施設入居者生活介護	人数/年	936	573	61.2%	936	677	72.3%
居宅介護支援	人数/年	44,496	44,369	99.7%	44,568	44,966	100.9%

資料：介護保険事業状況報告

■地域密着型サービス

地域密着型サービスの計画値と実績値をサービス別にみると、定期巡回・随時対応型訪問介護看護において、2018年に見込みより多く事業者の参入があったため計画値より実績値が2019年度にかけて上回っています。夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護では、見込んだ事業所の開設が無かったことから、実績値が計画値を下回っています。

	単位	2018年度			2019年度		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数/年	216	267	123.6%	312	574	184.0%
夜間対応型訪問介護	人数/年	120	0	0.0%	120	0	0.0%
地域密着型通所介護	回数/年	33,475	32,891	98.3%	36,965	33,847	91.6%
認知症対応型通所介護	回数/年	2,513	1,950	77.6%	2,724	1,998	73.3%
小規模多機能型居宅介護	人数/年	1,224	866	70.8%	1,716	852	49.7%
認知症対応型共同生活介護	人数/年	2,544	2,418	95.0%	2,976	2,386	80.2%
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数/年	0	0	-	348	0	0.0%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数/年	696	719	103.3%	1,044	730	69.9%
看護小規模多機能型居宅介護	人数/年	276	207	75.0%	324	235	72.5%
介護予防地域密着型サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	回数/年	146	117	80.1%	146	105	71.9%
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数/年	144	118	81.9%	192	92	47.9%
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数/年	48	13	27.1%	48	16	33.3%

資料：介護保険事業状況報告

■地域密着型サービス（圏域別再掲）

①由利本荘圏域

由利本荘圏域における地域密着型サービスの計画値と実績値をサービス別にみると、定期巡回・随時対応型訪問介護看護において、2018年に見込みより多く事業者の参入があったため計画値より実績値が上回っています。小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護については、見込んでいたサービスについて事業者の参入がなかったことにより、実績値が計画値を下回っています。2019年度の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護では、見込んだ事業所の開所が2020年度にずれ込んだため、実績値が計画値を下回っています。

	単位	2018年度			2019年度		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数/年	104	117	112.5%	192	397	206.8%
夜間対応型訪問介護	人数/年	120	0	0.0%	120	0	0.0%
地域密着型通所介護	回数/年	19,617	17,319	88.3%	21,662	18,125	83.7%
認知症対応型通所介護	回数/年	813	774	95.2%	881	862	97.8%
小規模多機能型居宅介護	人数/年	1,067	779	73.0%	1,496	731	48.9%
認知症対応型共同生活介護	人数/年	1,944	1,881	96.8%	2,160	1,960	90.7%
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数/年	0	0	-	348	0	0.0%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数/年	348	338	97.1%	696	312	44.8%
看護小規模多機能型居宅介護	人数/年	60	13	21.7%	112	1	0.9%
介護予防地域密着型サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	回数/年	0	20	-	0	64	-
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数/年	100	52	52.0%	134	45	33.6%
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数/年	26	13	50.0%	26	16	61.5%

資料：介護保険事業状況報告

②にかほ圏域

にかほ圏域における地域密着型サービスの計画値と実績値をサービス別にみると、認知症対応型共同生活介護2ユニットと小規模多機能型居宅介護の増設を見込んでいましたが、どちらのサービスについても事業所の参入がなかったことにより、実績値が計画値を下回っています。

	単位	2018年度			2019年度		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数/年	112	150	139.9%	120	177	147.5%
夜間対応型訪問介護	人数/年	0	0	-	0	0	-
地域密着型通所介護	回数/年	13,858	15,572	112.4%	15,303	15,722	102.7%
認知症対応型通所介護	回数/年	1,700	1,176	69.2%	1,843	1,136	61.6%
小規模多機能型居宅介護	人数/年	157	87	55.4%	220	121	55.0%
認知症対応型共同生活介護	人数/年	600	531	88.5%	816	426	52.2%
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数/年	0	0	-	0	0	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数/年	348	381	109.5%	348	418	120.1%
看護小規模多機能型居宅介護	人数/年	216	194	89.8%	212	234	110.4%
介護予防地域密着型サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	回数/年	146	97	66.4%	146	41	28.1%
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数/年	44	66	150.0%	58	50	86.2%
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数/年	22	0	0.0%	22	0	0.0%

資料：介護保険事業状況報告

■介護予防サービス

介護予防サービスの計画値と実績値をみると、サービス毎にばらつきはありますが、全体の傾向として、実績値が計画値を上回っています。これは、認定者数の増加により、見込みよりも多かったことにより利用者数が増えたためと考えられます。

	単位	2018年度			2019年度		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	回数/年	0	0	-	0	0	-
介護予防訪問看護	回数/年	686	1,205	175.7%	686	1,501	218.8%
介護予防訪問 リハビリテーション	回数/年	175	252	144.0%	175	315	180.0%
介護予防居宅療養管理指導	人数/年	168	77	45.8%	216	118	54.6%
介護予防通所 リハビリテーション	人数/年	480	0	0%	492	0	0%
介護予防短期入所生活介護	日数/年	2,270	1,829	80.6%	2,669	1,209	45.3%
介護予防短期入所療養介護	日数/年	0	0	-	0	0	-
介護予防福祉用具貸与介護	人数/年	2,412	2,406	99.8%	2,592	2,776	107.1%
特定介護予防福祉用具販売	人数/年	72	71	98.6%	84	66	78.6%
予防住宅改修	人数/年	96	56	58.3%	96	62	64.6%
介護予防特定施設入居者 生活介護	人数/年	84	139	165.5%	84	169	201.2%
介護予防支援	人数/年	2,928	3,118	106.5%	2,952	3,645	123.5%

資料：介護保険事業状況報告

■施設サービス

施設サービスの計画値と実績値をサービス別にみると、介護老人福祉施設、介護老人保健施設は、ほぼ計画値どおりの利用実績となっています。

	単位	2018年度			2019年度		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
介護保険施設サービス							
介護老人福祉施設	人数/年	11,784	11,388	96.6%	11,784	11,341	96.2%
介護老人保健施設	人数/年	5,640	5,623	99.7%	5,640	5,490	97.3%
介護療養型医療施設	人数/年	0	0	0.0%	0	0	0.0%

資料：介護保険事業状況報告

(5) 標準給付費の計画値と実績値の比較

第7期計画期間の2018年度及び2019年度における標準給付費の計画値と実績値をみると、両年度とも実績値が計画値を下回っていました。また、費用ごとの内訳をみると、2019年度の地域密着型サービス等給付額の実績値が対計画比で7割という結果でした。

●標準給付費の計画値と実績値

(単位:千円)

	2018年度			2019年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
居宅サービス給付費	5,754,337	5,545,044	96.4%	5,907,245	5,642,861	95.5%
地域密着型サービス給付費	1,459,134	1,327,681	91.0%	1,908,854	1,380,409	72.3%
介護予防サービス給付費	80,680	78,824	97.7%	85,972	91,290	106.2%
施設サービス給付費	4,446,596	4,310,650	96.9%	4,502,411	4,315,145	95.8%
特定入所者介護サービス費等給付額	768,610	752,074	97.8%	781,893	751,540	96.1%
高額介護サービス費等給付額	279,949	257,790	92.1%	300,901	261,509	86.9%
高額医療合算介護サービス費等給付額	38,238	33,099	86.6%	39,471	35,378	89.6%
審査支払手数料	14,898	13,558	91.0%	15,241	14,076	92.4%
標準給付費計	12,842,442	12,318,720	95.9%	13,541,988	12,492,208	92.2%

資料：組合介護保険課

第 8 節 地域支援事業の現状

地域支援事業とは、要支援・要介護状態に至る前の高齢者に対する介護予防サービスの提供、高齢者が地域で生活を継続するためのサービス利用支援などを行う事業です。

地域支援事業は事業内容や実施趣旨により、(1) 介護予防・日常生活支援総合事業、(2) 包括的支援事業、(3) 任意事業の 3 つから成り立ち、それらの事業の実施において中心的な役割を果たす機関として地域包括支援センターが位置づけられています。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、要支援者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と、住民主体の介護予防活動の育成および支援等を行う「一般介護予防事業」から成り立ちます。

① 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止および地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的として実施する事業です。

(a) 訪問型サービス

総合事業訪問介護サービス（従来の介護予防訪問介護）のほか、身体介護が不要なケースに特化し、サービス内容を掃除・買い物・調理・洗濯・ごみ出しに限定した総合事業家事援助サービス、保健・医療の専門職がその者の居宅を訪問して、必要な相談・指導等を実施する訪問型専門的指導事業を実施しました。

◆総合事業訪問介護サービス

従来の介護予防訪問介護と同様に、訪問介護員による身体介護、生活援助を行いました。

◆総合事業家事援助サービス

従来の介護予防訪問介護のうち、身体介護が不要なケースに特化し、サービス内容を掃除・買い物・調理・洗濯・ごみ出しに限定して生活援助を行いました。

◆訪問型専門的指導事業

以下のような支援が必要なケースに対し、保健・医療の専門職がその者の居宅を訪問して、必要な相談・指導等を実施しました。

- ・体力の改善に向けた支援が必要なケース
- ・口腔機能向上に向けた支援が必要なケース
- ・低栄養改善に向けた支援が必要なケース
- ・閉じこもり・うつ、認知機能に対する支援が必要なケース

訪問型サービスの計画値と実績値をみると、総合事業訪問介護サービスは計画値を上回り、総合事業家事援助サービスと訪問型専門的指導事業は計画値を下回っています。これは、介護予防ケアマネジメントにより総合事業訪問介護サービスが必要と判断された人が多かったためです。

	単位	2018年度			2019年度		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
(a) 訪問型サービス							
総合事業訪問介護サービス	人数/年	2,412	2,555	105.9%	2,448	2,609	106.6%
総合事業家事援助サービス	人数/年	84	12	14.3%	84	12	14.3%
訪問型専門的指導事業	人数/年	120	3	2.5%	120	27	22.5%

資料：組合介護保険課

(b) 通所型サービス

総合事業通所介護サービス（従来の介護予防通所介護）のほか、入浴、排せつ、食事等の介助が不要なケースに限定した総合事業生活機能向上サービス、保健・医療の専門職が日常生活に支障のある生活行為を改善するために、利用者の個別性に応じて、プログラムを複合的に実施する通所型専門的指導事業を実施しました。

◆総合事業通所介護サービス

従来の介護予防通所介護と同様に、通所により入浴、排せつ、食事等の介助を実施しました。

◆総合事業生活機能向上サービス

従来の介護予防通所介護のうち、入浴、排せつ、食事等の介助が不要なケースに限定して通所型サービスを行いました。

◆通所型専門的指導事業

以下のような支援が必要なケースに対し、保健・医療の専門職が利用者の個別性に応じて、プログラムを複合的に実施しました。

- ・体力の改善に向けた支援が必要なケース
- ・口腔機能向上に向けた支援が必要なケース
- ・低栄養改善に向けた支援が必要なケース
- ・閉じこもり・うつ、認知機能に対する支援が必要なケース

通所型サービスの計画値と実績値をみると、総合事業通所介護サービスは計画値どおりの実施でしたが、総合事業生活機能向上サービスと通所型専門的指導事業は計画値を下回っています。これは、介護予防ケアマネジメントにより総合事業通所介護サービスが必要と判断された人が多かったためです。

	単位	2018年度			2019年度		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
(b) 通所型サービス							
総合事業通所介護サービス	人数/年	3,984	3,970	99.6%	4,032	4,028	99.9%
総合事業生活機能向上サービス	人数/年	1,884	1,753	93.0%	2,028	1,469	72.4%
通所型専門的指導事業	人数/年	552	140	25.4%	552	40	7.2%

資料：組合介護保険課

(c) 介護予防ケアマネジメント事業

要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを実施しました。

	単位	2018年度			2019年度		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
(c) 介護予防ケアマネジメント							
介護予防ケアマネジメント	人数/年	6,392	5,574	87.2%	6,804	5,519	81.1%

資料：組合介護保険課

② 一般介護予防事業

全ての高齢者を対象に介護予防の普及・啓発や高齢者の健康の保持増進を図り、高齢者自らが健康づくり・介護予防に取り組めるよう、自主グループの育成や住民運営の通いの場を充実させ、地域づくりによる介護予防を推進する事業です。

(a) 介護予防把握事業

保健・医療・福祉等の関係機関との連携や、民生児童委員、家族からの連絡等により対象者を把握します。把握した対象者には、基本チェックリストを実施し、介護予防事業等への参加を促しました。

	単位	2018年度		2019年度		
		男	女	男	女	合計
要介護認定の担当部局との連携	0人	0人	0人	1人	0人	1人
本人・家族からの相談	47人	5人	42人	27人	7人	20人
合計	47人	5人	42人	28人	7人	21人

資料：組合介護保険課

(b) 介護予防普及啓発事業

介護予防に役立つ基本的な知識の普及啓発のため、介護予防に関するパンフレットの配布や講演会、相談会、介護予防教室等を開催しました。おおむね計画どおりに実施することができました。

	単位	2018年度			2019年度		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
(b) 介護予防普及啓発事業							
パンフレット等の作成・配布	人数/年	14,200	13,654	96.2%	14,200	13,223	93.1%
講演会や相談会の開催	人数/年	5,600	6,783	121.1%	5,750	5,870	102.1%
介護予防教室等の開催	人数/年	6,626	4,970	75.0%	7,206	5,078	70.5%

※延べ人数集計

資料：組合介護保険課

(c) 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材育成の研修や介護予防を推進する地域活動組織の育成、支援の事業などを実施しました。

◆ボランティア等の人材を育成するための研修

介護予防に役立つ知識や技術を普及するための研修会を開催し、ボランティアの育成と地域における活動を支援しました。

◆地域活動組織の育成および支援

地域住民が自主的に集まる通いの場において交流を通し、高齢者の社会参加の推進と介護予防、日常生活上の支援体制の充実を一体的に図りました。

地域の介護予防活動に取り組む地域団体等の活動を支援し、通いの場を増やすことで、高齢者の自立支援と介護予防を推進しました。

◆社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施

地域においてボランティアとして社会参加活動に参加していただくことで、高齢者自身の介護予防、生きがいつくり、社会参加活動の推進を図りました。

◆その他

- ・介護予防ポイント制度事業

高齢者の外出意欲を高め、積極的に介護予防の取り組みに参加していただくことで、介護予防の推進を図りました。

介護予防ポイント制度事業の実施内容を社会参加活動への参加とし、社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施と一緒に進めてきました。

おおむね65歳以上高齢者の4%程度の方々に参加いただくことができました。

	単位	2018年度			2019年度		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
(c) 地域介護予防活動支援事業							
ボランティア等の研修	人数/年	15	4	26.7%	35	4	11.4%
地域活動組織の育成・支援	人数/年	2,160	1,885	87.3%	2,360	1,941	82.2%
社会参加活動を通じた地域活動	人数/年	170	79	46.5%	190	92	48.4%
その他	人数/年	0	79	100.0%	500	92	18.4%

資料：組合介護保険課

(d) 地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取り組みを機能強化するため、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施しました。おおむね計画どおりに実施することができました。

	単位	2018年度			2019年度		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
(d) 地域リハビリテーション活動支援事業							
通いの場 住民への技術的助言	人数/年	370	365	98.6%	370	295	79.7%
地域ケア会議 ケアマネジメント支援	人数/年	30	38	126.7%	30	20	66.7%

資料：組合介護保険課

(e) 一般介護予防事業評価事業

年度ごとに、事業評価項目により、アウトカム評価を中心に事業評価を実施しました。

(2) 包括的支援事業

包括的支援事業は、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務などで構成され、地域包括支援センターで実施しました。

さらに、2025年に向けた地域包括ケアシステム構築のため、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備、地域ケア会議の推進に取り組みました。

① 総合相談支援業務

地域包括支援センターの社会福祉士を中心に、住民の各種相談を幅広く受け付けるとともに、相談・苦情の受け付けなどについても窓口となって対応し、健康や介護サービスなどに関する住民の不安や不満を解消するよう、住民の立場に立ったきめ細かい対応に努めました。さらに、地域における様々なサービス等の利用のつなぎ機能などの継続的・専門的な相談支援を行い、制度横断的かつ多面的な支援を展開しました。

② 権利擁護業務

認知症等により判断能力が十分でない人が、金銭の管理不十分、不当な契約の強要などによって、被害を受けるケースが増えています。また、家族など、身近な人による虐待や人権侵害が問題となるケースもあり、そのような人が地域において安心して自立した生活を送れるよう支援しました。地域包括支援センターでは、社会福祉士を中心に、高齢者の権利擁護業務として、成年後見制度に関する情報の提供、成年後見に取り組む団体等の紹介などを行い、制度の利用促進を図りました。

さらに、高齢者等の虐待を早期発見し、そのような環境から高齢者等を救うため、地域の関係者によるネットワークの構築に取り組みました。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域包括支援センターの主任介護支援専門員を中心に、高齢者一人ひとりの状態の変化に対応した長期的ケアマネジメントを実施しました。

◆介護支援専門員の日常的個別相談・指導

地域の介護支援専門員の相談に応じ、ケアプラン作成等の技術的な指導を行いました。

◆支援困難事例への指導助言

地域の介護支援専門員が個々では解決しきれない支援困難事例、生活全般への苦情相談を抱え込まないよう、指導、助言しました。

◆地域の介護支援専門員のネットワーク構築

地域の介護支援専門員の日常的な業務の支援のため、介護支援専門員のネットワークをつくり、その活用と介護支援専門員の資質向上を図りました。

◆長期継続ケア

医療を含めた多職種連携の実現を図りました。

●包括的支援事業の実績

	2018年度	2019年度
	件数	件数
総合相談支援業務	6,495件	6,445件
権利擁護業務	256件	364件
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	1,791件	1,531件

資料：組合介護保険課

④ 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進しました。

●在宅医療・介護連携推進事業の実績

	2018年度	2019年度
	回数	回数
医療・介護・福祉等多職種会議	4回	2回
医療・介護関係者の研修	3回	3回

資料：組合介護保険課

⑤ 生活支援体制整備事業

行政が中心となり、生活支援コーディネーターを配置するとともに、市町村区域の第1層、中学校区域の第2層に協議体を設置し、町内会・自治会、NPO法人、ボランティア、民間企業等の様々な生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実と高齢者の社会参加を一体的に推進しました。

●生活支援体制整備事業の実績

	2018年度		2019年度	
	コーディネーター	協議体	コーディネーター	協議体
第1層	3人	2か所	3人	2か所
第2層	9人	8か所	15人	11か所

資料：組合介護保険課

⑥ 認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を推進しました。

▶ 認知症初期集中支援推進事業

専門医や保健師・介護福祉士等により構成され、認知症の早期診断・早期対応を行う「認知症初期集中支援チーム」を配置し、認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族を訪問し、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行いました。

▶ 認知症地域支援推進員等事業

認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービスおよび地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、相談・支援等を行いました。

●認知症総合支援事業の実績

	2018 年度		2019 年度	
	チーム、員数	相談・支援数	チーム、員数	相談・支援数
初期集中支援	2 チーム	5 件	2 チーム	0 件
地域支援推進	6 人	65 回	7 人	86 回

資料：組合介護保険課

⑦ 地域ケア会議推進事業

地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援するため、個別ケースを検討する地域ケア個別会議と地域の課題を検討する地域ケア推進会議を開催しました。

●地域ケア会議推進事業の実績

	2018 年度	2019 年度
	回数	回数
地域ケア個別会議	104 回	98 回
地域ケア推進会議	1 回	3 回

資料：組合介護保険課

(3) 任意事業

任意事業では、介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業などを実施し、高齢者の生活を支える地域づくりを進めています。

① 介護給付等費用適正化事業

制度趣旨や良質な事業展開のために必要な情報の提供などにより、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付費の適正化を図りました。要介護認定・ケアマネジメント・介護報酬請求の各分野において効果があると見込まれる、要介護認定調査のチェック、ケアプラン点検、住宅改修等の点検、介護給付費通知、医療情報との突合等を実施しました。

	単位	2018年度			2019年度		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
①介護給付等費用適正化事業							
介護給付費等費用適正化	人数/年	7,504	6,031	80.4%	7,504	6,223	82.9%

資料：組合介護保険課

② 家族介護支援事業

介護者の支援、負担軽減などを目的とし、要介護認定者の家族を支援するための事業を実施しました。

◆家族介護教室

高齢者の介護をしている家族を対象に、介護の知識と技術の習得を目的に開催しました。

◆認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした認知症に関する広報・啓発活動を行いました。

◆家族介護継続支援事業

介護による家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図りました。

○家族介護用品支給事業（紙おむつ等支給）

○家族介護者交流事業

	単位	2018年度			2019年度		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
② 家族介護支援事業							
家族介護教室	人数/年	510	608	119.2%	510	522	102.4%
認知症高齢者見守り事業	人数/年	10,819	10,488	96.9%	10,819	10,048	92.9%
家族介護用品支給事業	人数/年	66	39	59.1%	66	41	62.1%
家族介護者交流事業	人数/年	165	161	97.6%	165	120	72.7%

資料：組合介護保険課

③ その他の事業

介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業以外に、組合の任意事業として以下の事業を実施しました。

◆ 成年後見制度利用支援事業

市町村申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行いました。また、市町村申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等についても相談対応しております。

◆ 福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供や、住宅改修に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の経費を助成しました。

◆ 認知症サポーター等養成事業

認知症サポーター養成講座の企画・立案および実施を行うキャラバン・メイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成しました。

◆ 地域自立生活支援事業

高齢者の地域における自立した生活の継続を図るため、配食サービスにより高齢者の状況を定期的に把握しました。

- ・ 地域資源を活用したネットワーク形成事業

	単位	2018年度			2019年度		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
③その他の事業							
成年後見人制度利用支援	人数/年	2	1	50.0%	2	1	50.0%
住宅改修支援	人数/年	30	11	36.7%	30	6	20.0%
認知症サポーター等養成	人数/年	1,800	1,814	100.8%	1,800	1,693	94.1%
ネットワーク形成（配食）	人数/年	215	151	70.2%	225	126	56.0%

資料：組合介護保険課

（４）地域支援事業費の計画値と実績値の比較

第7期計画期間の2018年度および2019年度における地域支援事業費の計画値と実績値を比較すると、両年度とも実績値が計画値よりも下回っており、2018年度は対計画比が97.9%、2019年度は対計画比が96.2%となっています。

●地域支援事業費の計画値と実績値

（単位：千円）

	2018年度			2019年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
介護予防・日常生活支援総合事業	204,440	195,892	95.8%	208,817	192,034	92.0%
介護予防・生活支援サービス事業	177,406	172,189	97.1%	178,422	168,494	94.4%
一般介護予防事業	27,034	23,703	87.7%	30,395	23,540	77.4%
包括的支援事業費	146,028	154,304	105.7%	148,811	160,996	108.2%
任意事業費	22,906	15,453	67.5%	23,226	13,372	57.6%
	373,374	365,649	97.9%	380,854	366,402	96.2%

資料：組合介護保険課

第3章 高齢者の自立支援と介護予防、 介護給付の適正化に向けた取り組み

第1節 高齢者の自立支援と介護予防に向けた取り組み

高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止といった介護保険制度の理念を踏まえ、地域の実情に応じて取り組みを進めることが重要とされています。

■高齢者の自立支援と介護予防に向けた取り組み

組合の人口推計では、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて高齢化率は上昇していき、第1号被保険者数においても、75歳以上の被保険者数が増えています。それに伴い2025年までに認定者数も増加する見込みです。こうした背景から、生活支援の必要な高齢者は増加していくことが予測されます。

また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施により、組合の高齢者のリスクの発生状況として、認知症、うつ、転倒、咀嚼機能、閉じこもりの各種リスクが高くなっていることがわかりました。まずは、閉じこもり傾向にある高齢者に外に出てもらい様々な活動に参加してもらうことで、各種リスクの発生状況を低下させていく必要があると考えます。

一方で、趣味等のサークルへ参加する高齢者、地域づくりに参加意向がある高齢者も多いことがわかりました。こうした高齢者が趣味や特技、サークル活動等を通じて地域社会と交流できる場、これまでに得た技能や経験を活かしたボランティア活動を通じて、地域や社会を構成する一員として社会貢献できる場を創出することで、高齢者の生きがいにつながると考えます。

高齢者が参加・活動する住民主体の「通いの場」に、各種リスクを抱える高齢者、趣味等のサークルや地域づくりに参加意向がある高齢者に参加してもらい、参加した高齢者同士支え合うことで、介護予防、日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加の推進を一体的に図ることが可能になります。

こうしたことから、組合では、高齢者の自立支援と介護予防の取り組みとして、2025年に向けて高齢者自身が担い手として活動する「通いの場」を新たに創出し、活動内容の充実に取り組んでいきます。

■通いの場とは

地域の高齢者の「通いの場」として、由利本荘圏域では地域ミニデイサービス、サロン、にかほ圏域では集落サロンを開催しています。高齢者の活動の場は様々ありますが、下記の条件を満たすものを「通いの場」として掲載しています。

- ① 体操や趣味活動等を行い、介護予防に資すると市町村が判断する通いの場であること。
- ② 通いの場の運営主体は、住民であること。
- ③ 通いの場の運営について、市町村が財政的支援を行っているものに限らないこと。
- ④ おおむね月1回以上の活動実績があること。

■第7期の達成状況

第7期は、2025年の高齢者数、通いの場の規模を勘案して箇所数を設定しました。2025年までに必要と考えられる通いの場を創出するために、第7期計画期間中に創出するべき箇所数を目標値として設定しました。

目標値	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
本荘由利広域	84か所	92か所	100か所	140か所
実績値	2018年度	2019年度	2020年度	
由利本荘市	46か所	45か所	45か所	
にかほ市	42か所	42か所	43か所	
本荘由利広域	88か所	87か所	88か所	

※2020年度は9月末の状況

●通いの場への参加状況

	2018年度			2019年度		
	参加者数	高齢者数	参加率	参加者数	高齢者数	参加率
由利本荘市	803人	27,698人	2.9%	755人	27,883人	2.7%
にかほ市	683人	9,089人	7.5%	659人	9,148人	7.2%
本荘由利広域	1,486人	36,787人	4.0%	1,414人	37,031人	3.8%
1か所あたり	16人			16人		

■第7期の自己評価結果

【△】新規開設により通いの場は増えているが、計画値までに及んでいない。

【課題】

- ・新規開設、継続実施においても担い手の確保が必要。
- ・後継者不足や事業運営に支障をきたし、終了してしまう自治会も、新規申請と同様に増えてきており、事業を継続できる地域の力が必要である。
- ・より高齢者が活躍できる居場所も検討していく必要がある。

■2025 年を見据えた通いの場の創出目標

◇第 8 期は、通いの場の創出に加え、通いの場の充実を図ることのスタートとします。

◆通いの場の創出を引き続き継続するとともに、厚生労働省の示す、参加率 8%の目標値を目指しながら、現状を考慮した目標値の見直し、課題解決に向けた取り組みの実施により通いの場の増加・充実を図ります。

●目標とする住民主体の通いの場の箇所数

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2025 年度
目標箇所数	93 か所	98 か所	105 か所	116 か所
参加者	1,484 人	1,556 人	1,665 人	1,846 人
高齢者人口	37,096 人	37,047 人	36,999 人	36,901 人
参加率	4.0%	4.2%	4.5%	5.0%

課題解決に向けて

○年 1 回、構成市において通いの場についての説明会を実施します。

○すべての住民に介護予防への取り組みの大切さを普及啓発することで、参加率を上げるとともに、顔なじみの関係づくり、互助の関係づくりをすすめていきます。

○通いの場に対し、構成市より講師派遣することで継続の必要性を説明します。

○通いの場に対し、高齢者に対する保健事業や地域リハビリテーション活動支援事業を活用し、医療専門職による実技指導等により介護予防に関する意識を高めることができるようにします。

第 2 節 介護給付の適正化に向けた取り組み

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なサービスを提供できるように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度の信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

介護給付の適正化事業は、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じた日常生活を営むことができるようにするとともに、限られた資源を効率的・効果的に活用するために取り組むべきものであり、組合ではこれまで、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」の適正化主要 5 事業に取り組んできました。第 8 期計画期間においても引き続き適正化主要 5 事業に取り組み、適切な介護給付を継続していきます。

■介護給付適正化主要5事業の趣旨

(1) 要介護認定の適正化

本事業は、要介護認定の変更認定または更新認定に係る認定調査の内容について行政職員等が訪問または書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図るために実施します。

(2) ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求めまたは訪問調査を行い、行政職員等の第三者が点検および支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要なサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善します。

(3) 住宅改修等の点検

ア. 住宅改修の点検

改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施工状況を点検することにより、受給者の状態にそぐわない不適切または不要な住宅改修を排除します。

イ. 福祉用具購入・貸与調査

福祉用具利用者等に対して訪問調査等を行って、福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより、不適切または不要な福祉用具購入・貸与を排除し、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めます。

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

ア. 縦覧点検

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行います。

イ. 医療情報との突合

医療担当部署との更なる連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を行います。

(5) 介護給付費通知

受給者本人や家族に対して、事業者からの介護報酬の請求および費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果をあげます。

■主要 5 事業以外の介護給付適正化事業の趣旨

給付実績の活用

国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）で実施する審査支払の結果から得られる給付実績を活用して、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図ります。

■介護給付適正化事業の実施目標

(1) 要介護認定の適正化

認定調査を委託している圏域内の事業所 1 つにつき、2 年に 1 回程度認定調査に同行し、内容のチェックを行い、認定調査の標準化を図ります。

(2) ケアプランの点検

構成市毎に月 1 回、居宅介護支援事業所 1 事業所からケアプランを提出してもらい、自立支援に資するケアプランになっているか事業所と共同で点検を行います。点検後には、気づいた点を反映したプランを作成してもらい、次回のケアプラン作成に活かしてもらいます。

(3) 住宅改修等の点検

ア. 住宅改修の点検

申請書類に添付された、見積もり、図面、写真を確認し、疑義が生じた場合、関係者への聴き取りや、現地訪問を実施します。必要に応じ、建築専門職、リハビリテーション専門職も同席し、確認します。

イ. 福祉用具購入の点検

申請書に記載された福祉用具を必要とする理由を確認し、疑義が生じた場合、関係者への聴き取りや、現地訪問を実施し、福祉用具の使用状況を確認します。

ウ. 福祉用具貸与の点検

要介護度が変更になっても、継続して貸与されている用具について、ケアプラン点検の対象とし、福祉用具の使用状況や必要性を確認します。

地域ケア会議においてケアプランを点検・確認する際には、リハビリテーション専門職が福祉用具貸与の必要性も確認します。

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

国保連に縦覧点検と介護給付と医療給付の突合について委託し、提供された縦覧点検一覧表、医療情報との突合結果を確認し、不正な請求について過誤調整を行います。

(5) 介護給付費通知

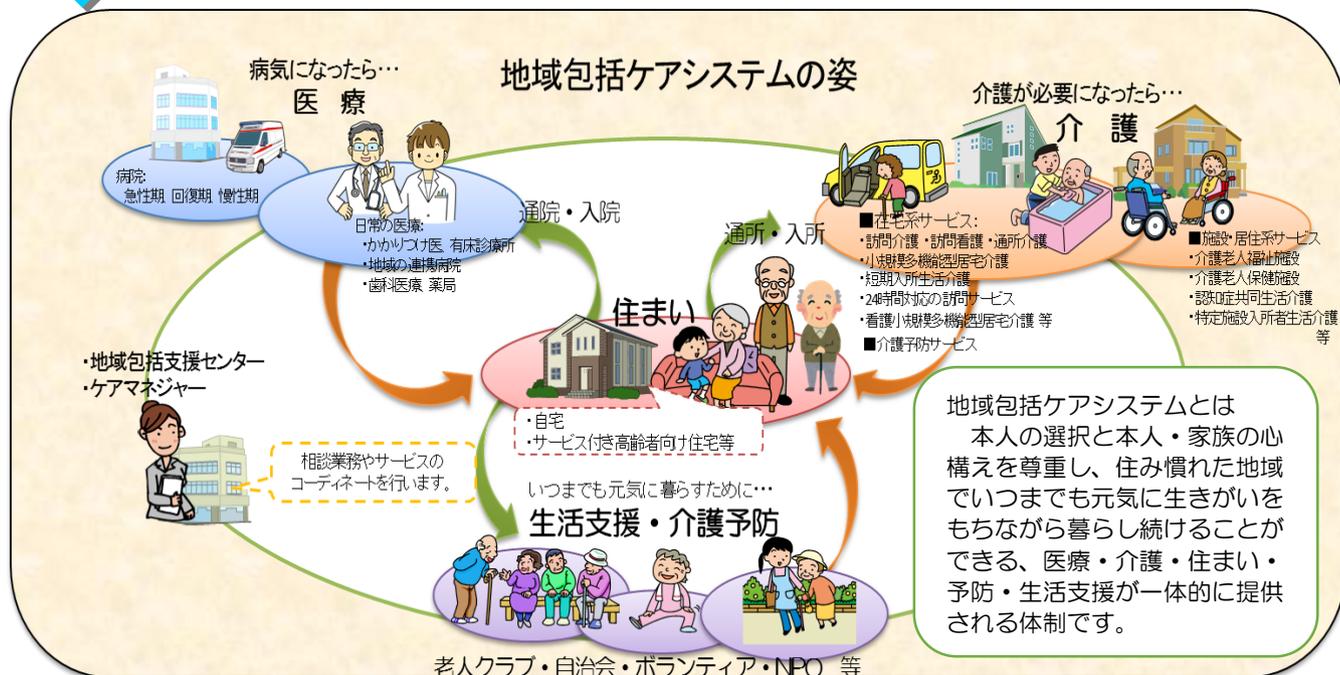
年1回、受給者に対して前年に利用した介護サービスの種類と費用を通知し、同時に居宅介護支援事業所、施設等へ介護給付費通知の実施を通知します。介護給付費通知の送付に当たっては、見方の説明書きを同封するなどして、受給者が見やすいように工夫します。

(6) 給付実績の活用

国保連給付適正化システムとケアプラン分析システムより提供される帳票により居宅介護支援事業所の傾向を把握して実地指導やケアプラン点検の参考資料とします。

第4章 地域包括ケアシステム構築に向けた取り組み

第1節 地域包括ケアシステムの全体像



第2節 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、包括的支援事業等を実施し、地域住民の心身の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。

地域包括支援センターを中核として「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、地域ケア会議の推進、高齢者の居住安定に係る施策との連携に取り組んでいきます。また、今後の高齢化の進展等に伴って増加するニーズに適切に対応するため、必要な体制を検討し、機能や体制の強化に取り組んでいきます。

●第8期計画期間における地域包括支援センターの設置箇所数見込み

	第8期計画期間		
	基幹型地域包括支援センター	地域包括支援センター	ランチ
由利本荘圏域	1 箇所	3 箇所	6 箇所
にかほ圏域	—	1 箇所	2 箇所
組合全体	1 箇所	4 箇所	8 箇所

第3節 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護連携の推進により、在宅医療と介護が円滑に提供される仕組みを構築し、医療ニーズと介護ニーズを併せて持つ高齢者を地域で支えていくため、日常生活圏域において必要となる在宅医療・介護連携のための体制を充実させる必要があります。組合では、地域の医師会等の協力を得て、在宅医療・介護連携を計画的かつ効果的に推進するため、地域においてあるべき在宅医療・介護提供体制の姿を共有して在宅医療・介護連携の推進を実施していきます。

推進にあたっては、看取りに関する取り組みや、地域における認知症の方への対応力を強化する取り組みを進めていきます。さらに感染症や災害時においても継続的なサービス提供を維持するためには、医療と介護の一層の連携が求められることから、関係者の連携体制や対応の検討を行います。

第4節 保健事業と一般介護予防事業の一体的な実施

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を行うため、組合では介護予防を進めるにあたり、高齢者に対する保健事業と一般介護予防事業を一体的に実施するように努めます。一体的な実施を行うにあたっては、通いの場における医療専門職による実技指導等において、保健と介護予防に関する意識を高める取り組みなどを行います。

第5節 認知症施策の推進

認知症は、誰にでも発症する可能性のある病気で、年齢とともに発症率が高くなっています。超高齢社会を迎え、今後も認知症の人は増加することが見込まれます。組合では、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、認知症施策の取り組みを進めていきます。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」の観点から、次のような取り組みを推進していきます。

(1) 普及啓発

認知症の人やその家族が地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるためには、認知症に関する正しい知識と理解が必要とされます。地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を引き続き推進していきます。

●認知症サポーターの人数

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
由利本荘圏域	9,672人	10,936人	11,000人	12,000人	13,000人	14,000人	16,000人
にかほ圏域	2,127人	2,556人	2,900人	3,150人	3,400人	3,650人	4,150人
組合全体	11,799人	13,492人	13,900人	15,150人	16,400人	17,650人	20,150人

2020年度以降は見込み人数

(2) 予防の推進

「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という観点で取り組みを行います。運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症を遅らせたり、進行を緩やかしたりする可能性が示唆されていることから、地域において高齢者が身近に通える「通いの場」を充実するとともに、保健事業と一体的に行う医療専門職による、健康相談等の活動についても推進していきます。

(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

認知症医療・介護等に携わる者は、本人が有する力を最大限に活かしながら、地域社会の中で本人のなじみの暮らし方や、関係が継続できるよう、支援していくことが求められます。認知症地域支援推進員による、地域の支援機関間の連携づくりや、「認知症ケアパス」の活用の促進、認知症カフェを活用した取り組みを推進します。また、認知症初期集中支援チームによる、適切な医療・介護サービス等に、速やかにつなぐ取り組みも推進していきます。

(4) 認知症バリアフリーの推進

認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で、普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取り組みを推進していきます。

引き続き認知症サポーターの増員を図り、それに加え、今後は養成するだけでなく、活動の任意性は維持しつつ、ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（「チームオレンジ」）の構築を目指します。

第6節 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

単身または、夫婦のみの高齢者世帯等、支援を必要とする高齢者の増加に伴い、地域サロンの開催、見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除等の家事支援等の生活支援の必要性が増加しており、多様な主体が、生活支援・介護予防サービスを提供していくことが求められています。また、高齢者の社会参加や社会的役割を持つことが、高齢者の生きがいや介護予防につながるという観点から、高齢者自身も、地域の生活支援の担い手として活動し、介護予防に繋げていくことも重要となります。

このため、地域包括支援センターが中心となり、生活支援コーディネーターや協議体等との協働により、地域における課題や資源を把握し、次のような取り組みを推進していきます。

(1) 地域資源の開発

地域に不足するサービスの創出や、生活支援の担い手の養成、高齢者が担い手として活動できる場の確保などの資源開発を行います。

(2) 活動主体等のネットワークの構築

生活支援の担い手となる各種活動主体間の連携の体制づくりを行います。

(3) 地域のニーズと地域資源のマッチング

支援を必要とする高齢者の地域のニーズを把握し、サービス提供主体の活動とのマッチングを行います。

また、ボランティアポイントの活用等により、ボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加の促進を行います。

第7節 地域ケア会議の推進

地域ケア会議の中で個別事例の検討を行うことを通じて、適切なサービスにつながない高齢者個人の生活課題に対して、単に既存サービスを提供するだけでなく、その課題に至る要因を探り、個人と環境に働きかけることによって自立支援に資するケアマネジメントを地域で活動する介護支援専門員が推進できるよう支援していきます。さらに、これらの課題分析や支援の積み重ねを通じて、地域に共通する課題や有効な支援策を明らかにし、課題の発生や重度化することの予防に取り組むとともに、多職種協働によるネットワークの構築や資源開発等に取り組み、さらなる個別支援の充実につなげていきます。

第8節 高齢者の居住安定に係る施策との連携

住まいは「地域包括ケアシステム」の基礎となるものであるため、地域においてそれぞれの生活のニーズに合った住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが、保健・医療・介護等のサービスが提供される前提となります。個々の高齢者の状況やニーズに対応した多様な住まいの確保のため、高齢者が居住する住宅の改修の相談や、多様化する高齢者の心身の状況や住まいのニーズに沿った情報の提供により、高齢者が安心して居住することができる住まいを選択できる支援策の検討を行います。

第9節 介護保険の指定を受けていない高齢者の住まい

介護保険制度の特定施設入居者生活介護の指定を受けていない、有料老人ホームおよびサービス付き高齢者向け住宅が、多様な介護ニーズの受け皿となっている現状を踏まえ、将来に必要な介護サービス基盤の整備量の見込みを適切に定めるためには、これらの入居定員総数を把握していきます。

●圏域内の有料老人ホームおよびサービス付き高齢者向け住宅の設置状況

	有料老人ホーム	サービス付き 高齢者向け住宅
由利本荘圏域	2 か所 (定員 20 名)	4 か所 (定員 58 名)
にかほ圏域	2 か所 (定員 72 名)	2 か所 (定員 26 名)
組合全体	4 か所 (定員 92 名)	6 か所 (定員 84 名)

特定施設入居者生活介護の指定を受けているものを除く。

2020年9月末現在

第10節 地域包括ケアシステムを支える人材の確保および質の向上について

組合では、2025年および2040年を見据えて、第8期に必要となるサービスの種類ごとの量の見込み等を定め、それらを基にサービスを提供するために、必要な介護人材の数を考える必要があります。また、サービスごと、職種ごとの人手不足等の状況を踏まえ、介護職に限らず、介護分野で働く人材の確保・育成を行い、人材の裾野を広げて、介護現場の人手不足対策を進める必要があると考えます。

必要となる介護人材の確保に向けて関係機関と連携し、処遇改善、新規参入や多様な人材の活用の促進、介護の仕事の魅力向上、職場環境の改善等のための検討を行います。また、生活支援等の担い手については、高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるように、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）、協議体等が中心となり、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを目指します。

第 11 節 災害・感染症対策に対する備えの検討

近年の災害の発生状況や、感染症の流行を踏まえ、組合においても災害や感染症に対する備えを行います。

- ① 災害に対する備えとして、介護事業所等と連携し、介護事業所で策定している災害に関する具体的計画を定期的に確認するよう検討します。
- ② 感染症に対する備えとして、介護事業所等と連携し、訓練の実施状況や感染拡大防止策の状況、また、感染症発生時における体制や、必要な物資の備蓄や調達体制について確認するよう検討します。

第5章 介護給付等対象サービスの量の見込み

第1節 サービス利用者数の見込み

(1) 標準的居宅サービス等受給者の見込み

標準的居宅サービス等受給者とは、在宅でサービスを利用している方です。

近年の利用実績と今後の利用の動向を踏まえた標準的居宅サービス等利用者の見込みは次のとおりです。

●標準的居宅サービス等受給者数の見込み

(単位：人)

区 分	2018年	2019年	2020年	第8期計画期間			2025年
				2021年	2022年	2023年	
要支援・要介護認定者数	7,199	7,309	7,356	7,442	7,516	7,599	7,756
標準的居宅サービス等受給者数	4,057	4,151	4,168	4,405	4,491	4,566	4,714
【受給率】	56.4%	56.8%	56.7%	59.2%	59.8%	60.1%	60.8%
要支援1	81	90	92	99	100	102	103
要支援2	189	221	238	280	283	284	287
要介護1	911	967	969	1,002	1,013	1,025	1,040
要介護2	1,327	1,347	1,345	1,392	1,412	1,439	1,473
要介護3	775	773	788	840	858	876	914
要介護4	499	508	502	543	565	577	615
要介護5	275	245	234	249	260	263	282

※2018～2020年は介護保険事業状況報告（9月分）

(2) 施設・居住系サービス利用者の見込み

近年の利用実績や今後の施設等の整備の動向を踏まえた施設・居住系サービス利用者の見込みは次のとおりです。

●施設・居住系サービス利用者数の見込み

(単位：人)

区 分		2018年	2019年	2020年	第8期計画期間			2025年
					2021年	2022年	2023年	
要支援・要介護認定者数		7,199	7,309	7,356	7,442	7,516	7,599	7,756
施設・居住系サービス利用者数		1,740	1,736	1,785	1,854	1,922	1,974	1,976
【割合】		24.2%	23.8%	24.3%	24.9%	25.6%	26.0%	25.5%
サービス内訳	特定施設 入居者生活介護	59	71	79	81	81	83	85
	認知症対応型 共同生活介護	203	201	215	234	252	252	252
	地域密着型特定施設 入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型 介護老人福祉施設	60	61	69	87	87	87	87
	介護老人福祉施設	949	945	952	982	1,032	1,082	1,082
	介護老人保健施設	469	458	470	470	470	470	470
	介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	0
	介護医療院	0	0	0	0	0	0	0
要介護度別内訳	要支援1	5	5	4	5	5	5	5
	要支援2	8	10	11	14	14	14	14
	要介護1	95	99	112	115	119	119	120
	要介護2	172	184	188	194	201	202	202
	要介護3	404	405	409	426	443	454	455
	要介護4	565	552	574	598	619	641	641
	要介護5	491	481	487	502	521	539	539

※2018～2020年は介護保険事業状況報告（9月分）

(3) サービス利用者の見込み

要支援・要介護認定者のうち、標準的居宅サービス等受給者及び施設・居住系サービスの利用者を含めたサービス受給者数の見込みは次のとおりです。

●サービス受給者数の見込み

(単位：人)

区 分	2018年	2019年	2020年	第8期計画期間			2025年
				2021年	2022年	2023年	
要支援・要介護認定者数	7,199	7,309	7,356	7,442	7,516	7,599	7,756
サービス受給者数	5,797	5,887	5,953	6,259	6,413	6,540	6,690
【受給率】	80.5%	80.5%	80.9%	84.1%	85.3%	86.1%	86.3%
要支援1	86	95	96	104	105	107	108
要支援2	197	231	249	294	297	298	301
要介護1	1,006	1,066	1,081	1,117	1,132	1,144	1,160
要介護2	1,499	1,531	1,533	1,586	1,613	1,641	1,675
要介護3	1,179	1,178	1,197	1,266	1,301	1,330	1,369
要介護4	1,064	1,060	1,076	1,141	1,184	1,218	1,256
要介護5	766	726	721	751	781	802	821

※2018～2020年は介護保険事業状況報告（9月分）

第2節 居宅サービスの見込み

居宅サービスには、要介護1から5の認定者を対象とし、要介護状態となっても、自宅での暮らしを維持しながら自立した生活が継続できるよう支援する介護サービスと、要支援1・2の認定者を対象とし、生活機能の維持・向上を目指して実施される介護予防サービスがあります。

(1) 訪問介護

ホームヘルパー等が利用者の居宅を訪問して、できるだけ居宅で日常生活を営めるように、入浴・排せつ・食事の介護や、調理・洗濯・掃除等の日常生活の世話をを行います。

<<< サービス利用の現状 >>>

2019年度の1か月平均で896人の方々が利用しております。

要介護2以下の軽度の要介護者の利用が多く、全体の71.0%にあたる636人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2023年度には、1か月平均で標準的居宅サービス等受給者の21.9%にあたる915人の方々が1人あたり15.3回利用すると見込みます。

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
訪問介護	回/月	14,046.7	13,158.0	12,423.7	13,671.0	13,892.1	14,031.1	14,600.6
	人/月	937	896	839	896	906	915	944

※2018年度、2019年度は実績値。2020年度は見込み値。以降の表も同じ。

(2) 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

利用者の居宅を入浴車で訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

①訪問入浴介護（介護給付：要介護1～5）

<<< サービス利用の現状 >>>

2019年度の1か月平均で44人の方々が利用しております。

要介護4以上の重度の要介護者の利用が多く、全体の77.3%にあたる34人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2023 年度には、1 か月平均で標準的居宅サービス等受給者の 1.1%にあたる 48 人の方々が 1 人あたり 4.5 回利用すると見込みます。

		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2025 年度
訪問入浴介護	回/月	223.3	193.8	212.4	215.7	215.7	215.7	224.9
	人/月	54	44	48	48	48	48	50

②介護予防訪問入浴介護（予防給付：要支援1・2）

<<< サービス利用の現状 >>>

重度の要介護者が主に利用するサービスであるため、利用している方はいません。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

利用実績はなく、第8期計画期間中においても利用は見込んでいません。

		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2025 年度
介護予防訪問入浴介護	回/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0

(3) 訪問看護／介護予防訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、利用者の居宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行い、心身の機能の維持回復を目指します。

①訪問看護（介護給付：要介護1～5）

<<< サービス利用の現状 >>>

2019 年度の 1 か月平均で 188 人の方々が利用しております。

要介護 2 以下の軽度の要介護者の利用が多く、全体の 55.3%にあたる 104 人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2023 年度には、1 か月平均で標準的居宅サービス等受給者の 5.4%にあたる 224 人の方々が 1 人あたり 5.5 回利用すると見込みます。

		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2025 年度
訪問看護	回/月	985.4	1,026.1	1,203.7	1,222.4	1,217.7	1,229.0	1,271.4
	人/月	164	188	222	223	222	224	232

②介護予防訪問看護（予防給付：要支援1・2）

<<< サービス利用の現状 >>>

通院できない方が利用するサービスであり、要支援者の利用は少数で推移しており、2019年度の1か月平均で26人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2023年度には、1か月平均で標準的居宅サービス等受給者の8.0%にあたる31人の方々が1人あたり4.8回利用すると見込みます。

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
介護予防訪問看護	回/月	100.4	125.1	118.0	149.5	149.5	149.5	149.5
	人/月	17	26	31	31	31	31	31

(4) 訪問リハビリテーション/介護予防訪問リハビリテーション

病院・診療所又は介護老人保健施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等が、利用者の居宅を訪問して理学療法・作業療法等のリハビリテーションを行い、心身機能の維持回復を図ります。

①訪問リハビリテーション（介護給付：要介護1～5）

<<< サービス利用の現状 >>>

少数で推移しているものの、利用人数は増加傾向にあり、2019年度の1か月平均で30人の方々が利用しております。

要介護2・3の利用者が多く、全体の60.0%にあたる18人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2023年度には、1か月平均で標準的居宅サービス等受給者の0.7%にあたる31人の方々が1人あたり9.6回利用すると見込みます。

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
訪問リハビリテーション	回/月	231.8回	266.3回	289.5回	297.1回	297.1回	297.1回	307.6回
	人/月	27人	30人	31人	31人	31人	31人	32人

②介護予防訪問リハビリテーション（予防給付：要支援1・2）

<<< サービス利用の現状 >>>

利用人数は少数で推移しており、2019年度の1か月平均で4人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2023 年度には、1 か月平均で標準的居宅サービス等受給者の 1.3%にあたる 5 人の方々が 1 人あたり 7.4 回利用すると見込みます。

		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2025 年度
介護予防訪問 リハビリテー ション	回/月	21.0	26.3	35.3	37.0	37.0	37.0	37.0
	人/月	4	4	5	5	5	5	5

(5) 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師等が通院困難な利用者に対し、心身の状況と環境等を把握し、療養上の管理指導を行い療養生活の質の向上を図ります。

①居宅療養管理指導（介護給付：要介護 1～5）

<<< サービス利用の現状 >>>

2019 年度の 1 か月平均で 126 人の方々が利用しております。

要介護 2 以下の軽度の要介護者の利用が多く、全体の 59.5%にあたる 75 人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2023 年度には、1 か月平均で標準的居宅サービス等受給者の 3.1%にあたる 129 人の方々が利用すると見込みます。

		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2025 年度
居宅療養管理 指導	人/月	139	126	119	125	127	129	133

②介護予防居宅療養管理指導（予防給付：要支援 1・2）

<<< サービス利用の現状 >>>

少数で推移しておるものの、利用人数は増加傾向にあり、2019 年度の 1 か月平均で 10 人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2023 年度には、1 か月平均で標準的居宅サービス等受給者の 2.6%にあたる 10 人の方々が利用すると見込みます。

		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2025 年度
介護予防居宅 療養管理指導	人/月	6	10	10	10	10	10	10

(6) 通所介護

利用定員が18名を超える老人デイサービスセンター等に利用者が通い、入浴・排せつ・食事等の介護、健康状態等の日常の世話と機能訓練を受け、利用者の社会的孤独感の解消と心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

<<< サービス利用の現状 >>>

2019年度の1か月平均で1,513人の方々が利用しております。

要介護2以下の軽度の要介護者の利用が多く、全体の72.8%にあたる1,102人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2023年度には、1か月平均で標準的居宅サービス等受給者の38.6%にあたる1,613人の方々が1人あたり9.2回利用すると見込みます。

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
通所介護	回/月	13,340.8	13,343.9	13,123.1	14,425.5	14,678.0	14,824.8	15,282.0
	人/月	1,526	1,513	1,427	1,569	1,597	1,613	1,663

(7) 通所リハビリテーション/介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所に利用者が通い、理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを受け、利用者の心身機能の維持回復を図ります。

①通所リハビリテーション（介護給付：要介護1～5）

<<< サービス利用の現状 >>>

2019年度の1か月平均で216人の方々が利用しております。

要介護2以下の軽度の要介護者の利用が多く、全体の73.6%にあたる159人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2023年度には、1か月平均で標準的居宅サービス等受給者の5.7%にあたる239人の方々が1人あたり7.8回利用すると見込みます。

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
通所 リハビリテ ーション	回/月	1,708.8	1,760.4	1,820.6	1,835.9	1,853.8	1,869.1	1,908.1
	人/月	202	216	233	235	237	239	244

②介護予防通所リハビリテーション（予防給付：要支援1・2）

<<< サービス利用の現状 >>>

2019年度の1か月平均で49人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2023 年度には、1 か月平均で標準的居宅サービス等受給者の 15.8%にあたる 61 人の方々が利用すると見込みます。

		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2025 年度
介護予防通所 リハビリテー ション	人/月	38	49	59	59	60	61	61

(8) 短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等に利用者が短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介護その他日常生活上の世話と機能訓練を受け、利用者の心身機能の維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

①短期入所生活介護（介護給付：要介護1～5）

<<< サービス利用の現状 >>>

2019 年度の 1 か月平均で 1,260 人の方々が利用しております。

要介護2・3・4の要介護者の利用が多く、全体の 79.7%にあたる 1,004 人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2023 年度には、1 か月平均で標準的居宅サービス等受給者の 32.0%にあたる 1,337 人の方々が1人あたり 22.7 日利用すると見込みます。

		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2025 年度
短期入所生活 介護	日/月	26,728.2	27,338.1	27,702.0	29,362.3	29,999.0	30,415.2	31,928.1
	人/月	1,235	1,260	1,209	1,292	1,319	1,337	1,401

②介護予防短期入所生活介護（予防給付：要支援1・2）

<<< サービス利用の現状 >>>

中重度の要介護者が主に利用するサービスであるため、利用数は少数で推移しています。2019 年度の 1 か月平均で 13 人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2023 年度には、1 か月平均で標準的居宅サービス等受給者の 3.1%にあたる 12 人の方々が1人あたり 8.0 日利用すると見込みます。

		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2025 年度
介護予防短期 入所生活介護	日/月	152.4	100.8	41.7	96.0	96.0	96.0	96.0
	人/月	15	13	8	12	12	12	12

(9) 短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設等に利用者が短期間入所し、看護・医学的管理下の介護・機能訓練その他必要な医療と日常生活上の世話を受け、利用者の療養生活の質の向上と家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

①短期入所療養介護（介護給付：要介護1～5）

<<< サービス利用の現状 >>>

2019年度の1か月平均で21人の方々が利用しております。

要介護2・3・4の要介護者の利用が多く、全体の81.0%にあたる17人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2023年度には、1か月平均で標準的居宅サービス等受給者の0.5%にあたる22人の方々が1人あたり10.9日利用すると見込みます。

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
短期入所療養 介護	日/月	194.3	195.6	158.5	240.2	240.2	240.2	260.6
	人/月	23	21	15	22	22	22	24

②介護予防短期入所療養介護（予防給付：要支援1・2）

<<< サービス利用の現状 >>>

第7期計画期間中に利用している方はいません。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

第8期計画期間中においては利用を見込んでいません。

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
介護予防短期 入所療養介護	日/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0

(10) 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホームに入居する利用者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活の世話、機能訓練・療養上の世話を行います。

①特定施設入居者生活介護（介護給付：要介護1～5）

<<< サービス利用の現状 >>>

2019年度の1か月平均で56人の方々が利用しております。

要介護2以下の軽度の要介護者の利用が多く、全体の58.9%にあたる33人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2023 年度には、1 か月平均で標準的居宅サービス等受給者の 1.6%にあたる 67 人の方々が利用すると見込みます。

		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2025 年度
特定施設入居者生活介護	人/月	48	56	65	65	65	67	69

②介護予防特定施設入居者生活介護（予防給付：要支援1・2）

<<< サービス利用の現状 >>>

2019 年度の 1 か月平均で 14 人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2023 年度には、1 か月平均で標準的居宅サービス等受給者の 4.1%にあたる 16 人の方々が利用すると見込みます。

		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2025 年度
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	12	14	14	16	16	16	16

(11) 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

利用者の心身の状況や希望・環境を踏まえ、適切な福祉用具の選定の援助・取付け・調整を行い貸与することで、日常生活の便宜を図り機能訓練に資するとともに、介護者の負担軽減を図ります。

①福祉用具貸与（介護給付：要介護1～5）

<<< サービス利用の現状 >>>

2019 年度の 1 か月平均で 1,765 人の方々が利用しております。

要介護 2・3 の中度の要介護者の利用が多く、全体の 60.5%にあたる 1,068 人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2023 年度には、1 か月平均で標準的居宅サービス等受給者の 44.7%にあたる 1,868 人の方々が利用すると見込みます。

		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2025 年度
福祉用具貸与	人/月	1,719	1,765	1,790	1,838	1,859	1,868	1,920

②介護予防福祉用具貸与（予防給付：要支援1・2）

<<< サービス利用の現状 >>>

2019 年度の 1 か月平均で、231 人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2023 年度には、1 か月平均で標準的居宅サービス等受給者の 70.3%にあたる 272 人の方々が利用すると見込みます。

		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2025 年度
介護予防 福祉用具貸与	人/月	201	231	249	269	271	272	275

(12) 福祉用具購入費／介護予防福祉用具購入費

福祉用具のうち、入浴や排せつに用いる貸与になじまない性質の特定福祉用具を購入したときに支給します。

①福祉用具購入費（介護給付：要介護 1～5）

<<< サービス利用の現状 >>>

2019 年度の 1 か月平均で 27 人の方々が利用しております。

要介護 3 以下の軽中度の要介護者の利用が多く、全体の 81.5%にあたる 22 人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2023 年度には、1 か月平均で標準的居宅サービス等受給者の 0.9%にあたる 36 人の方々が利用すると見込みます。

		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2025 年度
福祉用具 購入費	人/月	30	27	30	36	36	36	37

②介護予防福祉用具購入費（予防給付：要支援 1・2）

<<< サービス利用の現状 >>>

2019 年度の 1 か月平均で、6 人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2023 年度には、1 か月平均で標準的居宅サービス等受給者の 3.6%にあたる 14 人の方々が利用すると見込みます。

		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2025 年度
介護予防福祉 用具購入費	人/月	6	6	7	14	14	14	14

(13) 住宅改修費／介護予防住宅改修費

手すりの取付け等の住宅改修を実際に居住する住宅において行ったときに支給します。

①住宅改修費（介護給付：要介護1～5）

<< サービス利用の現状 >>>

2019年度の1か月平均で16人の方々が利用しております。

要介護2以下の軽度の要介護者の利用が多く、全体の68.8%にあたる11人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2023年度には、1か月平均で標準的居宅サービス等受給者の0.6%にあたる23人の方々が利用すると見込みます。

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
住宅改修費	人/月	16	16	17	23	23	23	25

②介護予防住宅改修費（予防給付：要支援1・2）

<<< サービス利用の現状 >>>

2019年度の1か月平均で、5人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2023年度には、1か月平均で標準的居宅サービス等受給者の2.1%にあたる8人の方々が利用すると見込みます。

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
介護予防住宅改修費	人/月	5	5	6	8	8	8	8

(14) 居宅介護支援／介護予防支援

居宅サービス・地域密着型サービス等を適切に利用できるように、心身の状況・環境・本人や家族の希望等を勘案し、利用する在宅サービス等の種類や内容・総合的な援助方針等の計画を作成し、サービス提供確保の連絡調整を行います。

①居宅介護支援（介護給付：要介護1～5）

<<< サービス利用の現状 >>>

2019年度の1か月平均で、3,747人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2023年度には、1か月平均で、3,996人の方々が利用すると見込みます。

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
居宅介護支援	人/月	3,697	3,747	3,761	3,899	3,952	3,996	4,138

②介護予防支援（予防給付：要支援1・2）

<<< サービス利用の現状 >>>

2019年度の1か月平均で、304人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2023年度には、1か月平均で、372人の方々が利用すると見込みます。

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
介護予防支援	人/月	260	304	324	370	372	372	376

第3節 地域密着型サービスの見込み

地域密着型サービスは、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者の増加等を踏まえ、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにとの観点から、日常生活圏域内におけるサービスの利用と提供を考えたサービスです。その趣旨から、日常生活圏域ごとにサービス量を見込んでいます。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

1日複数回の定期訪問と24時間の随時対応を組み合わせ、訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供し、利用者の医療・看護ニーズに迅速かつ的確に対応することで安心して生活を送ることができるよう援助します。

<<< サービス利用の現状 >>>

2019年度の1か月平均で、48人の方々が利用しています。

要介護2以下の軽度の要介護者の利用が多く、全体の68.8%にあたる33人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

現在の利用者に加え、訪問介護と訪問看護を組み合わせ、頻回に利用している方々の数を、1日複数回の定期訪問と24時間の随時対応によるサービス提供が望ましい利用者数と考え、利用者増を見込みます。2023年度は1か月平均で97人の方々が利用すると見込みます。

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
組合全体	人/月	22	48	55	69	83	97	98
由利本荘圏域	人/月	10	33	38	49	59	70	70
にかほ圏域	人/月	12	15	17	20	24	27	28

(2) 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な巡回又は通報により、介護福祉士等が利用者の居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話、緊急時の対応などを受け、夜間において安心して生活を送ることができるように援助します。

<<< サービス利用の現状 >>>

第7期においては、サービス利用はありませんでした。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

夜間・深夜のみに特化して訪問介護を利用している方を必要者数と考え、2023年度は、1か月平均で8人の方々が利用すると見込みます。

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
組合全体	人/月	0	0	0	8	8	8	8
由利本荘圏域	人/月	0	0	0	8	8	8	8
にかほ圏域	人/月	0	0	0	0	0	0	0

(3) 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

老人デイサービスセンター等に認知症の利用者が通い、入浴・排せつ・食事等の介護、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練を受け、利用者の社会的孤独感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

①認知症対応型通所介護（介護給付：要介護1～5）

<<< サービス利用の現状 >>>

2019年度の1か月平均で18人の方々が利用しております。

要介護2以下の軽度の要介護者の利用が多く、全体の55.6%にあたる10人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2023年度は、1か月平均で24人の方々が、1人あたり9.8回利用すると見込みます。

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
組合全体	回/月	162.5	166.5	170.3	234.3	234.3	234.3	244.3
	人/月	20	18	17	24	24	24	25
由利本荘圏域	回/月	64.5	71.8	100.4	138.2	138.2	138.2	144.1
	人/月	8	8	11	15	15	15	16
にかほ圏域	回/月	98.0	94.7	69.9	96.1	96.1	96.1	100.2
	人/月	12	10	6	9	9	9	9

②介護予防認知症対応型通所介護（予防給付：要支援1・2）

<<< サービス利用の現状 >>>

利用人数は少数で推移しており、2019年度の1か月平均で2人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2023年度は、1か月平均で2人の方々が、1人あたり7.0回の利用を見込みます。

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
組合全体	回/月	9.8	8.8	0.0	14.0	14.0	14.0	14.0
	人/月	2	2	0	2	2	2	2
由利本荘圏域	回/月	1.7	5.4	0.0	8.5	8.5	8.5	8.5
	人/月	1	1	0	1	1	1	1
にかほ圏域	回/月	8.1	3.4	0.0	5.5	5.5	5.5	5.5
	人/月	1	1	0	1	1	1	1

(4) 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

サービス拠点への通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、利用者の居宅を訪問、サービス拠点への短期間宿泊を組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、健康状態の確認など日常生活上の世話、機能訓練を行います。

①小規模多機能型居宅介護（介護給付：要介護1～5）

<<< サービス利用の現状 >>>

2019年度の1か月平均で71人の方々が利用しております。

要介護2以下の軽度の要介護者の利用が多く、全体の67.6%にあたる48人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

現在の利用者に加え、訪問介護、通所介護、短期入所の3種類のサービスを組み合わせ利用している方を必要者数と考え、利用者増を見込みます。2023年度は、1か月平均で127人の方々が利用すると見込みます。

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
組合全体	人/月	72	71	56	80	104	127	128
由利本荘圏域	人/月	65	61	52	72	92	112	113
にかほ圏域	人/月	7	10	4	8	12	15	15

②介護予防小規模多機能型居宅介護（予防給付：要支援1・2）

<<< サービス利用の現状 >>>

利用人数は少数で推移しており、2019年度の1か月平均で8人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2023年度は、1か月平均で14人の方々が利用すると見込みます。

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
組合全体	人/月	10	8	6	9	11	14	14
由利本荘圏域	人/月	4	4	3	5	6	8	8
にかほ圏域	人/月	6	4	3	4	5	6	6

(5) 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の利用者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護など日常生活上の世話と機能訓練を行います。

①認知症対応型共同生活介護（介護給付：要介護1～5）

<<< サービス利用の現状 >>>

2019年度の1か月平均で199人の方々が利用しております。

要介護2・3の中度の要介護者の利用が多く、全体の67.8%にあたる135人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

短期入所系のサービス利用者のうち、独居・高齢者のみの世帯の方は利用も長期になる傾向にあり、在宅生活が困難な状況にあることがうかがえます。このうち要介護度3以下であり、認知症がある方へ住まいを提供するサービスとして、2021年度に、由利本荘圏域に1ユニット、2022年度に、由利本荘圏域に1ユニット、にかほ圏域に1ユニットの施設整備を計画していることから、2023年度は、1か月平均で249人の方々が利用すると見込みます。

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
組合全体	人/月	202	199	214	231	249	249	249
由利本荘圏域	人/月	158	164	177	186	195	195	195
にかほ圏域	人/月	44	35	37	45	54	54	54

②介護予防認知症対応型共同生活介護（予防給付：要支援2）

<<< サービス利用の現状 >>>

利用人数は少数で推移しており、2019年度の1か月平均で1の方が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2023年度は、1か月平均で3人の方々が利用すると見込みます。

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
組合全体	人/月	1	1	1	3	3	3	3
由利本荘圏域	人/月	1	1	1	3	3	3	3
にかほ圏域	人/月	0	0	0	0	0	0	0

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホームで、入居者に入浴・排せつ・食事等の介護、洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言などの日常生活上の世話、機能訓練と療養上の世話を行います。

<<< サービス利用の現状 >>>

第7期において利用実績はありませんでした。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

第8期計画期間中においては利用を見込んでいません。

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
組合全体	人/月	0	0	0	0	0	0	0
由利本荘圏域	人/月	0	0	0	0	0	0	0
にかほ圏域	人/月	0	0	0	0	0	0	0

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の特別養護老人ホームで、利用者ができるだけ居宅での生活へ復帰することを念頭において、入浴・排せつ・食事等の介護、社会生活上の便宜の供与など日常生活上の世話、機能訓練、健康管理と療養上の世話を行います。

<<< サービス利用の現状 >>>

2019年度の1か月平均で61人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2023年度は、1か月平均で87人の方々が利用すると見込みます。

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
組合全体	人/月	60	61	69	87	87	87	87
由利本荘圏域	人/月	28	26	40	58	58	58	58
にかほ圏域	人/月	32	35	29	29	29	29	29

(8) 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数のサービスを組み合わせて提供する複合型事業所において、要介護度が高く、医療ニーズの高い利用者に柔軟に対応するため、看護と介護サービスを一体的に提供することにより、医療ニーズの高い利用者への支援の充実を図ります。

<<< サービス利用の現状 >>>

2019年度の1か月平均で20人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

現在の利用者に加え、訪問介護、訪問看護、通所介護、短期入所の4種類のサービスを組み合わせて利用している方を必要者数と考え、利用者増を見込みます。2023年度は、1か月平均で57人の方々が利用すると見込みます。

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
組合全体	人/月	17	20	21	47	52	57	58
由利本荘圏域	人/月	1	0	6	27	31	35	36
にかほ圏域	人/月	16	20	15	20	21	22	22

(9) 地域密着型通所介護

利用定員が18名以下の老人デイサービスセンター等に利用者が通い、入浴・排せつ・食事等の介護、健康状態等の日常の世話と機能訓練を受け、利用者の社会的孤独感の解消と心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

<<< サービス利用の現状 >>>

2019年度の1か月平均で312人の方々が利用しています。

要介護3以下の軽中度の要介護者の利用が多く、全体の85.9%にあたる268人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2023年度は、1か月平均で352人の方々が、1人あたり9.1回利用すると見込みます。

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
組合全体	回/月	2,740.9	2,820.6	2,884.6	3,187.6	3,186.3	3,203.9	3,310.7
	人/月	291	312	330	350	350	352	363
由利本荘圏域	回/月	1,408.8	1,510.4	1,510.0	1,668.6	1,668.0	1,677.2	1,733.1
	人/月	154	160	166	176	176	177	183
にかほ圏域	回/月	1,332.1	1,310.2	1,374.6	1,519.0	1,518.3	1,526.7	1,577.6
	人/月	137	152	164	174	174	175	180

第4節 施設サービスの見込み

施設介護サービスは、在宅での生活が困難な要介護認定者の方に、施設において生活支援を行うものです。

(1) 介護老人福祉施設

身体上・精神上の障がいがあるため常時介護を必要とする入所者に対して、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。

<<< サービス利用の現状 >>>

2019年度の1か月平均で945人の方々が利用しています。

要介護4・5の重度の要介護者の利用が多く、全体の77.7%にあたる734人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

短期入所系のサービス利用者のうち、独居・高齢者のみの世帯の方は利用も長期になる傾向にあり、在宅生活が困難な状況にあることがうかがえます。このうち要介護度3以上の中重度の要介護者の生活施設として、2022年度に由利本荘圏域に50床、2023年度に由利本荘圏域に50床の施設整備を計画していることから、2023年度は、1か月平均で1,082人の方々が利用すると見込みます。

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
介護老人福祉施設	人/月	949	945	952	982	1,032	1,082	1,082

(2) 介護老人保健施設

病状が安定期にある入所者に対して、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行い、在宅の生活への復帰を目指します。

<<< サービス利用の現状 >>>

2019年度の1か月平均で458人の方々が利用しております。

要介護3以上の中重度の要介護者の利用が多く、全体の72.7%にあたる333人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2023年度は1か月平均で470人の方々が利用すると見込みます。

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
介護老人保健施設	人/月	469	458	470	470	470	470	470

(3) 介護療養型医療施設

療養病床等を持つ病院・診療所の介護保険適用部分に入院する利用者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行います。

<<< サービス利用の現状 >>>

第7期において利用実績はありませんでした。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

第7期において利用実績はなく、第8期計画期間中においても利用を見込んでいません。

(4) 介護医療院

長期の療養が必要である入所者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行います。

<<< サービス利用の現状 >>>

第7期において利用実績はありませんでした。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

第7期において利用実績はなく、第8期計画期間中においても利用を見込んでいません。

第5節 介護サービスの基盤整備

(1) 居宅サービス（介護予防）基盤

居宅サービスの各サービスについて、第8期に見込んだサービス量とそれを確保するために必要となるサービス基盤を検討した結果、現状のサービス拠点を維持することで必要量の供給は十分可能と考えられることから、新たなサービス拠点の積極的な整備は予定していません。今後も、利用者に必要なサービスを供給できる体制を確保するため、引き続き事業者との連携を図っていきます。

(2) 施設サービス基盤

現状では認定者数は増加傾向で推移しており、第8期中においても、重度の認定者は増加傾向で推移する見込みです。また、施設入所申込者も年々増加している状況を鑑み、2022年に50床、2023年に50床の新たな施設サービスの整備を計画しています。今後も入所申込者の把握及び施設側との情報交換に努めます。

●施設サービス基盤の見込み

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
介護老人福祉施設	事業所数	17事業所	17事業所	18事業所	19事業所
	床数	982床	982床	1,032床	1,082床
介護老人保健施設	事業所数	5事業所	5事業所	5事業所	5事業所
	床数	500床	500床	500床	500床
介護療養型医療施設	事業所数	0事業所	0事業所	0事業所	0事業所
	床数	0床	0床	0床	0床
介護医療院	事業所数	0事業所	0事業所	0事業所	0事業所
	床数	0床	0床	0床	0床
合計	事業所数	22事業所	22事業所	23事業所	24事業所
	床数	1,482床	1,482床	1,532床	1,582床

※各年度3月末時点

(3) 地域密着型サービス基盤

第2章第5節の在宅介護実態調査より、要介護者が在宅生活を継続するにあたり、夜間の排せつのケア、認知症状への対応に不安を感じる介護者が多く、介護と仕事の両立を困難と感じている介護者は、日中・夜間の排せつ、認知症状への対応、食事の準備に不安を感じる方が多いことがわかりました。

また、在宅で頻回な訪問系サービスの利用と、訪問系を組み合わせたサービスの利用によりこれらの不安を解消していることがわかりました。

このことから、要介護者が可能な限り住み慣れた自宅で生活できるように、頻回な訪問、夜間の定期的な訪問を提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所の整備を計画します。

また、介護を理由にやむを得ず離職する方を無くす「介護離職ゼロ」の観点から、日中の認知症状へ対応する介護者の不安を解消するための認知症対応型通所介護事業所と、介護者の働き方に合わせた柔軟なサービス提供を可能とするために、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備を計画します。さらに、在宅生活が困難な方に住まいを提供するサービスとして、認知症対応型共同生活介護事業所の整備を計画し、介護者の介護と仕事の両立と要介護者の住み慣れた地域での自立した生活を支援していきます。

① 由利本荘圏域

由利本荘圏域においては、在宅介護の限界点を高めるサービス基盤として、定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所の拠点の整備を計画しています。

さらに、居住系サービスの供給体制を強化するものとして、認知症対応型共同生活介護事業所を2ユニットの拠点整備を計画しています。

●由利本荘圏域の地域密着型サービス基盤の見込み

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	事業所数	3事業所	3事業所	3事業所	4事業所
夜間対応型訪問介護	事業所数	0事業所	1事業所	1事業所	1事業所
認知症対応型通所介護	事業所数	2事業所	2事業所	2事業所	2事業所
小規模多機能型居宅介護	事業所数	3事業所	3事業所	4事業所	5事業所
	登録定員	78人	78人	107人	136人
認知症対応型共同生活介護	事業所数	17事業所	18事業所	19事業所	19事業所
	床数	180床	189床	198床	198床
地域密着型 特定施設入居者生活介護	事業所数	0事業所	0事業所	0事業所	0事業所
	床数	0床	0床	0床	0床
地域密着型 介護老人福祉施設	事業所数	2事業所	2事業所	2事業所	2事業所
	床数	58床	58床	58床	58床
看護小規模多機能型居宅介護	事業所数	1事業所	1事業所	2事業所	2事業所
	登録定員	29人	29人	58人	58人
地域密着型通所介護	事業所数	12事業所	12事業所	12事業所	12事業所

※各年度3月末時点

② にかほ圏域

にかほ圏域においては、在宅介護の限界点を高めるサービス基盤として、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所の拠点の整備を計画しています。

さらに、居住系サービスの供給体制を強化するものとして、認知症対応型共同生活介護事業所を1ユニットの拠点整備を計画しています。

●にかほ圏域の地域密着型サービス基盤の見込み

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	事業所数	1事業所	1事業所	2事業所	2事業所
夜間対応型訪問介護	事業所数	1事業所	1事業所	1事業所	1事業所
認知症対応型通所介護	事業所数	0事業所	1事業所	1事業所	1事業所
小規模多機能型居宅介護	事業所数	0事業所	1事業所	1事業所	1事業所
	登録定員	0人	29人	29人	29人
認知症対応型共同生活介護	事業所数	4事業所	4事業所	5事業所	5事業所
	床数	45床	45床	54床	54床
地域密着型特定施設入居者生活介護	事業所数	0事業所	0事業所	0事業所	0事業所
	床数	0床	0床	0床	0床
地域密着型介護老人福祉施設	事業所数	1事業所	1事業所	1事業所	1事業所
	床数	29床	29床	29床	29床
看護小規模多機能型居宅介護	事業所数	1事業所	1事業所	1事業所	1事業所
	登録定員	25人	25人	25人	25人
地域密着型通所介護	事業所数	6事業所	6事業所	6事業所	6事業所

※各年度3月末時点

(4) 療養病床から在宅医療への移行を踏まえた基盤整備

介護サービス量の見込みにあたっては、秋田県の地域医療構想における2025年の介護施設・在宅医療等の追加的需要を踏まえ、療養病床から在宅医療へ移行することによる介護サービスの利用者増分も見込んでいますが、第8期期間に本荘由利圏域で8人と少数であることから、既存の介護サービス基盤で対応が可能と見込んでいます。

(5) 介護離職ゼロ達成を踏まえた基盤整備

2025年を見据えつつ、「介護離職ゼロ」の実現に向け、2023年度までに259人に対するサービス提供体制の追加需要を見込んでいます。組合では、第7期までに整備したサービス基盤に加え、第8期中に整備する施設サービス及び地域密着型サービス基盤により、追加需要に対するサービス供給が可能になると見込んでいます。

第6節 各サービス別給付費の推移

本章第2節から第4節までの各サービスの見込みに基づいて給付を算出した結果、第8期介護保険事業計画期間である2021年度から2023年度までの組合におけるサービス給付費の年度ごとの推移は以下のようになりました。

(1) 居宅サービス給付費

	2021年度	2022年度	2023年度	合計
居宅介護サービス				
①訪問介護	481,626,000円	490,139,000円	494,978,000円	1,466,743,000円
②訪問入浴介護	32,427,000円	32,445,000円	32,445,000円	97,317,000円
③訪問看護	88,067,000円	87,635,000円	88,371,000円	264,073,000円
④訪問リハビリテーション	10,266,000円	10,271,000円	10,271,000円	30,808,000円
⑤居宅療養管理指導	10,588,000円	10,720,000円	10,886,000円	32,194,000円
⑥通所介護	1,347,808,000円	1,376,052,000円	1,390,118,000円	4,113,978,000円
⑦通所リハビリテーション	191,302,000円	193,385,000円	194,849,000円	579,536,000円
⑧短期入所生活介護	2,771,299,000円	2,835,997,000円	2,875,618,000円	8,482,914,000円
⑨短期入所療養介護	28,831,000円	28,847,000円	28,847,000円	86,525,000円
⑩特定施設入居者生活介護	141,348,000円	141,427,000円	146,183,000円	428,958,000円
⑪福祉用具貸与	256,262,000円	260,134,000円	260,704,000円	777,100,000円
⑫福祉用具購入費	12,674,000円	12,674,000円	12,674,000円	38,022,000円
⑬住宅改修費	28,926,000円	28,926,000円	28,926,000円	86,778,000円
⑭居宅介護支援	744,552,000円	755,889,000円	764,467,000円	2,264,908,000円
介護給付費計	6,145,976,000円	6,264,541,000円	6,339,337,000円	18,749,854,000円
居宅介護予防サービス				
①介護予防訪問入浴介護	0円	0円	0円	0円
②介護予防訪問看護	9,756,000円	9,761,000円	9,761,000円	29,278,000円
③介護予防訪問リハビリテーション	1,244,000円	1,244,000円	1,244,000円	3,732,000円
④介護予防居宅療養管理指導	883,000円	884,000円	884,000円	2,651,000円
⑤介護予防通所リハビリテーション	25,128,000円	25,634,000円	25,909,000円	76,671,000円

⑥介護予防短期入所生活介護	7,042,000円	7,046,000円	7,046,000円	21,134,000円
⑦介護予防短期入所療養介護	0円	0円	0円	0円
⑧介護予防特定施設入居者生活介護	16,160,000円	16,169,000円	16,169,000円	48,498,000円
⑨介護予防福祉用具貸与	20,566,000円	20,725,000円	20,798,000円	62,089,000円
⑩介護予防福祉用具購入費	4,177,000円	4,177,000円	4,177,000円	12,531,000円
⑪介護予防住宅改修費	10,008,000円	10,008,000円	10,008,000円	30,024,000円
⑫介護予防支援	20,679,000円	20,802,000円	20,802,000円	62,283,000円
予防給付費計	115,643,000円	116,450,000円	116,798,000円	348,891,000円
居宅サービス計	6,261,619,000円	6,380,991,000円	6,456,135,000円	19,098,745,000円

(2) 地域密着型サービス給付費

	2021年度	2022年度	2023年度	合計
地域密着型介護サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	103,784,000円	126,038,000円	146,920,000円	376,742,000円
②夜間対応型訪問介護	3,422,000円	3,424,000円	3,424,000円	10,270,000円
③認知症対応型通所介護	23,462,000円	23,475,000円	23,475,000円	70,412,000円
④小規模多機能型居宅介護	174,500,000円	228,415,000円	278,783,000円	681,698,000円
⑤認知症対応型共同生活介護	704,426,000円	759,588,000円	759,588,000円	2,223,602,000円
⑥地域密着型 特定施設入居者生活介護	0円	0円	0円	0円
⑦地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	296,021,000円	296,185,000円	296,185,000円	888,391,000円
⑧看護小規模多機能型居宅介護	144,534,000円	157,309,000円	172,374,000円	474,217,000円
⑨地域密着型通所介護	326,781,000円	326,513,000円	327,947,000円	981,241,000円
介護給付費計	1,776,930,000円	1,920,947,000円	2,008,696,000円	5,706,573,000円
地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	1,181,000円	1,182,000円	1,182,000円	3,545,000円
②介護予防小規模多機能型居宅介護	5,824,000円	7,073,000円	8,720,000円	21,617,000円
③介護予防 認知症対応型共同生活介護	8,257,000円	8,261,000円	8,261,000円	24,779,000円
予防給付費計	15,262,000円	16,516,000円	18,163,000円	49,941,000円
地域密着型サービス計	1,792,192,000円	1,937,463,000円	2,026,859,000円	5,756,514,000円

(3) 施設サービス給付費

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	合 計
介護保険施設サービス				
①介護老人福祉施設	3,056,084,000 円	3,213,199,000 円	3,369,095,000 円	9,638,378,000 円
②介護老人保健施設	1,587,587,000 円	1,588,468,000 円	1,588,468,000 円	4,764,523,000 円
③介護療養型医療施設	0 円	0 円	0 円	0 円
④介護医療院	0 円	0 円	0 円	0 円
施設サービス計	4,643,671,000 円	4,801,667,000 円	4,957,563,000 円	14,402,901,000 円

(4) 標準給付見込額

第 8 期介護保険事業計画期間である 2021 年度から 2023 年度までについて、介護サービス総給付費のほか、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料を以下のように見込みます。

●第 8 期各年度の標準給付費見込額

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	合 計	
介護サービス総給付費	12,697,482,000 円	13,120,121,000 円	13,440,557,000 円	39,258,160,000 円	
給 付 費 以 外 の 費 用	i 特定入所者介護サービス費等給付額	680,181,159 円	640,523,853 円	660,096,502 円	1,980,801,514 円
	ii 高額介護サービス費等給付額	294,988,267 円	312,040,740 円	330,576,874 円	937,605,881 円
	iii 高額医療合算介護サービス費等給付額	41,917,893 円	45,326,548 円	48,735,203 円	135,979,644 円
	iv 審査支払手数料	16,364,621 円	16,549,533 円	16,736,538 円	49,650,692 円
合 計	13,730,933,940 円	14,134,561,674 円	14,496,702,117 円	42,362,197,731 円	

i. 特定入所者介護サービス費

居住費及び食費について所得に応じた負担限度額を定め、限度額を超えた部分については介護保険からの補足的給付を行うものです。居住費と食費を保険給付の対象外とする施設給付の見直しに伴って創設された制度で、施設に入所している低所得者の負担軽減を図るものです。

ii. 高額介護サービス費

介護保険サービスの利用にかかる利用者負担額の合計が世帯の所得に応じた限度額を超えた場合、超えた金額を高額介護サービス費として支給するものです。

iii. 高額医療合算介護サービス費

医療保険と介護保険の両方のサービスを利用した世帯の自己負担額の合計が医療・介護合算の限度額を超えた場合、超えた金額を高額医療合算介護サービス費として支給するものです。

iv. 審査支払手数料

介護保険事業を円滑かつ効率的に行うため、介護保険サービスにかかる費用の請求に対する審査や支払事務について、国民健康保険団体連合会への委託に要する費用です。

(5) 介護保険制度改正における費用負担の見直し

特定入所者介護サービス費の見直しは、2021年8月から、補足給付について能力に応じた負担とする観点から、制度の精緻化を図り、施設入所者と短期入所利用者の区分を設けるとともに3段階の細分化及び負担限度額の上乗せを行い、補足給付の支給要件となる預貯金等の基準について、所得段階に応じて設定されます。

高額介護サービス費の見直しは、2021年8月から、自己負担上限額を医療保険の高額療養費制度における負担上限額に合わせ、年収770万円以上の者と年収約1,160万円以上の者について、世帯の上限額の引き上げが行われます。

特定入所者介護サービス費の見直しにより500,643,926円、高額介護サービス費の見直しにより12,712,571円、介護サービス総給付費が第8期中で減額となる見込みです。

第6章 地域支援事業の量の見込み

地域支援事業は、被保険者が要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するものです。

第1節 介護予防・日常生活支援総合事業の量の見込み

総合事業は、要支援者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と、住民主体の介護予防活動の育成および支援等を行う「一般介護予防事業」から成り立っています。

総合事業では、従来、介護予防訪問介護および介護予防通所介護により提供されていた専門的なサービスに加え、生活支援体制整備事業等により住民主体の多様なサービス、一般介護予防事業の充実を図り、市町村の独自施策や地域において民間企業により提供される生活支援サービスも活用することにより、要支援者等の能力を最大限に活かしつつ、要支援者等の状態等に応じたサービスが選択できるようにすることが重要とされています。その際、新たに総合事業によるサービスを利用する要支援者等については、住民主体の支援等の多様なサービスの利用が可能となるよう体制を整えた上で、その利用促進を図っていくことが重要とされています。

組合では、2017年4月より総合事業を実施しています。第8期計画期間においては、以下のとおり事業を実施していきます。

① 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止および地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的として実施する事業です。

(a) 訪問型サービス

総合事業訪問介護サービス（従来の介護予防訪問介護）のほか、身体介護が不要なケースに特化し、サービス内容を掃除・買い物・調理・洗濯・ごみ出しに限定した総合事業家事援助サービス、保健・医療の専門職がその者の居宅を訪問して、必要な相談・指導等を実施する訪問型専門的指導事業を実施します。

◆総合事業訪問介護サービス

従来の介護予防訪問介護と同様に、訪問介護員による身体介護、生活援助を行います。

◆総合事業家事援助サービス

従来の介護予防訪問介護のうち、身体介護が不要なケースに特化し、サービス内容を掃除・買い物・調理・洗濯・ごみ出しに限定して生活援助を行います。

◆訪問型専門的指導事業

以下のような支援が必要なケースに対し、保健・医療の専門職がその者の居宅を訪問して、必要な相談・指導等を実施します。

- ・体力の改善に向けた支援が必要なケース
- ・健康管理の維持・改善が必要なケース
- ・閉じこもりに対する支援が必要なケース
- ・ADL や IADL の改善に向けた支援が必要なケース

●訪問型サービスの見込み

訪問型サービス (第1号訪問事業)	2021年度		2022年度		2023年度	
	人数/月	回数/月	人数/月	回数/月	人数/月	回数/月
総合事業 訪問介護サービス	227人	1,462.9回	232人	1,490.3回	236人	1,516.8回
総合事業 家事援助サービス	7人	33回	7人	33回	7人	33回
訪問型 専門的指導事業	33人	10.5回	33人	10.5回	33人	10.5回
計	267人	1,506.4回	272人	1,533.8回	276人	1,560.3回

(b) 通所型サービス

総合事業通所介護サービス（従来の介護予防通所介護）のほか、入浴、排せつ、食事等の介助が不要なケースに限定した総合事業生活機能向上サービス、保健・医療の専門職が日常生活に支障のある生活行為を改善するために、利用者の個別性に応じて、プログラムを複合的に実施する通所型専門的指導事業を実施します。

◆総合事業通所介護サービス

従来の介護予防通所介護と同様に、通所により入浴、排せつ、食事等の介助を実施します。

◆総合事業生活機能向上サービス

従来の介護予防通所介護のうち、入浴、排せつ、食事等の介助が不要なケースに限定して通所型サービスを行います。

◆通所型専門的指導事業

以下のような支援が必要なケースに対し、保健・医療の専門職が利用者の個別性に応じて、プログラムを複合的に実施します。

- ・体力の改善に向けた支援が必要なケース
- ・健康管理の維持・改善が必要なケース
- ・閉じこもりに対する支援が必要なケース
- ・ADL や IADL の改善に向けた支援が必要なケース

●通所型サービスの見込み

通所型サービス (第1号通所事業)	2021年度		2022年度		2023年度	
	人数/月	回数/月	人数/月	回数/月	人数/月	回数/月
総合事業 通所介護サービス	349人	2,049.1回	355人	2,087.7回	361人	2,124.8回
総合事業 生活機能向上サービス	137人	274回	137人	274回	137人	274回
通所型 専門的指導事業	25人	26回	25人	26回	25人	26回
計	511人	2,349.1回	517人	2,387.7回	523人	2424.8回

(c) 介護予防ケアマネジメント事業

要支援者等に対し、状態等にあった適切な総合事業等のサービスが包括的かつ効率的に提供されるようケアマネジメント（必要な援助）を実施していきます。

●介護予防ケアマネジメント事業の見込み

介護予防ケア マネジメント事業	2021年度	2022年度	2023年度
	人数/月	人数/月	人数/月
介護予防ケア マネジメント事業	670人	680人	690人

② 一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取り組みを推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進していきます。

(a) 介護予防把握事業

次に掲げる方法等により、地域の実情に応じ、効果的かつ効率的に収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動へつなげていきます。

- ① 要介護認定及び要支援認定の担当部局との連携による把握
- ② 訪問活動を実施している保健部局との連携による把握
- ③ 医療機関からの情報提供による把握
- ④ 民生委員等地域住民からの情報提供による把握
- ⑤ 地域包括支援センターの総合相談支援業務との連携による把握
- ⑥ 本人、家族等からの相談による把握
- ⑦ 特定健康診査等の担当部局との連携による把握

(b) 介護予防普及啓発事業

以下の事業により介護予防の普及・啓発に努めます。

- ▶ 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成および配布
- ▶ 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための有識者等による講演会や相談会等の開催
- ▶ 介護予防の普及啓発に資する運動、栄養、口腔等に係る介護予防教室等の開催

●介護予防普及啓発事業の見込み

介護予防 普及啓発事業	2021 年度		2022 年度		2023 年度	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数
パンフレット等の 作成・配布		13,600 人		13,600 人		13,600 人
講演会や相談会の 開催	429 回	5,170 人	429 回	5,170 人	429 回	5,170 人
介護予防教室等の 開催	405 回	5,138 人	415 回	5,338 人	415 回	5,338 人
計	834 回	23,908 人	844 回	24,108 人	844 回	24,108 人

(c) 地域介護予防活動支援事業

年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、住民主体の通いの場等の活動を効果的かつ効率的に支援していきます。

◆介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修

介護予防に役立つ知識や技術を普及するための研修会を開催し、ボランティアの育成と地域における活動を支援していきます。

◆介護予防に資する多様な地域活動組織の育成および支援

地域住民が自主的に集まる通いの場において交流を通し、高齢者の社会参加の推進と介護予防、日常生活上の支援体制の充実を一体的に図ります。

地域の介護予防活動に取り組む地域団体等の活動を支援し、通いの場を増やすとともに、高齢者に対する保健事業や地域リハビリテーション活動支援事業と一体的に実施することで通いの場に医療専門職による実技指導等を取り入れ、高齢者の自立支援と介護予防を推進していきます。

第3章第1節で定めたとおり、第8期期間中に105箇所を目標に通いの場を増やしていきます。

◆社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施

地域においてボランティアとして社会参加活動に参加していただくことで、高齢者自身の介護予防、生きがづくり、社会参加活動を推進していきます。

◆介護予防に資する取り組みへの参加やボランティア等へのポイント付与

ボランティア等へ高齢者の外出意欲を高め、積極的に介護予防の取り組みに参加していただくことで、介護予防の推進を図るとともに、ポイント付与による就労的活動支援も実施していきます。

●地域介護予防活動支援事業の見込み

地域介護予防活動支援事業	2021年度	2022年度	2023年度
	人数	人数	人数
介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修	10人	10人	10人
介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援	1,800人	1,890人	1,980人
社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施	151人	160人	169人
介護予防に資する取り組みへの参加やボランティア等へのポイント付与	151人	160人	169人
計	2,112人	2,220人	2,328人

(d) 地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取り組みを機能強化するため、住民主体の通いの場、地域ケア会議等へのリハビリ専門職等による助言等を実施します。

「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけるために、地域においてリハビリ専門職等と連携しながら自立支援に資する取り組みを推進していきます。

●地域リハビリテーション活動支援事業の見込み

地域リハビリテーション活動支援事業	2021 年度		2022 年度		2023 年度	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数
住民への介護予防に関する技術的助言	31 回	460 人	31 回	460 人	31 回	460 人
地域ケア会議やサービス担当者会議におけるケアマネジメント支援	2 回	30 人	2 回	30 人	2 回	30 人
計	33 回	490 人	33 回	490 人	33 回	490 人

(e) 一般介護予防事業評価事業

年度ごとに、事業評価項目により、事業の適切な手順、過程、創意工夫など、プロセス評価を中心としながら、アウトカム指標についても評価を実施します。

第2節 包括的支援事業および任意事業の量の見込み

(1) 包括的支援事業

包括的支援事業については、①総合相談支援業務、②権利擁護業務、③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を、地域包括支援センターの必須事業としており、そのうち総合相談支援業務については相談件数が多く、内容も多様化してきています。

これらについては地域包括支援センターの3職種（主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士）の機能を発揮して対応を図り、地域の高齢者の生活支援に努めます。

さらに、地域包括支援センターは2025年を目途とした「地域包括ケアシステム」の実現にむけた中核機関としての役割を期待されていることから、生活支援サービスの基盤整備や在宅医療・介護連携推進を図り、医療や介護、福祉等のサービスを有機的につなげ、支援を必要とする高齢者の状態に応じた切れ目のない対応を可能とすることを目指します。

①総合相談支援業務

地域包括支援センターの社会福祉士を中心に、住民の各種相談を幅広く受け付けるとともに、相談・苦情の受け付けなどについても窓口となって対応します。健康や介護サービスなどに関する住民の不安や不満を解消するよう、住民の立場に立ったきめ細かい対応に努めています。さらに、地域における様々なサービス等の利用のつなぎ機能などの継続的・専門的な相談支援を行い、制度横断的かつ多面的な支援を展開しています。

②権利擁護業務

認知症等により判断能力が十分でない人が、金銭の管理不十分、不当な契約の強要などによって、被害を受けるケースが増えています。また、家族など、身近な人による虐待や人権侵害が問題となるケースもあり、そのような人が地域において安心して自立した生活を送れるよう支援しています。地域包括支援センターでは、社会福祉士を中心に、高齢者の権利擁護業務として、成年後見制度に関する情報の提供、成年後見に取り組む団体等の紹介などを行い、制度の利用促進を図っています。さらに、高齢者等の虐待を早期発見し、そのような環境から高齢者等を救うため、地域の関係者によるネットワークの構築に取り組んでいます。

③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域包括支援センターの主任介護支援専門員を中心に、高齢者一人ひとりの状態の変化に対応した長期的ケアマネジメントを実施しています。

◆介護支援専門員の日常的個別相談・指導

地域の介護支援専門員の相談に応じ、ケアプラン作成等の技術的な指導を行います。

◆支援困難事例への指導助言

地域の介護支援専門員が個々では解決しきれない支援困難事例、生活全般への苦情相談を抱え込まないよう、指導、助言を行います。

◆地域の介護支援専門員のネットワーク構築

地域の介護支援専門員の日常的な業務の支援のため、介護支援専門員のネットワークをつくり、その活用と介護支援専門員の資質向上を図ります。

◆包括的・継続的なケア体制の構築

医療を含めた多職種連携体制を構築し、関係機関間の連携を支援します。

④在宅医療・介護連携推進事業

高齢者が疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、医師会等との協力、連携を得ながら以下の事業等をとおして、在宅医療・介護連携の推進をしていきます。

- ▶ 在宅医療・介護連携に関して、必要な情報の収集、整理及び活用、課題の把握、施策の企画及び立案、医療・介護関係者に対する周知を行う事業

地域の医療、介護、福祉等の多職種が参加する会議を開催し、在宅医療と介護の連携の推進に向けた取り組みについての協議や情報共有を行います。

- ▶ 地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

「在宅医療・介護連携支援センター」（地域包括支援センター内）が窓口となり、地域の医療・介護関係者からの相談支援や情報提供を行います。

- ▶ 在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発を行う事業

「地域包括ケアシステム」や「看取り」をテーマとした講演会、シンポジウムを開催し、地域住民への普及啓発を図ります。

- ▶ 医療・介護関係者間の情報の共有を支援する事業、医療・介護関係者に対して、在宅医療・介護連携に必要な知識の習得及び当該知識の向上のために必要な研修を行う事業その他の地域の実情に応じて医療・介護関係者を支援する事業

地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワーク等の研修を実施します。

⑤生活支援体制整備事業

高齢者の在宅生活を支えるための生活支援サービスについて、既存事業も含め検討するとともに、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築を支援します。

⑥認知症総合支援事業

今後の認知症施策の基本目標は、認知症になっても本人の意思が尊重され、可能な限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指すことです。

認知症には早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援など総合的かつ継続的な支援体制を確立していく必要があります。

そのため、地域支援事業として以下の事業を実施します。

▶ 認知症初期集中支援推進事業

専門医や保健師・介護福祉士等により構成され、認知症の早期診断・早期対応を行う「認知症初期集中支援チーム」を配置し、認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族を訪問し、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

▶ 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービスおよび地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、認知症カフェの運営立ち上げ支援や、グループホーム等認知症に特化した事業所が認知症の方やその家族の相談支援を行う機関として機能するよう働きかけを行います。

▶ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けていくことができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みを整備し、認知症施策推進大綱に掲げた「共生」の地域づくりを推進していきます。

⑦地域ケア会議推進事業

地域ケア会議について、個別の検討を通じて、医療との連携を強化し多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに地域のネットワーク構築につなげるなどの実効性のあるものとし、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくり等に結び付けていけるよう推進していきます。

(2) 任意事業

①介護給付等費用適正化事業

介護給付等費用適正化事業として、主要5事業である介護認定調査状況チェック、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、介護給付費通知、医療情報との突合等を引き続き実施し、介護給付に要する費用の適正化を図るとともに、利用者本位の質の高い介護サービスを提供するための事業を実施します。

●介護給付等費用適正化事業の見込み

介護給付等費用適正化事業	2021年度	2022年度	2023年度
	人数	人数	人数
要介護認定調査状況チェック	20人	20人	20人
ケアプラン点検	24人	24人	24人
住宅改修等の点検	12人	12人	12人
介護給付費通知	6,259人	6,413人	6,540人
医療情報等の突合等	24人	24人	24人

②家族介護支援事業

家族介護支援事業として、家族介護教室、認知症高齢者見守り事業、家族介護継続支援事業を実施しており、そのうち認知症高齢者見守り事業では、認知症に関する広報、啓発活動、徘徊高齢者を早期に発見できる仕組み等の見守り体制を構築していきます。

併せて、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続け、また、認知症の人やその家族が安心できるよう、状態に応じた適切なサービス提供のながれとする「認知症ケアパス」の普及を推進していきます。

また、家族介護継続支援事業として介護用品の支給と家族介護者の交流事業の実施を計画しています。

◆家族介護教室

高齢者の介護をしている家族を対象に、介護の知識と技術の習得を目的に開催します。

◆認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした認知症に関する広報・啓発活動を行います。

◆家族介護継続支援事業

介護による家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図ります。

○家族介護用品支給事業

家庭で高齢者を介護している家族の方に、紙おむつ等の介護用品を支給します。

○家族介護者交流事業

家庭で高齢者を介護している家族を対象に交流会等を開催し、参加者同士交流をしながら心身の疲れを癒してもらいます。

●家族介護支援事業の見込み

家族介護支援事業	2021年度		2022年度		2023年度	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数
家族介護教室	33回	510人	33回	510人	33回	510人
認知症高齢者見守り事業	1,072回	10,544人	1,082回	10,634人	1,091回	10,554人
家族介護用品支給事業	332回	41人	332回	41人	332回	41人
家族介護者交流事業	15回	131人	15回	131人	15回	131人
計	1,452回	11,226人	1,462回	11,316人	1,471回	11,236人

③その他事業

その他事業として、成年後見制度利用支援事業、福祉用具・住宅改修支援事業、認知症サポーター養成事業、ネットワーク形成事業（配食サービス）を中心に実施していきます。

◆成年後見制度利用支援事業

市町村申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行います。また、市町村申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等についても相談対応していきます。

◆福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供や、住宅改修に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の経費を助成していきます。

◆認知症サポーター等養成事業

認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成します。

◆地域自立生活支援事業

○地域資源を活用したネットワーク形成事業

高齢者の地域における自立した生活の継続を図るため、配食サービスにより高齢者の状況を定期的に把握し、必要に応じ、各種支援につなげていきます。

●その他事業の見込み

その他事業	2021年度	2022年度	2023年度
	人数	人数	人数
成年後見制度利用支援事業	2人	2人	2人
住宅改修支援事業（理由書作成）	20人	20人	20人
認知症サポーター等養成事業	1,250人	1,250人	1,250人
ネットワーク形成事業（配食）	85人	85人	85人
計	1,357人	1,357人	1,357人

第3節 地域支援事業に要する費用の額

(1) 地域支援事業費の見込み

第8期介護保険事業計画期間である2021年度から2023年度までについて、地域支援事業費を以下のように見込みます。

事業名		2021年度	2022年度	2023年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	184,238,980円	187,407,026円	190,473,004円	562,119,010円
	総合事業訪問介護サービス	48,223,574円	49,125,115円	49,994,396円	147,343,085円
	総合事業家事援助サービス	654,416円	654,416円	654,416円	1,963,248円
	訪問型専門的指導事業	632,960円	632,960円	632,960円	1,898,880円
	総合事業通所介護サービス	91,293,977円	93,007,885円	94,660,977円	278,962,839円
	総合事業生活機能向上サービス	8,189,880円	8,189,880円	8,189,880円	24,569,640円
	通所型専門的指導事業	1,604,160円	1,604,160円	1,604,160円	4,812,480円
	介護予防ケアマネジメント	32,160,000円	32,685,000円	33,202,000円	98,047,000円
	審査支払手数料	1,100,631円	1,121,277円	1,141,189円	3,363,097円
	高額介護予防サービス費相当事業等	379,382円	386,333円	393,026円	1,158,741円
	一般介護予防事業	27,147,000円	28,161,000円	31,145,000円	86,453,000円
	介護予防把握事業	0円	0円	0円	0円
	介護予防普及啓発事業	12,554,000円	13,495,000円	13,495,000円	39,544,000円
	地域介護予防活動支援事業	14,199,000円	14,272,000円	14,604,000円	43,075,000円
	一般介護予防事業評価事業	0円	0円	2,652,000円	2,652,000円
地域リハビリテーション活動支援事業	394,000円	394,000円	394,000円	1,182,000円	
総合事業費用額		211,385,980円	215,568,026円	221,618,004円	648,572,010円

事業名		2021年度	2022年度	2023年度	合計
包括的支援事業	総合相談事業	63,079,000円	66,194,000円	66,194,000円	195,467,000円
	権利擁護事業	31,498,000円	31,527,000円	31,505,000円	94,530,000円
	包括的・継続的マネジメント支援事業	63,427,000円	63,094,000円	63,031,000円	189,552,000円
	在宅医療・介護連携推進事業	493,000円	493,000円	493,000円	1,479,000円
	生活支援体制整備事業	20,594,000円	20,594,000円	20,894,000円	62,082,000円
	認知症総合支援事業	3,938,000円	3,983,000円	4,132,000円	12,053,000円
	地域ケア会議推進事業	204,000円	205,000円	205,000円	614,000円
包括的支援事業費用額		183,233,000円	186,090,000円	186,454,000円	555,777,000円
任意事業	介護給付等費用適正化事業	688,000円	692,000円	692,000円	2,072,000円
	家族介護支援事業	6,935,000円	7,487,000円	7,405,000円	21,827,000円
	家族介護教室	900,000円	900,000円	900,000円	2,700,000円
	認知症高齢者見守り事業	3,740,000円	4,292,000円	4,210,000円	12,242,000円
	家族介護継続支援事業	2,295,000円	2,295,000円	2,295,000円	6,885,000円
	その他事業	9,234,300円	9,205,300円	9,205,300円	27,644,900円
	成年後見制度利用支援事業	491,000円	491,000円	491,000円	1,473,000円
	福祉用具・住宅改修支援事業	44,000円	44,000円	44,000円	132,000円
	認知症サポーター等養成事業	447,000円	418,000円	418,000円	1,283,000円
	ネットワーク形成事業（配食）	8,252,300円	8,252,300円	8,252,300円	24,756,900円
任意事業費用額		16,857,300円	17,384,300円	17,302,300円	51,543,900円
地域支援事業合計		411,476,280円	419,042,326円	425,374,304円	1,255,892,910円

再掲

総合事業費用額	211,385,980円	215,568,026円	221,618,004円	648,572,010円
包括的支援事業＋任意事業費用額	200,090,300円	203,474,300円	203,756,300円	607,320,900円
地域支援事業合計	411,476,280円	419,042,326円	425,374,304円	1,255,892,910円

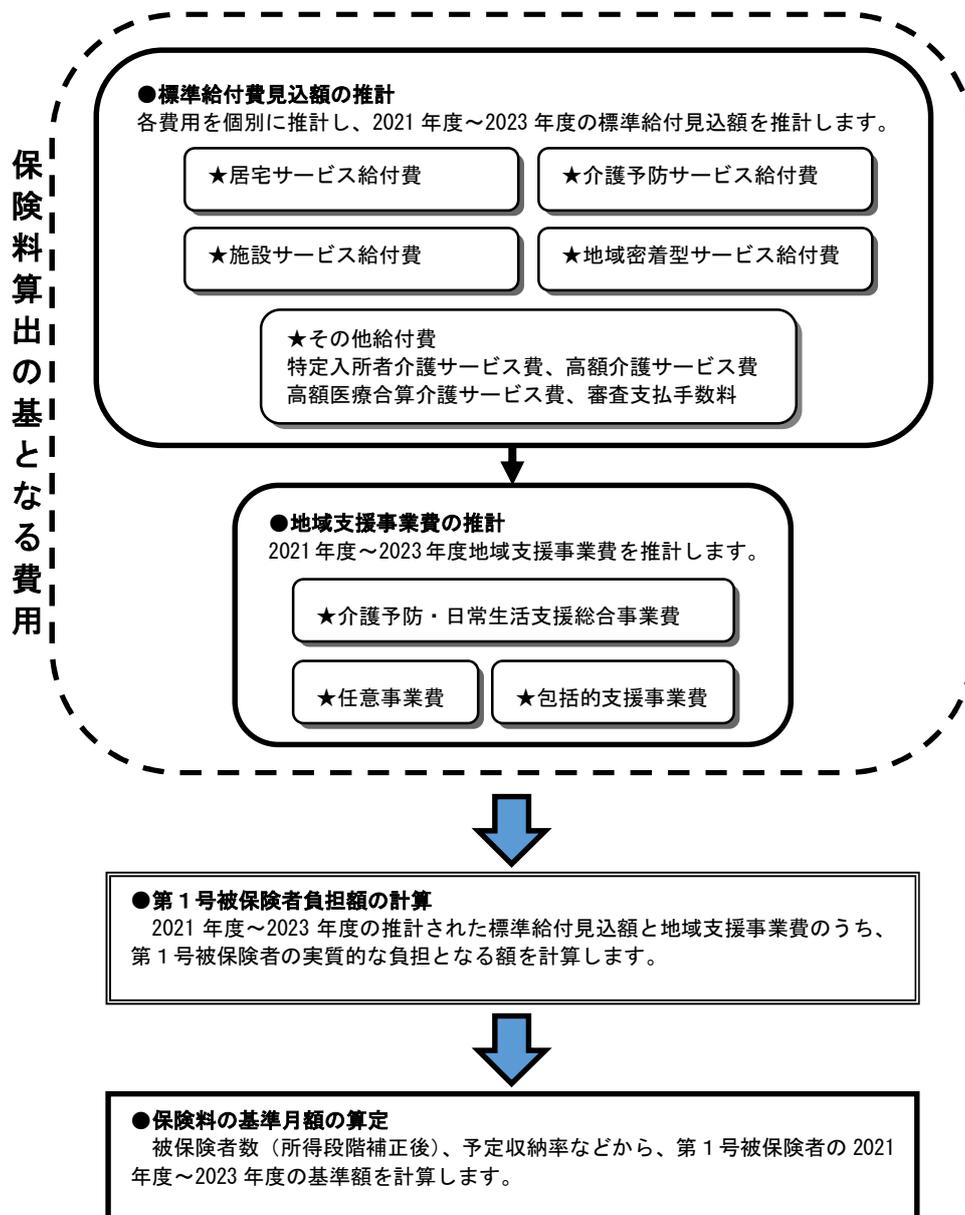
第7章 第1号被保険者保険料の見込み

第1節 介護保険料算出の流れ

(1) 介護保険料の算出フロー

第1号被保険者の介護保険料算出までの流れは、おおむね以下のようになります。

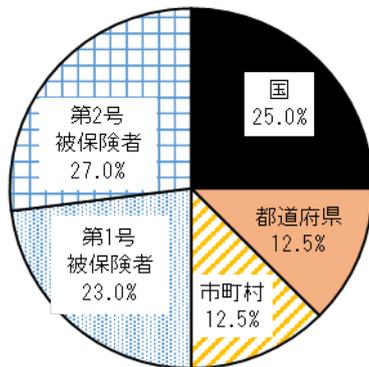
●介護保険料の算出フロー



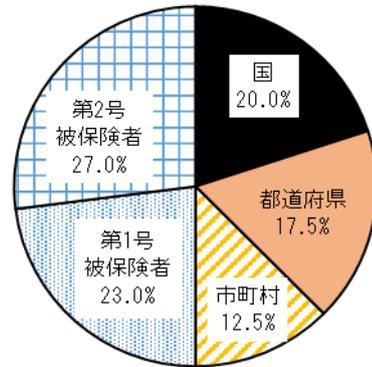
(2) 第1号被保険者の負担割合

事業費用の大部分を占める介護サービス総給付費については、利用者負担を除いた給付費の半分を公費でまかない、残りの半分を被保険者から徴収する保険料を財源としています。保険料については、第1号被保険者と第2号被保険者の平均的な1人あたりの負担がほぼ同じ水準になるよう負担割合が定められており、それぞれの総人数比で按分するという考え方が基本となっています。

被保険者の負担割合は、第8期計画期間においては、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%となります。

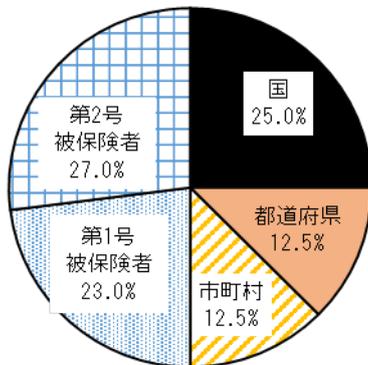


居宅給付費

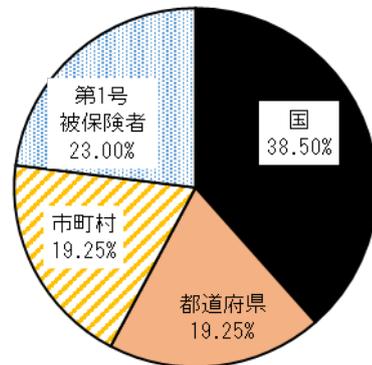


施設等給付費

また、地域支援事業費についても、介護保険料算定の費用となり、介護予防・日常生活支援総合事業の財源については居宅給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業及び任意事業の財源については、第2号被保険者の保険料は含まれず、第1号被保険者の保険料と公費によって構成されています。



介護予防・日常生活支援
総合事業費



任意事業費
包括的支援事業費

なお、国負担部分である居宅給付費の25%、施設等給付費の20%、介護予防・日常生活支援総合事業費の25%について、それぞれ5%に当たる額は、市町村間の財政力格差を調整するための調整交付金として交付されます。つまり、調整交付金の割合は標準的には5%ですが、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得水準に応じて5%を上下します。その結果、第1号被保険者の負担割合も変わることになります。



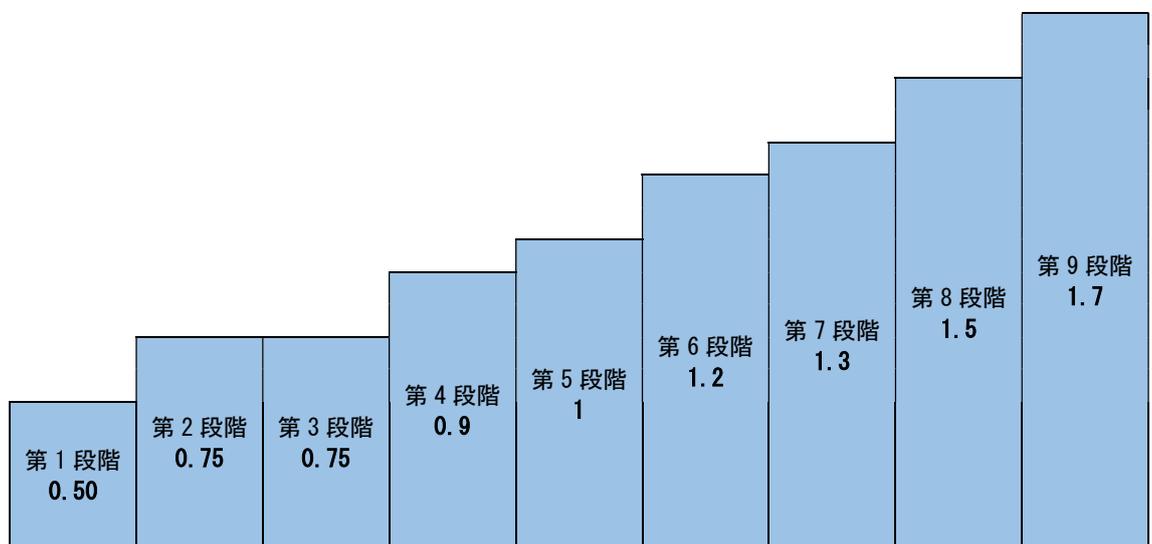
第2節 第1号被保険者保険料の段階設定

国の標準的な所得段階は、所得水準に応じたきめ細やかな保険料設定を行う観点から、9段階に設定されています。

また、2021年4月より、保険料の基準所得金額について7段階と8段階を区分する額が200万円から210万円に、8段階と9段階を区分する額が300万円から320万円に改正されます。

組合では、国が示す標準的な9段階の所得段階及び保険料率で保険料を算定しています。

●保険料段階と負担軽減措置



●保険料所得段階基準

段階	(対象者)
第1段階	生活保護被保護者及び世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者又は本人の前年の合計所得金額と公的年金収入額等の合計が80万円以下の方
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金収入額等の合計が80万円を超え120万円以下の方
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金収入額等の合計が120万円を超える方
第4段階	世帯で市民税が課税されている方がいるが、本人は市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金収入額等の合計が80万円以下の方
第5段階 (基準)	世帯で市民税が課税されている方がいるが、本人は市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金収入額等の合計が80万円を超える方
第6段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方
第7段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方
第8段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方
第9段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が320万円以上の方

第3節 介護保険料の算定

第8期計画期間である2021年度から2023年度までについて、費用負担の見直しによる影響額を反映した介護サービス総給付費と特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、審査支払手数料を合わせた標準給付費見込額と地域支援事業費の合計額から、調整交付金相当額を超える額と介護給付費準備基金取崩額を差し引いて保険料収納必要額を積算し、各所得段階の保険料の基準額に対する割合により補正した被保険者数から保険料基準月額を算出すると、以下のようになります。

●保険料の算定

	2021年度	2022年度	2023年度	合計
標準給付費見込額 (A)	13,730,933,940円	14,134,561,674円	14,496,702,117円	42,362,197,731円
地域支援事業費 (B)	411,476,280円	419,042,326円	425,374,304円	1,255,892,910円
内 介護予防・日常生活支援総合事業 (B')	211,385,980円	215,568,026円	221,618,004円	648,572,010円
第1号被保険者負担分相当額 (C)【(A+B)×第1号被保険者負担割合23%】	3,252,754,351円	3,347,328,920円	3,432,077,577円	10,032,160,848円
調整交付金相当額 (D)【(A+B')×5%】	697,115,996円	717,506,485円	735,916,006円	2,150,538,487円
調整交付金見込額 (E) (交付率見込み)	1,040,097,000円 (7.46%)	1,043,254,000円 (7.27%)	1,043,529,000円 (7.09%)	3,126,880,000円
介護給付費準備基金取崩額 (F)				766,300,000円
保険料収納必要額 (G)【C+D-E-F】				8,289,519,335円
予定保険料収納率 (H)	99.00%			
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (I) (第1号被保険者数)	35,828人 (36,870人)	35,786人 (36,828人)	35,735人 (36,775人)	107,349人 (110,473人)
保険料基準額(年額) (J)【G÷H÷I】				78,000円
保険料基準額(月額) (K)【J÷12】				6,500円

第 8 期計画の各段階の保険料率及び保険料額は以下のとおりです。

●保険料段階別の保険料金額及び基準額に対する割合

段 階	(対 象 者)	基準額に 対する割合	年 額	月 額
第 1 段階	生活保護被保護者及び世帯全員が市民税非課税の老 齢福祉年金受給者又は本人の前年の合計所得金額と 公的年金収入額等の合計が 80 万円以下の方	0.50	39,000 円	3,250 円
		軽減後 0.30	23,400 円	1,950 円
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得 金額と公的年金収入額等の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の方	0.75	58,500 円	4,875 円
		軽減後 0.50	39,000 円	3,250 円
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得 金額と公的年金収入額等の合計が 120 万円を超える 方	0.75	58,500 円	4,875 円
		軽減後 0.70	54,600 円	4,550 円
第 4 段階	世帯で市民税が課税されている方がいるが、本人は市 民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年 金収入額等の合計が 80 万円以下の方	0.90	70,200 円	5,850 円
第 5 段階 (基準)	世帯で市民税が課税されている方がいるが、本人は市 民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年 金収入額等の合計が 80 万円を超える方	1.00	78,000 円	6,500 円
第 6 段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	1.20	93,600 円	7,800 円
第 7 段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	1.30	101,400 円	8,450 円
第 8 段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	1.50	117,000 円	9,750 円
第 9 段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が 320 万円以上の方	1.70	132,600 円	11,050 円

第 1 段階から第 3 段階の保険料額は、消費税率を財源とした軽減が実施され、保険料の基準額に対する割合が、第 1 段階は 0.5 から 0.3 へ、第 2 段階は 0.75 から 0.5 へ、第 3 段階は 0.75 から 0.7 へと変更されます。

本荘由利広域介護保険事業計画

2021年3月

発行／本荘由利広域市町村圏組合
(由利本荘市・にかほ市)

〒015-0871 秋田県由利本荘市尾崎17番地
本荘由利広域市町村圏組合 介護保険課
TEL 0184-24-3347 Fax 0184-24-3359